

令和4年度版

赤穂の環境

第53号

自 令和3年4月

至 令和4年3月

兵庫県赤穂市

目 次

第 1 章 環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務	1
2. 環境保全関係予算	2
3. 環境保全行政の取組	3
4. 環境基本計画の概要	4
5. 環境保全に関する普及・啓発	6
6. 環境審議会	7
7. 公害等紛争調整委員会	8
8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会	9
9. 環境保全協定の締結	10
10. 赤穂環境保全協議会	12
11. 市内環境調査及び立入調査実施状況	13
12. 環境関係法令等に基づく届出状況	18
13. 公害苦情の状況	21

第 2 章 環境基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画の進捗状況	23
2. 環境基本計画推進事業	25

第 3 章 気象

1. 兵庫県南西部の気象	29
2. 赤穂の気象	30
3. 風向風速の状況	30

第 4 章 大気環境の状況

1. 現況	35
(1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）	35
(2) 浮遊粒子状物質	37
(3) 窒素酸化物（二酸化窒素）	39
(4) 光化学オキシダント	41
(5) 降下ばいじん	42
(6) 微小粒子状物質（PM2.5）	46
(7) 市内放射線測定結果	47
2. 大気汚染物質調査	48

第5章 水質の状況

- 1. 水質の現況…………… 49
 - (1) 市内河川の水質…………… 49
 - (2) 地先海域の水質…………… 55
 - (3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）…………… 58
 - (4) 千種川水質精密調査…………… 59
 - (5) 市内河川水質精密調査…………… 62
 - (6) 水生生物調査関連調査…………… 63

第6章 騒音の状況

- 1. 道路交通騒音調査…………… 65

第7章 廃棄物の状況

- 1. 市内廃棄物排出量の状況…………… 67
 - (1) 一般廃棄物関係…………… 67
 - (2) 産業廃棄物関係…………… 69

第8章 地球温暖化への取組

- 1. 地球温暖化防止への取組…………… 71
- 2. 地域温暖化対策実行計画の概要と温室効果ガス排出量目標値…………… 71
- 3. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量…………… 72
- 4. 赤穂市（行政）の温室効果ガス排出量の状況等…………… 75

第9章 環境行政のあゆみ

- 1. 環境行政のあゆみ（抜粋）…………… 77

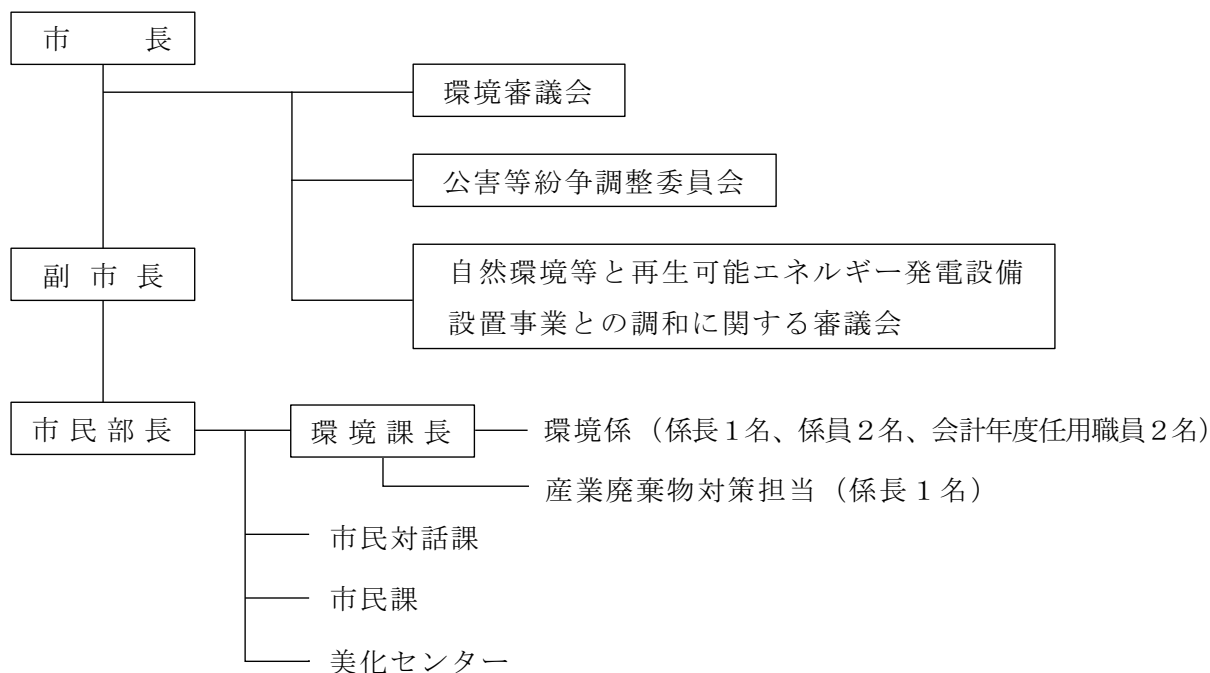
第 1 章

環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務

本市における環境保全関係事務は、市民部環境課で所掌しているが、令和3年度の市民部機構及び環境課の所掌事務等の内容は次のとおりである。

(1) 機構図



(2) 分掌事務

- ① 環境基本計画に関すること
- ② 環境関係条例の運用調整に関すること
- ③ 環境審議会の運営に関すること
- ④ 環境保全思想の普及啓発に関すること
 - ・ 広報資料の作成
 - ・ その他の啓発活動
- ⑤ 公害審査及び技術指導に関すること
- ⑥ 公害苦情の処理に関すること
- ⑦ 環境保全協定の締結又は改廃に関すること
- ⑧ 調査分析に関すること
- ⑨ 公害等紛争調整委員会の運営に関すること
- ⑩ 公害関係団体の指導に関すること
- ⑪ レンタルルーム等指導要綱の運用に関すること
- ⑫ 自然環境等と再生可能エネルギーの調和に関すること

2. 環境保全関係予算

令和3年度における本市の環境保全関係（環境課執行分）当初予算の内訳は次に示すとおりである。

環境保全関係当初予算内訳（人件費は除く）

（千円）

予算科目	報酬	報償費	旅費	需用費	役員費	委託料
公害対策費	1,120	469	347	3,971	6,459	28,890

予算科目	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
公害対策費	649	2,999	243	45,147

事業費内訳

（公害対策費）

○環境調査事業	35,000千円
○公害測定機器等整備事業	3,000千円
○千種川等水質精密調査事業	3,500千円
○環境基本計画推進事業	1,440千円
○一般事務費等	2,207千円

環境保全関係当初予算の推移（人件費は除く）

（千円）

年 度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
予算総額	45,417	45,551	56,059	92,298	74,514	111,133	43,199	51,753	50,271

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
予算総額	50,061	60,663	78,377	53,610	45,550	47,114	45,637	41,379	35,982

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
予算総額	36,039	41,164	50,824	36,133	57,983	70,793	55,254	55,499	61,308

年 度	28	29	30	令和元	2	3
予算総額	63,697	60,476	56,673	48,698	50,131	45,147

3. 環境保全行政の取組

本市の環境行政については、昭和30年代の重化学工業の発展を中心とした高度成長期を迎えるとともに、大気汚染・水質汚濁などの産業公害による人の健康や生活環境への深刻な影響が懸念され、公害対策への積極的な対応が求められるようになり、昭和46年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、環境問題に対応してきた。

その後、昭和60年代に入ると、環境に関する考え方の範囲やイメージは「都市環境の安全性」や「公害の防止」という範疇から文化的・歴史的環境の保全、さらには文化性や美観的要素を兼備した都市環境づくりが求められるようになった。

このような時代の潮流に対処していくため、より快適な生活環境の創造に向けて、本市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めることが必要となり、まちとしての望ましい環境像を明らかにし、いわゆる「赤穂らしさ」のあるまちづくりのガイドラインとなる「赤穂市環境管理計画」を平成元年度に策定した。

さらに、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の制定並びに「赤穂市総合計画」（平成12年度）の策定等を踏まえ、平成13年3月に「赤穂市環境基本条例」の全面改正を行った。同時に、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の展開を図るため、「赤穂市環境管理計画」を全面改定し、新たに21世紀のまちづくりの指針となる「赤穂市環境基本計画」を策定した。

その後、予想を遥かに上回って進行する地球温暖化対策に市民・事業者・市が協働で取り組むため、平成21年3月にその道標となる「赤穂市低炭素戦略2020」（赤穂市地球温暖化対策地域推進計画）を策定するとともに、この計画との整合性を図るため、「赤穂市環境基本計画」の改訂を行った。平成28年3月、環境に係る社会情勢や国の政策動向、社会全体の環境政策の変化を反映し、本市の環境に係る情勢や施策動向の変化を反映するため、再度「赤穂市環境基本計画」の一部改訂を行った。

令和2年度には、令和3年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化するための指針として、「赤穂市環境基本計画」の改定を行った。改定にあたっては、これまでの基本目標を維持しつつ、気候変動対策に関する目標を新たに設け、地球温暖化対策実行計画としても位置づけた。

4. 環境基本計画の概要

環境基本計画は、「赤穂市環境基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示すものであり、「赤穂市総合計画」に描かれたまちづくりの基本理念や都市像を環境面から実現するものでもあり、本市の環境行政の基本的指針としての性格を有するものである。

計画の期間は、令和3年度から令和12（2030）年度までとした。

(1) 本市がめざす環境の都市イメージ

市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化する都市をめざす。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、施策を推進する。

『環境進化都市・赤穂』
～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

(2) 環境都市のイメージ実現のための基本目標

「環境進化都市・赤穂」を実現するため次の6つの基本目標に沿って取組を進める。

- ① 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
- ② 脱炭素社会への探求と適応のまち〔環境と成長の好循環〕
- ③ 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
- ④ うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
- ⑤ 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
- ⑥ 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕

(3) 対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境の範囲は次の4分野とする。

分 野	環 境 の 項 目
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、廃棄物、化学物質 など
自然環境	多様な生態系(田畑、森林、水辺、生物など)、地形、地質 など
快適環境	良好な景観、自然とのふれあい、歴史・文化資源 など
地球環境	地球温暖化、海洋汚染、気候変動影響 など

(4) 重点的に取り組むこと

本計画においては、計画全体を牽引（リード）するものとして、次の5つの重点施策テーマを掲げている。

- ① 清流千種川のために ―上流域との広域連携―
- ② 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日―
- ③ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり―
- ④ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル―
- ⑤ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ―

重点施策テーマと基本目標・施策体系との関連

基本目標・施策体系 重点施策テーマ	1 最適消費と健全な循環のまち	2 脱炭素社会への探求と適応のまち	3 自然と共生するまち	4 うるおいとやすらぎのあるまち	5 環境への取組を通じた活力のあるまち	6 環境に配慮した人・社会のまち
① 清流千種川のために ―上流域との広域連携―	◎		○			○
② 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日―		◎			○	○
③ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり―	○			◎	○	
④ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル―		◎	○			◎
⑤ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ―	◎	○			◎	○

(◎：特に関連がある ○：関連がある)

5. 環境保全に関する普及・啓発

(1) 啓発活動等

環境に関する情報提供及び啓発を行うことにより市民の理解と協力を求め、環境保全に対する意識の高揚を図るため、広報活動に努めている。

- ・市ホームページ、広報などによる啓発
- ・赤穂こどもエコクラブだよりの発行

(2) 情報提供

① 環境関連ホームページの開設

環境基本計画の概要や環境行政への取組、環境に関するお知らせ等について広く市民に周知を図るため、市のホームページで環境用語の掲載、環境調査結果等の情報提供を行っている。

② 「赤穂の環境」の発行

赤穂市生活環境の保全に関する条例第4条第3項の規定により、毎年、赤穂の大気、水質、騒音等の環境状況の調査結果をはじめとする環境保全対策事業について取りまとめた「赤穂の環境」を発行し、市民に市の環境状況や環境施策の概要について周知を図っている。また、平成15年度より環境基本計画の進捗状況について、年次報告を「赤穂の環境」で行っている。

③ 広報あこうによる情報提供

広報あこうにおいて、市民に身近な環境に関する情報提供を行っている。

6. 環境審議会

良好な環境の保全及び創造のための基本施策について審議を行う市長の諮問機関であり、赤穂市環境基本条例（平成13年赤穂市条例第12号）第19条の規定に基づく「赤穂市環境審議会規則」（平成元年赤穂市規則第28号）により組織し、運営している。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市環境審議会開催状況

会議開催日	会議内容
令和3年8月18日	・令和3年度版「赤穂の環境」（速報）の概要について

赤穂市環境審議会委員名簿

（令和4年3月31日現在）

委 嘱 区 分	委 員 名
学 識 経 験 者	中 村 隆 彦（赤穂市医師会会長） 赤 井 高 之（相生・赤穂市郡歯科医師会赤穂支部長） 寺 田 晋 一 郎（赤相薬剤師会会長） ○中 村 隆 紀（元赤穂市市民部長） ◎萬 代 新 一 郎（司法書士）
市 議 会 議 員	南 條 千 鶴 子 西 川 浩 司 榑 悠 太 田 渕 和 彦
市民組織の代表者	前 田 護（赤穂市自治会連合会会長） 中 村 文 代（赤穂市消費者協会会長） 笹 倉 明 王（赤穂労働者福祉協議会会長）
産 業 界 の 代 表 者	梅 本 弘 幸（赤穂商工会議所副会頭） 谷 山 甫（赤穂市農業委員会会長） 平 田 一 典（赤穂市漁業協同組合参事） 石 橋 龍 一（赤穂環境保全協議会会長） 寺 岡 里 江 子（赤穂青年会議所直前理事長）
公 募 市 民	鈴 木 栄 二 橋 本 久 美 子
関係行政機関の職員	柿 本 裕 一（龍野健康福祉事務所長 兼赤穂健康福祉事務所長） 荒 谷 一 平（光都土木事務所長） 川 口 義 人（光都農林振興事務所長） 吉 村 陽（西播磨県民局県民交流室環境参事） 堀 祐 一 郎（赤穂警察署長）
市 関 係 職 員	藤 本 大 祐（副市長） 藤 井 隆（市民病院院長） 平 野 勝 則（消防長）

（注）◎印は会長 ○印は副会長

7. 公害等紛争調整委員会

公害等生活環境に係る紛争の円滑な調整解決を図るため、赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年赤穂市条例第15号）第70条の規定に基づき「赤穂市公害等紛争調整委員会規則」（平成元年赤穂市規則第29号）を制定し、これにより組織し、運営している。

令和3年度は、当委員会に調整申立の要請はなかった。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市公害等紛争調整委員会開催状況

会議開催日	会議内容
令和3年8月3日	・令和3年度版「赤穂の環境」（速報）の概要について ・公害苦情の概要について

赤穂市公害等紛争調整委員会委員名簿

（令和4年3月31日現在）

区分	氏名	区分	氏名
委員長	菅野新治	委員	小田正勝
職務代理者	多田憲子	〃	関孝志
委員	吉備徳治	〃	山本達也
〃	橋本龍男	〃	坂本謙二
〃	清山美千子	〃	金尾宗悟
〃	沖知道	〃	山田和子
〃	住所知之		

8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年赤穂市条例第48号）は、恵まれた自然環境、歴史ある景観、安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的とし、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業を実施するにあたり必要な事項を定めており、同条例第15条の規定に基づき、赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会を組織し、運営している。

なお、令和3年度は、当審議会に諮問はなく、会議の開催はなかった。

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備 設置事業との調和に関する審議会委員名簿

（令和4年3月31日現在）

区 分	氏 名	区 分	氏 名
委 員 長	有 田 伸 弘	委 員	吉 備 徳 治
委 員	友 廣 隆 宜	〃	前 田 護
〃	小 堀 豊		

9. 環境保全協定の締結

(1) 環境保全協定の推移

本市においては、昭和44年度から行政指導として公害防止協定の締結を進めてきたが、昭和46年10月以降は、赤穂市環境保全条例（昭和46年条例第35号）の規定により、公害発生要素の高い企業を対象に市との公害防止協定の締結を義務づけた。

その後、昭和48年4月27日、市内主要企業18工場と改めて県・市・企業の三者間において地域ぐるみの公害防止協定を締結した。

さらに、NOx対策の強化及び総排出量規制の徹底等本格的な対策を推進するため、昭和51年6月に全面改定を行ったが、昭和59年6月1日には、これら協定内容を全面的に見直し、名称も環境保全協定と改めた。

しかし、その後の環境問題の変化に対応するため、地球環境問題、循環型社会の形成、化学物質対策などの法整備も行われ、協定においても新たな対応が求められていることから、主要企業については平成17年度に自主的な環境保全活動等新たな枠組みを取り入れた見直しを行い、平成19年度、平成20年度には環境管理の徹底や違反時の措置強化等について協定内容を見直し、改定を行った。

そのほか中小企業では、化学工業、生コン製造業、採石事業場、養鶏事業場、ゴルフ場とも公害防止協定を締結しており、平成20年度には採石事業場、養鶏事業場について協定内容を見直し、改定を行った。

なお、現在、協定を締結している主要企業及び中小企業は30事業所となっている。

(2) 主要企業の環境保全協定の見直し

主要企業との環境保全協定については、各事業所における施設の現状を踏まえ、また、地球温暖化対策や情報公開への対応等新たな課題に対応するため、事業所個別の協定値の見直しを含めた協定改定を平成17年度に行った。

平成19年度には協定締結事業所に対して環境保全意識の向上を図るため、改めて環境管理の徹底を促し、協定違反時の措置を強化する等、協定内容を見直し、改定を行った。

また、平成20年度には、協定締結後年数が経過し事業所における操業や施設の状況等が協定締結時と変更を生じている事業所について、協定内容を見直し、改定を行った。

(3) 今後の動向など

主要企業の環境保全協定については、平成17年度、平成19年度及び平成20年度に改定を行っており、今後も引き続き必要に応じて協定の見直しを行うこととする。

なお、環境保全協定（一部公害防止協定も含む）では、工場等の施設変更等を行おうとする場合、市への事前協議を規定しており、令和3年度の事前協議は23件であった。

環境保全協定等の締結工場

(令和4年3月31日)

区 分	工 場 等 の 名 称	業 種	締結年月日
市との 二者協定 締結工場等 (18)	㈱豊工業所赤穂砕石所	採 石	H28. 11. 15 改定
	金田砕石(有)	〃	H21. 2. 25 改定
	奥村組砕石生産(株)	〃	〃
	兵庫奥栄建設(株)	〃	〃
	大和紡績(株)	ゴルフ場	H 2. 1. 29 改定
	赤穂開発(株)	〃	H 2. 1. 29
	(富士フィルム和光純薬(株)赤穂農園)	牧 場	(R4. 3. 31 廃止)
	タテホ化学工業(株)有年工場	化学工業	S57. 5. 31 改定
	赤穂生コン(株)	生コン製造業	S52. 6. 29
	(アグロケミテック(株)赤穂工場)	化学工業	(R3. 9. 30 廃止)
	品川ゼネラル(株)東備事業所赤穂工場	土石製品製造業	S52. 6. 29
	(株)デイリーエッグ有年農場	養鶏業	H21. 2. 25 改定
	アース製薬(株)	化学工業	H29. 5. 22 改定
	(株)カンペ赤穂	塗料製造業	H20. 3. 25 改定
	(株) MORESCO 赤穂工場	潤滑油製造業	〃
	富士フィルム和光純薬(株)播磨工場	化学工業	〃
	ハヤシ アグロサイエンス(株)	農薬製造業	H27. 7. 1
	(株)クリーン赤穂	産業廃棄物処理業	H30. 10. 2
	三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場	電気機械器具製造業	H28. 12. 1
	赤穂化成(株)	化学工業	H29. 10. 1
県・市との 三者協定 締結工場 (12)	関西電力(株)赤穂発電所	電気業	H20. 12. 25 改定
	黒崎播磨(株)赤穂工場	窯 業	H20. 3. 25 改定
	高周波熱錬(株)赤穂工場	金属製品製造業	〃
	品川リフクトリーズ(株)西日本工場赤穂製造部	窯 業	〃
	住友大阪セメント(株)赤穂工場	窯 業	〃
	正同化学工業(株)赤穂工場	化学工業	〃
	太陽鋳工(株)赤穂工場	非鉄金属精錬業	〃
	タテホ化学工業(株)	化学工業	〃
	DSL. ジャパン(株)赤穂工場	化学工業	〃
	(株)日本海水赤穂工場	製塩業	〃
	ロザイ工業(株)赤穂工場	窯 業	〃
	(株)日本海水赤穂西浜バイオマス発電所	電気業	H31. 1. 7

10. 赤穂環境保全協議会

本市では、公害防止対策の円滑化を図るため、各事業者の理解を得て、昭和45年に企業の公害防止担当者を構成員とする「赤穂市主要企業公害担当者会議」を設置した。

昭和49年、地域ぐるみの公害防止協定の締結を機会に、企業の公害防止に対する責任体制をより明確にするため、会議構成員を各企業の公害防止管理者等へ改めるとともに、組織機能の充実による自主運営を進めるため事務局を赤穂商工会議所に置いた。

昭和60年、環境保全に関する社会的要求を尊重し、清潔で健康な都市づくりに寄与するため、公害防止対策の一層の強化と環境保全の自主的な推進を図ることを目的に、会議の名称を赤穂市内主要企業環境保全協議会と改めるなどした。

平成26年、赤穂環境保全協議会と名称を改め、現在、県・市と環境保全協定を締結している企業など19社が加入し、事業の推進に努めており、市としても当該協議会に対する公害対策、環境保全についての指導や活動の円滑な推進のための協力、アドバイスを行っている。

なお、当該協議会では、昭和49年以降地域の環境美化対策と快適な環境づくりのため、環境美化月間協賛行事として各種事業を継続実施しており、令和3年度には会員の環境保全活動の取組内容について情報の共有が行われた。

赤穂環境保全協議会会員企業

アース製薬(株)	タテホ化学工業(株)
赤穂化成(株)	D S L . ジャパン(株)赤穂工場
関西電力(株)赤穂発電所	(株)日本海水赤穂工場
黒崎播磨(株)赤穂工場	(株)M O R E S C O 赤穂工場
高周波熱錬(株)赤穂工場	三菱電機(株)系統変電システム製作所
品川リフラクトリーズ(株)西日本工場赤穂製造部	桃井製網(株)
ジオマテック(株)赤穂工場	(株)吉野工業所赤穂工場
住友大阪セメント(株)赤穂工場	ロザイ工業(株)赤穂工場
正同化学工業(株)赤穂工場	富士フィルム和光純薬(株)播磨工場
太陽鋳工(株)赤穂工場	

1.1. 市内環境調査及び立入調査実施状況

(1) 環境調査

本市においては、昭和39年にPbO₂法による硫黄酸化物濃度、デポジットゲージ法による降下ばいじんの環境調査を開始したが、その後監視体制の整備を図り、現在では次に示すとおり環境の状況を広く継続的に調査を実施している。

環境調査実施状況

区分	測定対象	測定地点	地点数	備考
大気汚染 関係	硫黄酸化物	加里屋(市役所)・塩屋・尾崎・ 坂越・天和・大津・高雄・ 有年・西有年(自排局)	9	連続測定
	窒素酸化物	〃	9	〃
	浮遊粒子状物質	〃	9	〃
	微小粒子状物質	加里屋(市役所)	1	〃
	光化学オキシダント	加里屋(市役所)・有年	2	〃
	風向・風速	加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・天和・大津・ 高雄・有年・西有年(自排局)	10	〃
	気象	有年	1	〃
	降下ばいじん	加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・折方・天和・ 大津・高雄・有年	10	常時測定
水質汚濁 関係	河川水質	千種川 7・長谷川 1・新川 1・ 加里屋川 2・大津川 2・塩屋川 1・ 矢野川 1・中ノ谷川 1	16	年 4 回 (6, 8, 12, 2 月) ※中ノ谷川のみ毎月
	海域水質	地先海域一円	11	年 4 回 (6, 9, 12, 2 月)
騒音関係	自動車騒音常時監視	幹線道路沿線	3	年 1 回(1 月)

(2) 立入調査

公害関係法令や環境保全（公害防止）協定に基づき適正に執行されているかどうか及び公害関係施設や管理組織体制等を確認するため、工場・事業場への立入調査を行っている。主な立入調査状況は次のとおりである。

工場排水調査	延 77件
使用燃料中硫黄分調査	延 11件
排出ガス調査	延 1件
工事完成認定調査	延 49件
帳簿書類等確認調査	延 18件
苦情立入調査	延 7件

また、特定建設作業現場及び特定開発事業現場については必要に応じ立入調査を実施するとともに、一般環境状況確認のため環境パトロールや、空地の管理状況調査等も随時実施している。

① 市内工場立入調査

環境保全（公害防止）協定に基づき汚染物質排出量・濃度の自主測定及び測定結果の報告を求めており、これら測定結果報告については、協定値超過の有無について書類審査するとともに、工場に立入を行い生産施設の実態及び公害防止対策施設の管理状況、その他工場等の環境美化対策等について調査を行った。また、その審査・調査結果に基づき指導等を行っている。

② 市内工場排水調査結果

公共用水域の水質保全対策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備を促進するとともに、工場等については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等法令をはじめ、市の生活環境の保全に関する条例や環境保全協定等により排水規制の強化、徹底を図っている。

排水量が多い工場については、環境保全協定により、工場排水の自主測定と県・市への報告を義務づけている。

なお、令和3年度における工場排水の一斉立入調査結果（一般項目）は、次表に示すとおりである。

工場排水調査結果

工場名	項目	採水 年月日	時刻	水温 ℃	pH	SS mg/L	COD mg/L	大腸菌群数 個/cm ³	備考
アース製薬(株) 赤穂工場		R3.5.26	10:30	33.2	7.3	<1	4.5	4	
		R3.7.28	10:28	38.8	7.2	<1	3.5	0	
		R3.11.9	9:30	26.8	7.1	5	18	0	
		R4.2.22	13:46	17.4	7.1	<1	6.8	0	
アース製薬(株) 坂越工場		R3.5.26	10:06	21.1	7.0	2	2.9	0	
		R3.7.28	10:05	29.8	7.1	<1	1.6	0	
		R3.10.27	10:18	16.9	7.6	<1	1.8	0	
		R4.2.16	10:02	7.3	7.6	<1	2.0	0	
赤穂化成(株)		R3.5.26	9:51	28.9	7.6	10	4.7	86	
		R3.7.28	9:52	31.0	8.2	17	5.1	0	
		R3.10.27	10:02	26.1	6.9	4	3.0	0	
		R4.2.16	9:49	18.2	7.5	8	3.8	0	
関西電力(株) 赤穂発電所		R3.5.26	10:54	26.2	6.7	<1	0.6	0	
		R3.7.28	10:52	34.8	5.8	<1	2.6	9	
		R3.10.27	11:08	17.7	6.4	<1	1.0	0	
		R4.2.16	10:39	12.0	6.3	<1	<0.5	0	
黒崎播磨(株) 赤穂工場		R3.5.25	9:52	19.1	7.6	<1	4.7	25	
		R3.7.20	9:46	25.9	7.8	6	5.4	29	
		R3.10.26	9:46	17.5	7.7	<1	2.8	15	
		R4.2.15	9:46	6.1	8.4	3	6.1	1	
高周波熱錬(株) 赤穂工場		R3.5.26	9:26	26.2	7.4	<1	<0.5	0	
		R3.7.28	9:29	28.9	7.5	<1	0.6	0	
		R3.10.27	9:36	26.0	7.5	<1	0.8	8	
		R4.2.16	9:25	23.1	7.5	<1	<0.5	0	
住友大阪セメント(株) 赤穂工場		R3.5.25	9:21	23.3	7.6	2	0.9	19	
		R3.7.20	9:14	28.7	7.7	5	<0.5	48	
		R3.10.26	9:15	23.2	7.8	2	1.0	5	
		R4.2.15	9:14	19.1	7.7	1	1.0	11	
正同化学工業(株) 赤穂工場		R3.5.26	11:31	21.2	7.3	1	1.5	0	
		-	-	-	-	-	-	-	採水できず
		R3.10.27	11:37	20.3	7.4	<1	1.3	0	
正同化学工業(株) 西沖工場		R4.2.16	10:54	16.4	7.6	<1	0.6	0	
		R3.5.26	11:40	27.0	6.6	<1	2.1	0	
		-	-	-	-	-	-	-	採水できず
太陽鋳工(株) 赤穂工場		R3.10.27	11:47	20.9	7.3	<1	1.3	0	
		R4.2.16	11:04	8.9	6.8	<1	1.9	0	
		R3.5.25	10:46	21.8	7.8	<1	1.5	1	
太陽鋳工(株) 赤穂工場		R3.7.20	11:05	23.8	8.1	<1	1.5	0	
		R3.10.26	11:12	21.7	7.8	<1	1.6	0	
		R4.2.15	11:00	19.2	7.6	<1	1.3	0	

工場名	項目 採水 年月日	時刻	水温 ℃	pH	SS mg/L	COD mg/L	大腸菌群数 個/cm ³	備考
タテホ化学工業(株) 赤穂工場	R3.5.25	10:36	38.5	7.2	3	1.7	0	
	R3.7.20	10:31	40.9	7.2	5	2.5	0	
	R3.10.26	10:34	32.9	7.5	<1	0.6	0	
	R4.2.15	10:28	31.5	7.3	4	3.1	0	
DSL. ジャパン(株) 赤穂工場	R3.5.26	11:10	24.4	7.4	2	1.1	0	
	R3.7.20	10:47	33.1	7.4	3	1.1	0	
	R3.10.26	10:51	32.5	7.3	2	1.1	0	
	R4.2.15	10:42	24.8	7.3	<1	1.0	1	
(株)日本海水 赤穂工場	R3.5.25	9:03	24.7	7.4	1	1.9	0	
	R3.7.20	11:15	32.8	7.7	2	4.7	0	
	R3.10.26	8:56	28.3	7.4	3	1.5	0	
	R4.2.15	8:55	16.4	7.7	2	2.0	0	
(株)カンペ赤穂	R3.5.25	9:10	22.8	6.8	2	6.2	2	
	R3.7.20	9:02	29.4	7.9	2	4.8	4	
	R3.10.26	9:04	17.9	7.7	6	8.7	19	
	R4.2.15	9:03	11.2	7.5	2	6.9	1	
(株)MORESCO 赤穂工場	R3.5.25	10:19	32.6	7.2	<1	2.0	9	
	R3.7.20	10:14	36.9	7.2	<1	1.3	0	
	R3.10.26	10:17	31.2	7.3	<1	1.1	2	
	R4.2.15	10:10	25.3	7.2	<1	2.6	0	
三菱電機(株) 系統変電システム製作所 赤穂工場	R3.5.25	10:05	20.1	7.2	1	3.2	23	
	R3.7.20	10:01	27.1	7.5	2	2.7	4	
	R3.10.26	10:01	16.0	7.3	3	2.9	49	
	R4.2.15	10:00	8.6	7.5	2	2.9	2	
富士フイルム和光純薬(株) 播磨工場	R3.5.25	9:33	19.6	7.1	1	1.5	0	
	R3.7.20	9:28	27.3	7.3	3	2.6	0	
	R3.10.26	9:27	28.3	7.7	<1	1.3	0	
	R4.2.15	9:26	8.7	7.4	1	2.0	0	
谷尾食糧工業(株) 赤穂工場	R3.5.26	9:16	18.9	7.0	32	24	0	BOD 1.5
	R3.7.28	9:17	21.6	7.2	43	21	0	BOD 14
	R3.10.27	9:13	15.5	7.3	60	65	2,700	BOD 39
	-	-	-	-	-	-	-	採水できず
ハヤシアグロサイエンス(株)	R3.5.26	11:17	20.3	7.5	6	1.4	4	
	R3.7.20	10:55	24.1	7.6	5	1.6	4	
	R3.10.26	11:01	16.1	7.3	2	1.8	13	
	R4.2.15	10:51	9.9	7.6	1	1.7	0	
(株)日本海水 赤穂西浜バイオマス発電所	R3.5.26	10:41	37.1	7.9	<1	5.5	0	
	R3.7.28	10:39	38.6	8.1	<1	5.7	0	
	R3.10.27	11:21	34.5	8.0	<1	5.6	0	
	R4.2.16	10:26	15.5	7.8	<1	3.7	0	

③ 市内工場使用燃料中硫黄分調査結果

大気汚染物質排出量の低減を進めるため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例や市の生活環境の保全に関する条例、環境保全協定により規制強化を図ってきた。近年、工場における低硫黄燃料の使用及び燃料使用量の減少に伴い、燃料燃焼に伴う硫黄酸化物の排出量は大幅に減少してきた。

令和3年度に工場における使用燃料中硫黄分の実態確認のため立入調査を実施したが、これら調査結果は次表に示すとおり県条例の基準を大幅に下回る良好な状況であった。

工場等の使用燃料中の硫黄分分析結果

工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)	工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)
アース製薬(株)坂越工場	R4.1.17	A	0.07	住友大阪セメント(株)赤穂工場	R4.1.19	再生重油	0.34
アース製薬(株)赤穂工場	R4.1.17	A	0.09			石炭	0.24
関西電力(株)赤穂発電所	R4.1.19	原油(1U)	0.89	正同化学工業(株)赤穂工場	R4.1.21	A	0.07
		原油(2U)	0.85	(株)MORESCO赤穂工場	R4.1.20	A	0.08
黒崎播磨(株)赤穂工場	R4.1.20	A	0.02	富士フイルム和光純薬(株)播磨工場	R4.2.3	A	0.06
				谷尾食糧工業(株)	R4.2.1	A	0.04

④ 協定工場排出ガス調査結果

環境保全協定締結工場のばい煙発生施設の中から調査対象施設を選定し、対象施設の排出ガスについて、関係法令の届出値との比較を行った。調査の結果、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等のすべての項目について、届出値の超過はなかった。

工場・施設名	調査年月日	調査項目
(株)日本海水赤穂西浜バイオマス発電所 バイオマス発電設備	R4.2.21	硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度 外

12. 環境関係法令等に基づく届出状況

(1) 赤穂市生活環境の保全に関する条例関係

赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年条例第15号）に基づく、指定工場等及び指定家畜飼養施設の許可申請等については、令和3年度、工場・事業場の新規設置は4件であり、既設工場・事業場における生産設備及び公害対策施設の更新等変更は52件であった。

また、一定規模以上の用地の造成等の事業を行おうとする場合の事前届出については、令和3年度、11件であった。これら許可等の状況については次表のとおりである。

生活環境の保全に関する条例に係る指定工場等設置・変更許可申請件数

区 分	設置許可申請	変更許可申請
工 場	1	49
事 業 場	3	2
家畜飼養施設	0	1
計	4	52

注 家畜飼養施設は届出

設置・変更許可申請の内訳

届 出 内 容	件 数
工 場 新 設	1
事 業 場 新 設	3
生 産 設 備 等 の 増 設	17
公 害 対 策 施 設 の 増 設	1
生 産 施 設 の 更 新 等 変 更	12
そ の 他 付 帯 施 設 の 更 新 等 変 更	21

特定開発事業実施届出の内訳

届 出 内 容	件 数
用 地 の 造 成 等 に 関 す る も の	1
建 築 物 ・ 工 作 物 の 設 置 等 に 関 す る も の	10

(2) 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例関係

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年条例第48号）は、一定規模以上の太陽光発電施設又は風力発電設備の設置事業について、事業着手の60日前までに協議を義務づけており、令和3年度は事前協議はなかった。

(3) 赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱関係（令和3年5月1日施行）

赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱（令和3年3月25日訓令甲第12号）は、小規模太陽光発電設備（発電出力10キロワット以上50キロワット未満）の設置事業について、工事着手の14日前までに届出を義務づけており、令和3年度は15件（うち変更届出1件）であった。

(4) 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱関係

赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱（平成2年10月1日訓令甲第25号）は、レンタルルーム類似施設、パチンコ店及びゲームセンターの建築等について、事前協議を義務づけており、令和3年度は事前協議はなかった。

(5) その他公害関係法令

本市においては、公害関係法令のうち騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規定に基づく届出の受理、兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく騒音、振動及び悪臭に係る届出の受理、並びにばい煙、粉じん、汚水に係る届出の経由事務を行っている。

令和3年度の届出等の内訳は、次表のとおりである。

① 兵庫県条例に基づく特定施設届出数

種類 区分	ばい煙	粉じん	汚水	騒音	振動	悪臭	合計
設置	7	6	0	116	0	0	129
施設等変更	10	1	0	0	0	0	11
廃止	23	7	0	0	0	0	30

② 関係法令に基づく特定施設届出数

種類 区分	大気汚染 防止法	水質汚濁 防止法	瀬戸内法	騒音 規制法	振動 規制法	ダイオキシン類 対策特別措置法
設置	10	22	18	28	7	0
使用	0	0	0	0	0	0
施設等変更	3	9	42	0	0	0
廃止	10	13	27	5	0	0

③ 特定建設作業の実施届

種類 区分	くい打機等を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	バックホウを使用する作業	トラクターヨベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	掘削機を使用する作業	解体作業又は破壊作業	合計
兵庫県条例によるもの	3	0	0	0	0				129	5	137
騒音規制法によるもの	8	48	11			1	0	0			68
振動規制法によるもの	10			0	43					0	53

④ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請等

区分	特定施設設置許可申請	特定施設構造等変更許可申請	特定施設使用変更届出	代表者氏名変更届	特定施設使用廃止届	承継届
件数	4	7	3	6	2	0

⑤ 環境保全協定等に基づく事前協議件数

区分	大 気		水 質	騒音・振動	産 廃	その他	合計
	ばい煙	粉じん					
件数	6	4	7	1	5	0	23

(6) その他届出等

① 汚染物質等測定結果報告

県・市又は市と環境保全協定を締結している工場等については、汚染物質排出量・濃度等の自主測定をしなければならず、その自主測定結果の報告を年2回求めている。

② 光化学スモッグ緊急時対策削減計画書・報告書

緊急時対策措置要請対象工場・事業場16者は、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ予報発令時等の燃料使用量削減等の対応策の事前計画書を提出しなければならない。また、広報等の発令及び解除の通報は、県環境影響評価室から市及び対象工場にファクシミリを主体とした連絡網により行っている。なお、発令時の燃料使用量削減等の確認については、削減措置状況の報告を求めている。

13. 公害苦情の状況

(1) 公害等苦情の処理状況

令和3年度に市民から申出のあった公害等に関する苦情は7件であった。

個人所有地での野外焼却や工事現場からの騒音等に関する苦情の申出が多く、それぞれの苦情内容については、発生源に対する対策の指導等によりほとんどが解決に至っている。この他にも空地における雑草の繁茂等について苦情の申出・相談があり、現場確認のうえ発生源への適正指導等を行っている。

苦情内容及び対策措置については下記のとおりであった。

苦情内容及び対策措置

種類	苦情発生地域	苦情内容	対策措置等
大気汚染	中 広 (準工業地域)	解体工事による粉じんの飛散	適切に対策を行いながら、施工するよう指導
水質汚濁	坂 越 (調整区域)	海岸への油の漂着	関係機関と情報共有し、対策を実施
	大 津 (調整区域)	事業場からの濁水の流出	施設の適正な管理を指導
騒 音	中 広 (準工業地域)	太陽光発電設備設置工事による騒音	騒音に十分注意し、施工するよう指導
	海 浜 町 (第一種住居地域) (第一種中高層住居専用地域)	店舗設置工事による騒音	近隣住居への説明を行い、騒音に十分注意し、施工するよう指導
臭 気	高 雄 (調整区域)	工場からの臭気	施設の適正な管理を指導
	高 野 (調整区域)	牛舎、堆肥舎からの臭気	臭気対策の徹底を指導

第 2 章

環境基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画の進捗状況

環境基本計画の進捗状況については、その取組状況、目標達成状況等について年次報告書として毎年公表し、環境の情報を市民等と共有することとしている。

環境基本計画において、目標達成のための取組及び重点的に取り組むこととして掲げられている157項目のうち、令和3年度は117項目にわたり実施した。取組を行った主な内容は次のとおりとなっている。

(1) 目標達成のための取組の主な実施状況

<p>1. 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕</p> <ul style="list-style-type: none">・法令や工場・事業場と締結している環境保全協定に基づき、環境保全対策について、自主的に管理するよう誘導した。・公用車の購入は、最新規制適合車や低公害車等の導入に努めた。・東備西播定住自立圏形成推進協議会の下部組織として、東備西播圏域JR利用促進協議会を設立し、播州赤穂駅、有年駅、上郡駅、西片上駅にて、啓発グッズを配布し、公共交通機関であるJRの利用促進の啓発を行った。・エコドライブやアイドルリングストップを行った。・一部歩道において、透水性舗装を行い、雨水の地下浸透を促した。・検針時のお知らせ、広報、HPなどで漏水の注意喚起を実施し、無駄な水が流れないように啓発した。・月2回、古紙を回収し、リサイクルに努めた。・令和2年度から缶・びんの回収日に紙ごみの回収を開始した。また、市の施設等に平成26年より使用済み小型家電回収ボックスや小型充電式電池回収ボックスを設置し、ごみの減量・適正処理と資源の有効活用を図った。・環境月間及びごみ減量・資源化促進月間に啓発活動等をした。・消費者協会等の各種団体と連携し、ごみ減量・資源化の意識啓発に努めた。・生ごみ堆肥化容器、処理機の購入助成を実施した。・関係各課と共同で、不法投棄パトロールを実施した。
<p>2. 脱炭素社会への探求と適応のまち〔環境と成長の好循環〕</p> <ul style="list-style-type: none">・庁舎内における冷暖房を適正に管理・設定した。・施設の更新時において、高効率機器の導入を行うよう関係所管へ情報提供を行った。・赤穂こどもエコクラブにおいて、グリーンカーテンの育て方を学習し、自宅で取り組み、省エネ・節電に努めた。・施設の更新時において、照明のLED化を行った。・広報や収集日程表、ごみ分別辞典等を通じてごみ分別の周知、徹底を行い、ごみの減量化と再資源化の推進を図った。

<p>3. 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区について、条例に基づき緑地保全を図った。 ・都市公園、緑地、街路樹の維持管理・捕植を行い、緑のネットワークの保全に努めた。 ・加里屋川において、ホタルの再生事業を行った。（県事業と連携） ・高雄小学校と地域が連携し、ハマウツボの保全活動を行った。 ・赤穂こどもエコクラブにおいて、自然観察会を実施した。
<p>4. うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事などからの騒音・振動を抑制するために助言等を行った。 ・自動車交通等による騒音を低減するため、関係機関と連携し、道路構造改良を行った。 ・県民まちなみ緑化事業の推進・啓発を行い、緑化に努めた。 ・赤穂城跡公園を計画的に整備、維持管理を行った。 ・市街地景観形成地区や市街地景観重要建築物について、整備基準に適合するよう指導し、景観保全に努めた。 ・埋蔵文化財調査、指定文化財の保存・修理等を行い、その保全と継承に努めた。
<p>5. 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設残土等の資源化、適正処理に努めた。 ・公共工事において、産業廃棄物の再生利用や適正処理を行うよう指導した。 ・赤穂城跡の整備、指定文化財の整備を通じて、赤穂の魅力ある歴史文化遺産の保存と顕彰を行った。
<p>6. 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報をHPなどに掲載し、市民の意識向上に努めた。 ・赤穂こどもエコクラブにおいて、環境に関する学習会を行い、環境に対する能力や考え方を身につけた。 ・幼稚園・保育所において、環境教育の取組を行った。

(2) 重点的に取り組むことの主な実施状況

<p>テーマ1：清流千種川のために　－上流域との広域連携－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究所自然研究部会がライオンズクラブと一緒に開催する千種川水系水生生物採集調査にて生物採集及び同定作業を行い、水生生物調査結果の統計法のあり方と同定法の研修を行った。 ・千種川の水質を定期的に調査し、水質の保全に努めた。
<p>テーマ2：企業との協創の関係づくり　－澄んだ空・美しい夕日－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤穂環境パートナーシップ登録制度において、現在16事業所を登録している。

<p>テーマ3：ぶらり赤穂のまち　－歩いて・自転車で楽しいまちづくり－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県事業との連携により、サイクリングモデルルートの設定をした。 ・ 御崎地区のサクラ、ウメの植栽、剪定、伐採等の維持管理業務を実施した。 ・ 市内の主要な駅においてレンタサイクルを実施した。
<p>テーマ4：足下からの地球温暖化対策　－協働のライフスタイル－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂こどもエコクラブによる環境教室を行った。（2.環境基本計画推進事業（2）こどもエコクラブ事業参照） <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内小学4～6年生を対象に、自然観察会や地球温暖化のしくみについて学び、環境に関する考え方を身につけた。 ○ 赤穂こどもエコクラブ会員数：11人（令和3年度） ・ 保育所給食では地元食材を使った給食を実施した。
<p>テーマ5：赤穂ゼロエミッション　－最少負荷のまちへ－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ堆肥化容器、処理機の普及に向けた啓発を行った。 ・ 食品ロスを減らすため、広報において啓発を行った。

2. 環境基本計画推進事業

(1) 赤穂環境パートナーシップ登録制度

平成16年7月1日創設した赤穂環境パートナーシップ登録制度は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境に配慮した事業者の自主的な取組や活動を広げるために、事業者と市が協働して環境への負荷の低減を図ることを目的に、一定の要件を満たす事業所を「赤穂環境パートナーシップ事業所」として市に登録し、「登録証」を交付するとともに、その取組を紹介しようとするものである。

① 対象事業所

赤穂市内で事業活動を行い、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所。

② 登録の方法と流れ

ア 登録の申込み

登録申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付し申請する。

イ 環境方針の宣言

ウ 環境負荷の現状の把握

自己チェックシート及び自己チェックリストにより確認する。

エ 取組目標の設定

自己チェックリストの項目を参考に取り組目標を5つ以上設定する。

※必須項目「エネルギーに関すること」、「廃棄物の排出に関すること」

③ 登録証の交付と公表

登録申請を受け、審査会で審査し決定する。赤穂環境パートナーシップ事業所として登録された事業所（以下「登録事業所」）には登録事業所であることを明記したプレートを「登録証」として交付するとともに、事業所の名称・所在地や取組の概要等を市の広報、ホームページ等により紹介する。

④ 目標達成のための行動の実践と見直し

登録事業所は、目標の達成のための行動を実践し、毎年取組内容を点検（市に報告）するとともに、その内容の見直しを行う。

ア 目標達成状況の報告

イ 取組方法の見直し

ウ 取組方法の再検討

エ 取組の実践

ア～エを毎年繰り返し行いながら、目標の達成に向けた取組を実践する。

令和3年度末現在、赤穂環境パートナーシップ登録事業所は、16事業所である。

登録年度	登録事業所名
H16	・住友大阪セメント(株)赤穂工場 ・(株)日本海水赤穂工場 ・関西電力(株)赤穂発電所 ・ジオマテック(株)赤穂工場 ・三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場
H17	・タテホ化学工業(株) ・太陽鉱工(株)赤穂工場 ・富士フィルム和光純薬(株)播磨工場
H18	・(株)MORESCO赤穂工場 ・正同化学工業(株)赤穂工場 ・イオンリテール(株)イオン赤穂店
H19	・(株)カンペ赤穂
H20	・ハヤシアグロサイエンス(株)
H21	・アース製薬(株)坂越工場・赤穂工場
H23	・タテホセラミック(株) (H31.1 タテホ化学工業(株)と合併) ・高周波熱錬(株)赤穂工場
H25	・黒崎播磨(株)赤穂工場

(2) こどもエコクラブ事業

平成7年度から環境省の提唱により、持続可能な社会をつくるためには次世代を担う子どもたちが将来にわたり環境を大切にすることを意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要であるとして、「こどもエコクラブ」事業が実施され、同事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な環境の学習や実践活動が支援されている。

赤穂市は、環境教育を充実させるため、「赤穂こどもエコクラブ」を平成17年度に創設し、毎年、小学校4年生～6年生を対象に会員の募集を行い、地域の自然体験や社会体験を通して、環境に配慮した活動を実践する能力と考え方を身につける場を提供している。

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の中止や制約の多い一年となったが、自宅でのグリーンカーテンの取組や自主学習、学習会をとおして、環境への理解を深めることができた。

令和3年度会員の内訳

	男	女	計
4年生	1人	8人	9人
5年生	0人	1人	1人
6年生	1人	0人	1人
計	2人	9人	11人

令和3年度赤穂こどもエコクラブ活動内容

月 日	内 容
4月27日(火)	赤穂こどもエコクラブ発足～会員証の送付～
5月29日(土)	第1回学習「みどりのカーテン栽培講習会」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
7月31日(土)	第2回学習「セミの羽化観察会&電気について」
12月19日(日)	第3回学習「地球温暖化について」 ～太陽光発電を体験してみよう～
随 時	エコクラブ通信の発行 「つくってみようグリーンカーテン」 「環境問題について考えよう」



第2回学習会 電気について学習する様子



第2回学習会 セミの羽化の様子



第3回学習会 工作の様子



第3回学習会 工作にて完成した作品

第 3 章

氣 象

1. 兵庫県南西部の気象

兵庫県南西部における令和3年度の気象経過は次のとおりであった。

春季の天気は数日の周期で変わり、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多かったが、4月は高気圧に覆われて晴れる日も多かった。梅雨入りは6月12日ごろで平年より遅く、梅雨明けは7月17日ごろで平年より早かった。

夏季も前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、8月は大雨となり平年の2倍の降水量となった。

秋季も前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多かったが、11月は高気圧に覆われて晴れる日も多かった。

冬季は気圧の谷や寒気などの影響で、曇りや雨の日が多かった。

4月は高気圧に覆われて晴れる日が多かったが、低気圧や前線などの影響で曇りや雨の日もあり、28日から29日にかけて前線を伴った低気圧の影響で大雨となった。平均気温と降水量は平年並みで、日照時間は平年より多かった。

5月は梅雨前線や湿った空気などの影響で曇りや雨の日が多く、中旬の後半から下旬にかけては大雨の日があった。平均気温は平年並みで、日照時間は少なく、降水量は平年より多かった。

6月は高気圧に覆われて晴れる日もあったが、気圧の谷や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多かった。平均気温と降水量は平年並みで、日照時間は平年より多かった。

7月の前半は梅雨前線や湿った空気などの影響で曇りや雨の日が多かったが、後半は高気圧に覆われて晴れる日が多かった。平均気温と降水量は平年並みで、日照時間は平年より多かった。

8月は前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、降水量は平年の2倍以上を記録し、日照時間は平年よりかなり少なく、平均気温は平年並みだった。特に中旬から下旬のはじめにかけては、大雨となり降水量がかなり多く、平均気温、日照時間も平年を大きく下回った。

9月は前線や湿った空気などの影響で曇りや雨の日が多く、上旬や中旬では大雨となった日もあったが、降水量は平年より少なかった。平均気温は平年並みで、日照時間は平年より少なかった。

10月の上旬は、高気圧に覆われて晴れる日が多く、平均気温が平年よりかなり高かったが、中旬から下旬にかけては、前線や気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多かった。平均気温は高く、日照時間はかなり多かった。降水量は平年よりかなり少なかった。

11月は高気圧に覆われ晴れる日が多かったが、気圧の谷や湿った空気等の影響で曇りや雨の日もあった。下旬は前線や湿った空気の影響で大雨となった日があった。日照時間や降水量はかなり多く、平均気温は平年並みであった。

12月の上旬は、気圧の谷や湿った空気等の影響で曇りや雨の日が多かった。中旬以降は冬型の気圧配置となる日が多く、晴れる日が多かった。下旬は冬型の気圧配置が強まり寒気

が流れ込んだ。平均気温は平年並みで、日照時間は平年より多く、降水量は少なかった。

1月の月上旬は冬型の気圧配置となることが多く、晴れる日が多かったが、中旬以降は気圧の谷や寒気の影響で、曇りの日が多かった。平均気温は平年並みで、日照時間は平年より多く、降水量はかなり少なかった。

2月は気圧の谷や寒気の影響で曇りの日が多かったが、下旬は高気圧に覆われて晴れる日が多かった。平均気温は平年より低く、日照時間はかなり多く降水量はかなり少なかった。

3月は気圧の谷や湿った空気などの影響で曇りや雨の日が多く、中旬は荒れた天気の日があったが、高気圧に覆われて晴れる日もあった。平均気温は平年よりかなり高く、日照時間と降水量は平年並みであった。

(資料提供：姫路エコテック㈱)

2. 赤穂の気象

令和3年度の市南部での気象測定結果は、表3-1-1①に示すとおり、年間平均気温が16.0℃、最高気温が7月の35.9℃、最低気温が2月の-3.1℃で、前年度と比べて年間平均気温は0.3℃低く、最高気温は0.3℃低く、最低気温は3.8℃高かった。年平均湿度は68%で前年度より19%高かった。

また、年間降水量は1,223.0mmで前年度(1,107.5mm)と比べて多かった。(図3-1-1参照)

また、市南部と北部の状況を比較すると、年平均湿度は南部が68%、北部が79%、平均気温は年間を通して南部が高く、最高気温も南部が高かった。最低気温は北部の方が低く、南部より1.6℃低かった。総雨量は南部が1,223.0mm、北部が1,243.0mmであり、北部の方が多かった。(表3-1-1①、②参照)

3. 風向風速の状況

本市は、三方が200～400mの比較的標高は低い起伏の多い山地で囲まれ、南は海に面し、その海岸から背後山麓までわずか2～4kmしかなく、市の中央部は千種川をはじめ中小河川が貫流している等の地形条件にあるため、市内各地点の風向は複雑な動態を示している。

年間の風配(表3-1-2風向特性等解析表及び図3-1-2年間風配図参照)を見ると、市役所は東北東方向、塩屋は北及び北北西方向、尾崎は北北西方向、天和は西及び西北西方向、高雄は北及び北北東方向、下水管理センターは北北東方向、有年は南方向がそれぞれ卓越している。また、大津と坂越は地形の影響をかなり強く受け、大津では北西から南東へかけての谷あい位置しているため、四季を通じて北西方向の風が卓越しており、坂越では東側に位置する千種川とその両岸の山地の影響を受け、年間を通じ東方向の風が卓越している状況である。

年間平均風速は、1.5～2.8m/secとなっている。(表3-1-3参照)各地点ともに季節的な変化はあまり認められず、静穏の出現頻度も0.7～10.2%となっている。

表 3-1-1 ① 気象測定結果（南部：赤穂小学校）

（令和 3 年度）

項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 間	
温度	平均	14.0	18.7	22.9	27.0	27.4	24.4	19.1	12.5	7.2	4.4	4.0	9.9	平均 16.0
	最高	25.2	28.5	30.3	35.9	35.6	31.8	30.2	22.9	17.1	13.3	15.1	20.5	最高 35.9
	最低	1.6	7.4	14.9	20.8	21.4	16.8	7.2	2.1	-1.2	-1.5	-3.1	-0.2	最低 -3.1
湿度	平均	64	75	75	75	77	74	67	65	63	62	58	64	平均 68
雨量	月間	94.0	136.5	135.0	181.0	241.0	122.0	37.0	141.0	19.5	9.5	18.5	88.0	合計 1,223.0

（注） 1.雨量については総雨量を掲記
2.単位は温度(℃),湿度(%),雨量(mm)

表 3-1-1 ② 気象測定結果（北部：有年中学校）

（令和 3 年度）

項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 間	
温度	平均	13.1	18.0	22.0	26.0	26.3	23.0	17.4	10.5	6.0	3.2	2.8	9.0	平均 14.9
	最高	25.0	27.3	29.3	33.4	34.8	29.4	29.0	22.7	16.2	12.5	13.2	20.9	最高 34.8
	最低	0.2	5.1	13.1	20.6	21.0	15.3	5.6	0.2	-2.5	-3.7	-4.7	-2.1	最低 -4.7
湿度	平均	71	80	83	85	86	87	82	81	76	75	70	76	平均 79
雨量	月間	91.5	139.5	176.5	170.5	259.0	116.5	31.0	121.0	21.0	9.0	13.5	94.0	合計 1,243.0

（注） 1.雨量については総雨量を掲記
2.単位は温度(℃),湿度(%),雨量(mm)

図 3-1-1 年間平均気温・年間総雨量経年変化

（測定地点：～H16 下水管理センター H17～27.8 消防本部 H27.9～赤穂小学校）

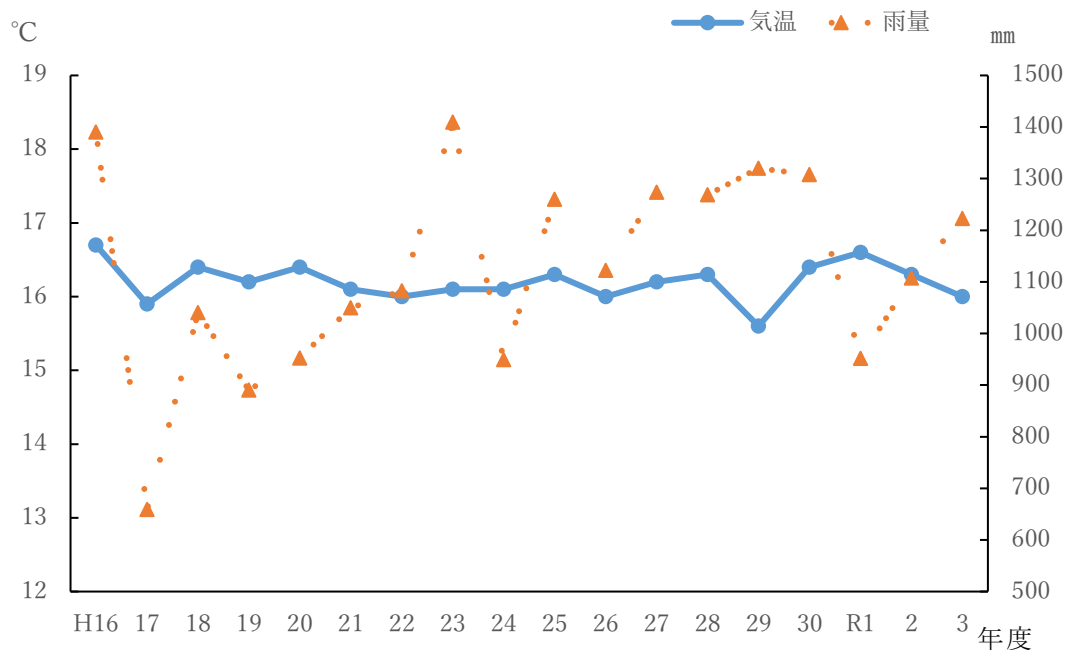


表 3 - 1 - 2 風向特性等解析表

(令和 3 年度)

解析項目 \ 測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
風向特性	ENE やや卓越	N, NNW 卓越	NNW 卓越	W, WNW 卓越	ENE, E 卓越
風速特性 (m/sec)	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越
年間平均風速(m/sec)	2.4	1.9	2.1	1.9	2.2
静穏状態出現率(%)	2.5	4.2	3.1	4.7	1.6
風向別平均風速特性	WNW やや卓越	W, WNW やや卓越	SE 卓越	ESE, SE やや卓越	SW 卓越
解析項目 \ 測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管理センター	
風向特性	N, NNE, 卓越	NW, WNW 卓越	ENE, S やや卓越	NNE 卓越	
風速特性 (m/sec)	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越	
年間平均風速(m/sec)	1.7	2.0	1.5	2.8	
静穏状態出現率(%)	3.6	3.4	10.2	0.7	
風向別平均風速特性	S やや卓越	ESE, SE やや卓越	W やや卓越	WSW 卓越	

(注) 静穏とは、風速が 0.3m/sec 以下をいう。

尾崎監視局は、風向風速計点検のため、1 1 月 1 6 日～2 月 1 7 日まで欠測。

表 3 - 1 - 3 年間平均風速

(令和 3 年度)(単位: m/sec)

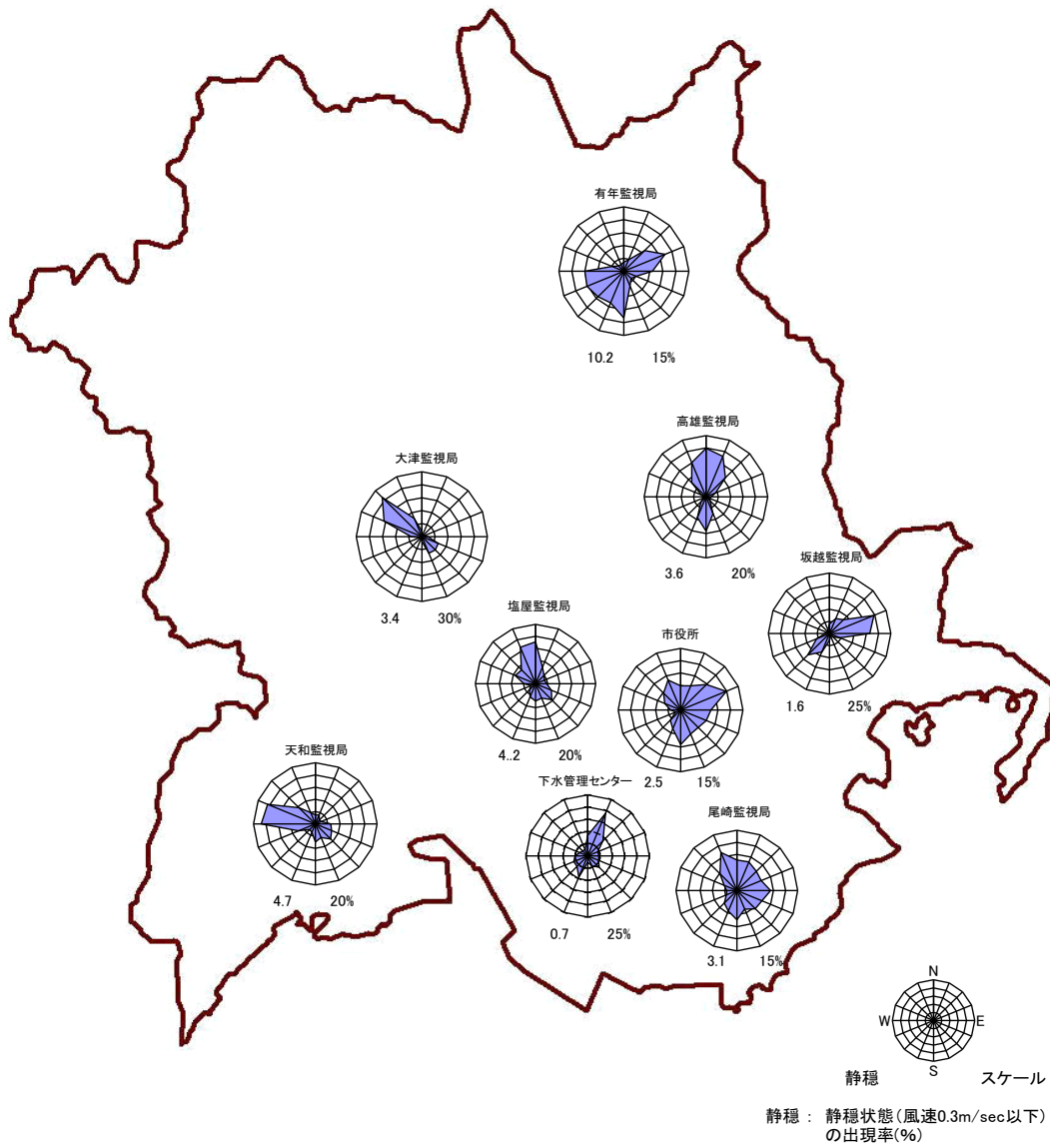
測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
4 月～6 月	2.4	1.9	2.2	1.9	2.2
7 月～9 月	2.1	1.8	2.1	1.8	2.0
10 月～12 月	2.5	2.1	2.0	2.0	2.3
1 月～3 月	2.6	2.0	2.1	2.1	2.1
年間	2.4	1.9	2.1	1.9	2.2
測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管理センター	
4 月～6 月	1.8	2.0	1.6	2.7	
7 月～9 月	1.5	1.6	1.4	2.5	
10 月～12 月	1.6	2.1	1.4	3.0	
1 月～3 月	1.8	2.3	1.6	3.0	
年間	1.7	2.0	1.5	2.8	

表 3 - 1 - 4 風向別平均風速

(令和 3 年度)(単位: m/sec)

測定地点\風向	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
市役所	2.2	1.6	1.4	1.2	1.3	2.2	2.7	3.2	2.9	3.2	4.1	3.9	4.0	4.3	3.5	2.7
塩屋監視局	1.7	1.3	1.0	1.0	1.3	1.9	2.5	2.2	2.4	2.5	2.5	2.4	3.0	3.0	2.1	1.8
尾崎監視局	1.3	1.6	1.5	2.3	2.6	2.7	3.6	2.2	2.2	2.5	3.2	2.7	2.6	2.4	1.9	1.5
天和監視局	1.6	1.5	1.6	1.9	2.2	2.6	2.8	1.9	1.9	1.5	2.0	2.1	2.2	1.6	2.0	2.3
坂越監視局	1.8	1.9	1.8	1.9	2.0	1.7	1.7	1.5	2.2	2.7	3.4	2.9	1.8	1.8	1.4	1.4
高雄監視局	1.9	1.2	1.0	0.9	0.9	1.1	1.4	2.3	2.8	2.4	2.1	1.1	1.0	1.2	1.3	2.0
大津監視局	1.7	1.2	1.0	1.2	1.5	2.5	2.5	2.3	1.6	1.0	1.1	1.0	2.3	2.4	1.7	2.1
有年監視局	1.1	1.2	1.4	1.4	1.3	1.1	0.9	1.7	2.4	1.6	1.3	2.0	2.7	1.2	1.0	1.0
下水管理センター	2.0	2.0	1.9	1.9	2.1	2.2	3.4	3.3	2.5	3.4	4.2	5.1	4.0	3.0	3.0	2.7

図 3-1-2 年間風配図（令和3年度）



第 4 章

大気環境の状況

1. 現況

大気環境監視網については、一般大気監視局として市内8か所に監視局舎を設置し大気環境の監視を行っている。

令和3年度の一般環境大気監視局（8監視局）の監視結果概要は次に示すとおりである。

(1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

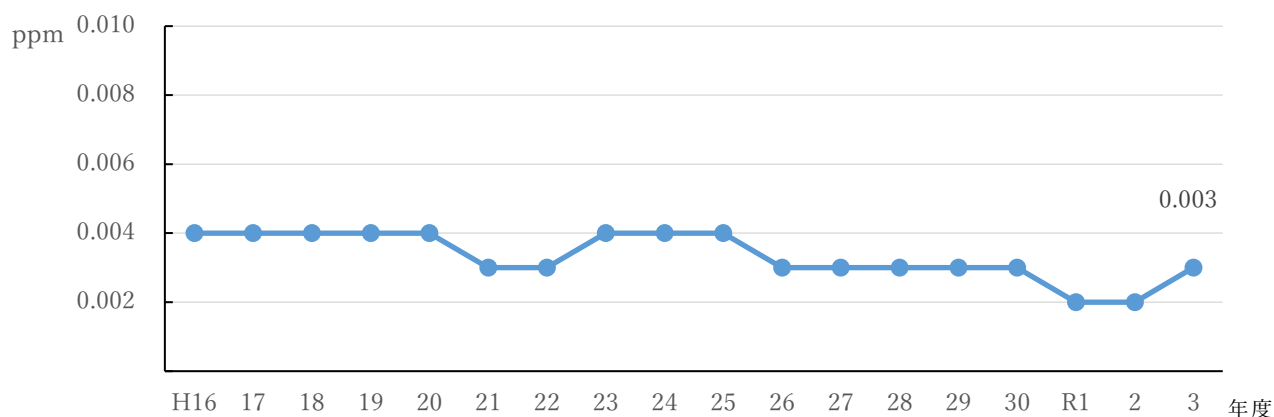
二酸化硫黄については、溶液導電率法及び紫外線蛍光法により測定しており、濃度の経年変化を年間平均値で見ると、昭和47年度の0.027ppmをピークに減少しており、昭和60年度以降0.005ppm以下の低濃度で推移している。

令和3年度の年間平均値（8地点平均）は、0.003ppmとなっている。季節的、地域的に有意な較差は認められない。

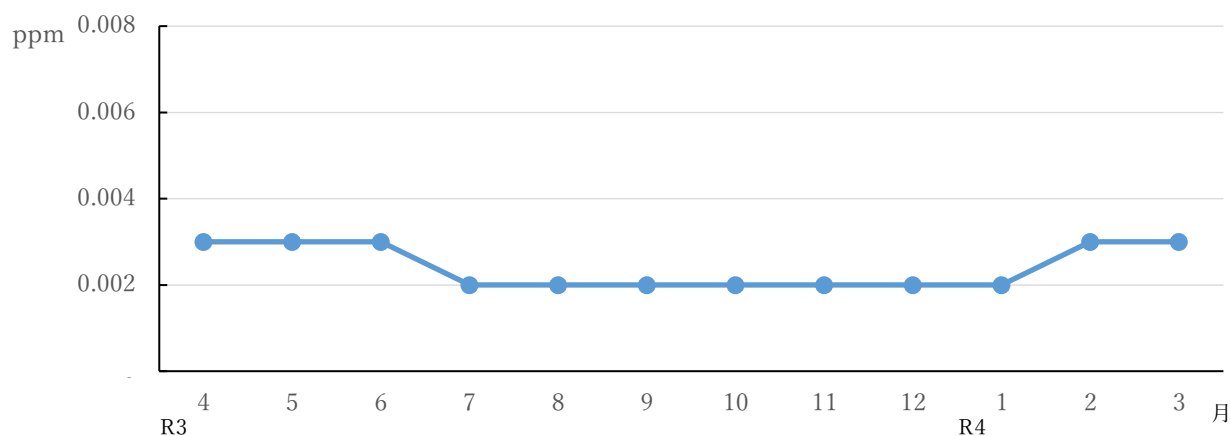
また、二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」であるが、表4-1-1にも示すとおりすべての地点において適合している状況である。

図4-1-1 二酸化硫黄濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値・日平均値及び1時間値最高値

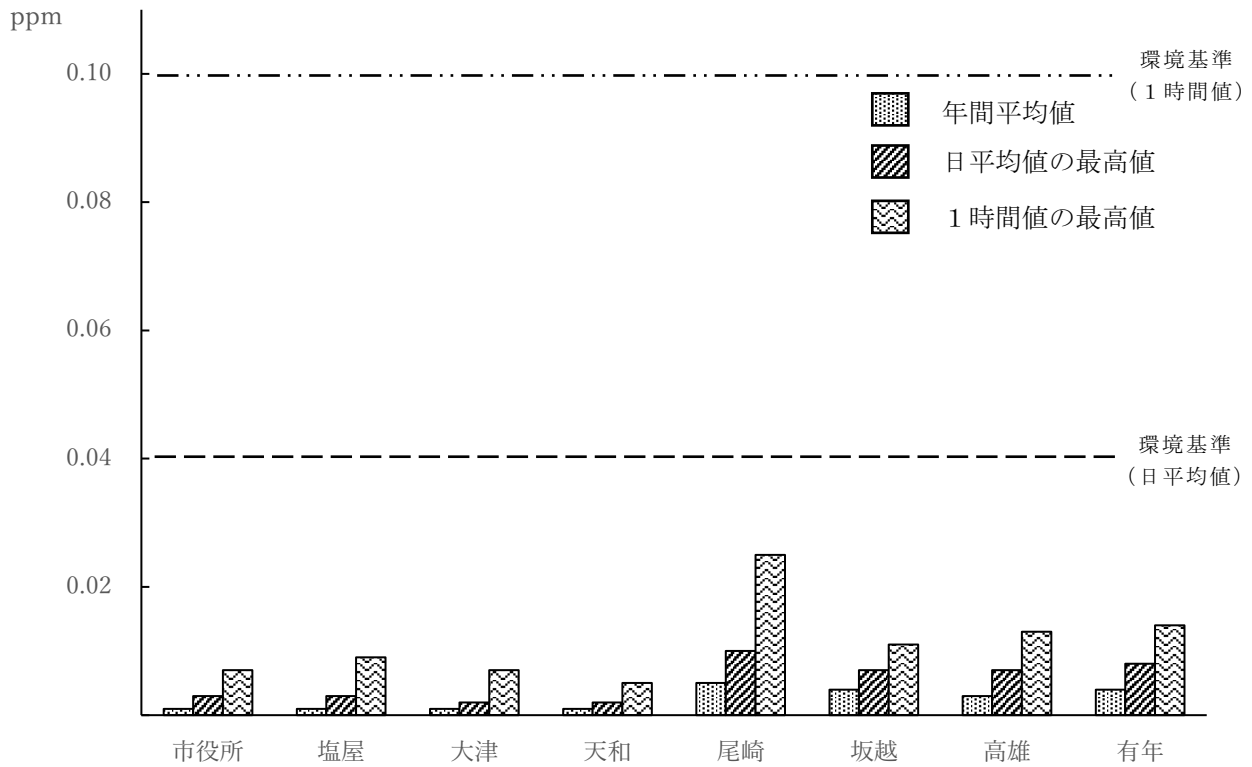


表4-1-1 二酸化硫黄濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超 えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
					時間	%	日	%				
市役所	商 業	363	8673	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
塩 屋	1種中高層住専	364	8675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
尾 崎	1種中高層住専	365	8748	0.005	0	0.0	0	0.0	0.025	0.008	○	0
天 和	工 専	365	8685	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0
坂 越	1種住居	365	8748	0.004	0	0.0	0	0.0	0.011	0.006	○	0
大 津	市街化調整	363	8670	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
有 年	市街化調整	364	8744	0.004	0	0.0	0	0.0	0.014	0.006	○	0
高 雄	市街化調整	364	8735	0.003	0	0.0	0	0.0	0.013	0.006	○	0

(2) 浮遊粒子状物質

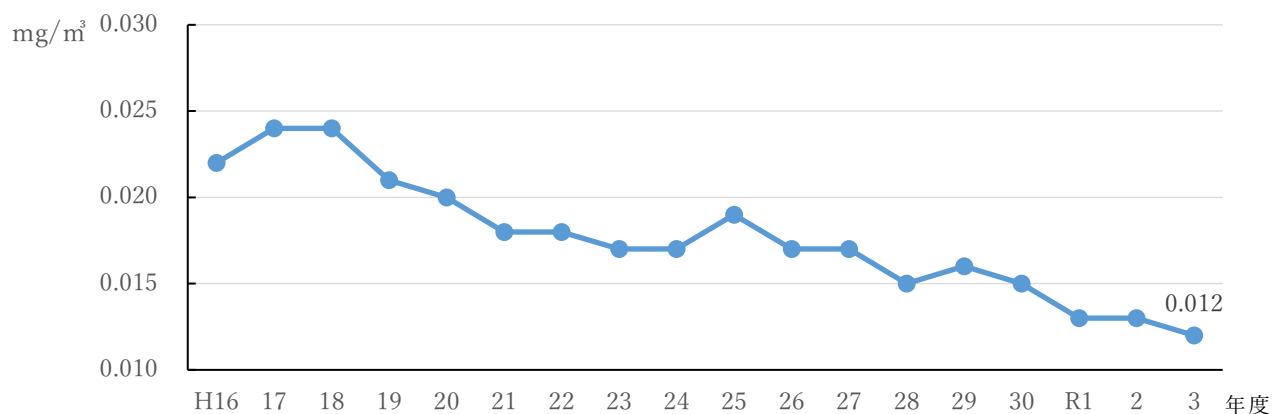
浮遊粒子状物質についてはベータ線吸収法により測定を行っているが、令和3年度の年間平均値（8地点平均）は、 0.012 mg/m^3 であり、図4-1-2に示すとおり前年度と同程度の値となっている。月間平均値においても、年間を通して同程度の値であった。

また、浮遊粒子状物質に係る環境基準は、「1時間値の1日平均が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること」であるが、適合率については表4-1-2に示すとおり1時間値の1日平均、1時間値ともに100%となっている。

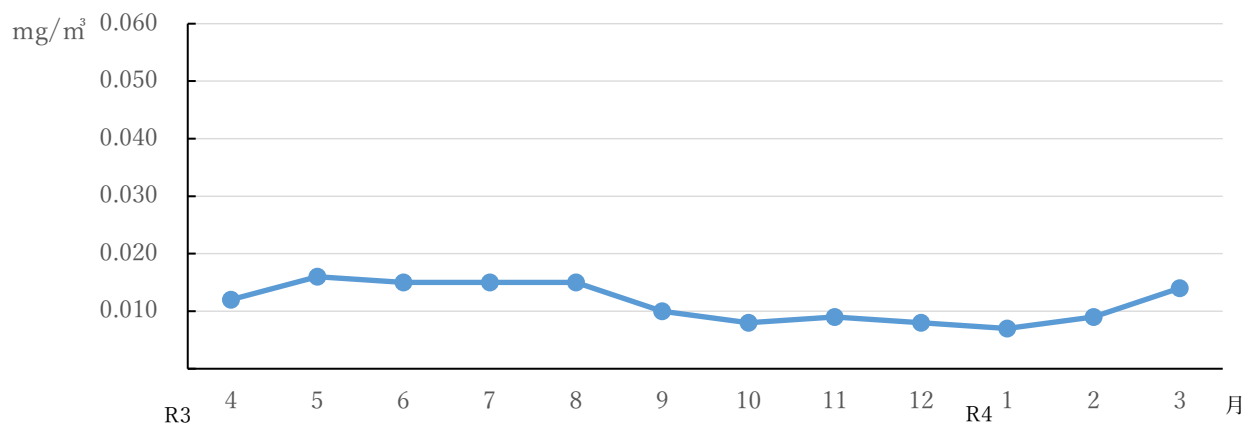
浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と硫黄酸化物・窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子があり、一次粒子の発生源には工場などから排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人的発生源と黄砂や土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

図4-1-2 浮遊粒子状物質濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び日平均値の最高値

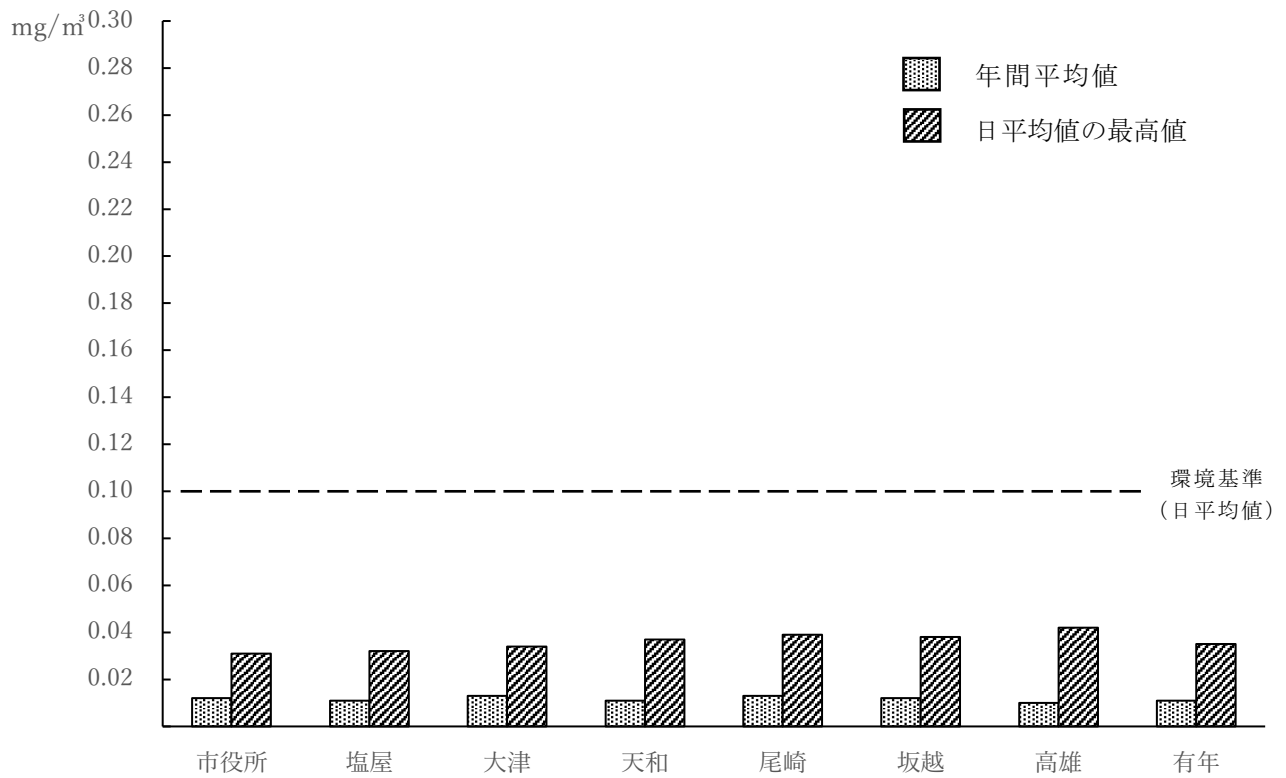


表 4-1-2 浮遊粒子状物質濃度に係る環境基準の達成状況

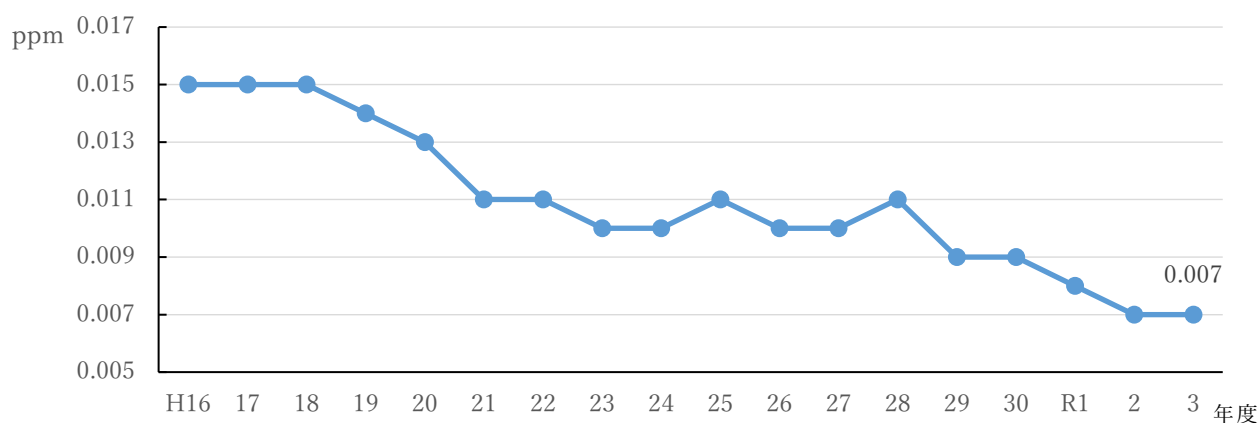
測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を 超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を 超えた日数とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を 超えた日が2日以上連 続したことの有無		環境基準の長期的評価によ る日平均値が0.10mg/m³を 超えた日数
		日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×	無○	日
市役所	商 業	362	8710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.057	0.027	○		0
塩 屋	1種中高層住専	359	8632	0.011	0	0.0	0	0.0	0.064	0.027	○		0
尾 崎	1種中高層住専	365	8737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.078	0.032	○		0
天 和	工 専	364	8733	0.011	0	0.0	0	0.0	0.058	0.026	○		0
坂 越	1種住居	365	8741	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031	○		0
大 津	市街化調整	364	8734	0.013	0	0.0	0	0.0	0.062	0.029	○		0
有 年	市街化調整	364	8715	0.011	0	0.0	0	0.0	0.076	0.028	○		0
高 雄	市街化調整	365	8727	0.010	0	0.0	0	0.0	0.072	0.026	○		0

(3) 窒素酸化物（二酸化窒素）

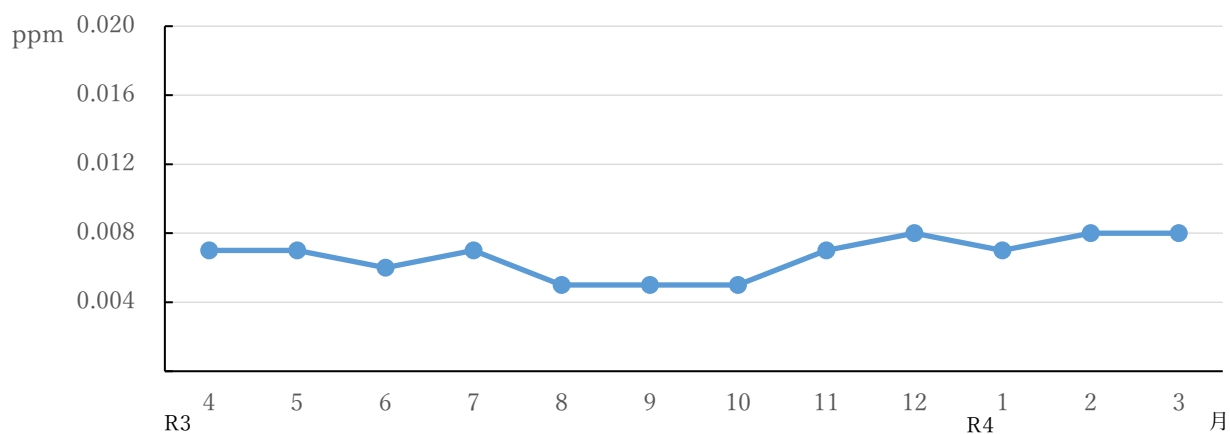
二酸化窒素については吸光光度法及び化学発光法により測定を行っており、令和3年度の年間平均値（8地点平均）は、0.007 ppmであり、図4-1-3に示すとおり近年同程度の濃度で推移している。季節的には冬期がやや高くなっている。二酸化窒素の環境基準「1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」については、表4-1-3に示すとおりすべての地点において適合している。

図4-1-3 二酸化窒素濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び日平均値の最高値

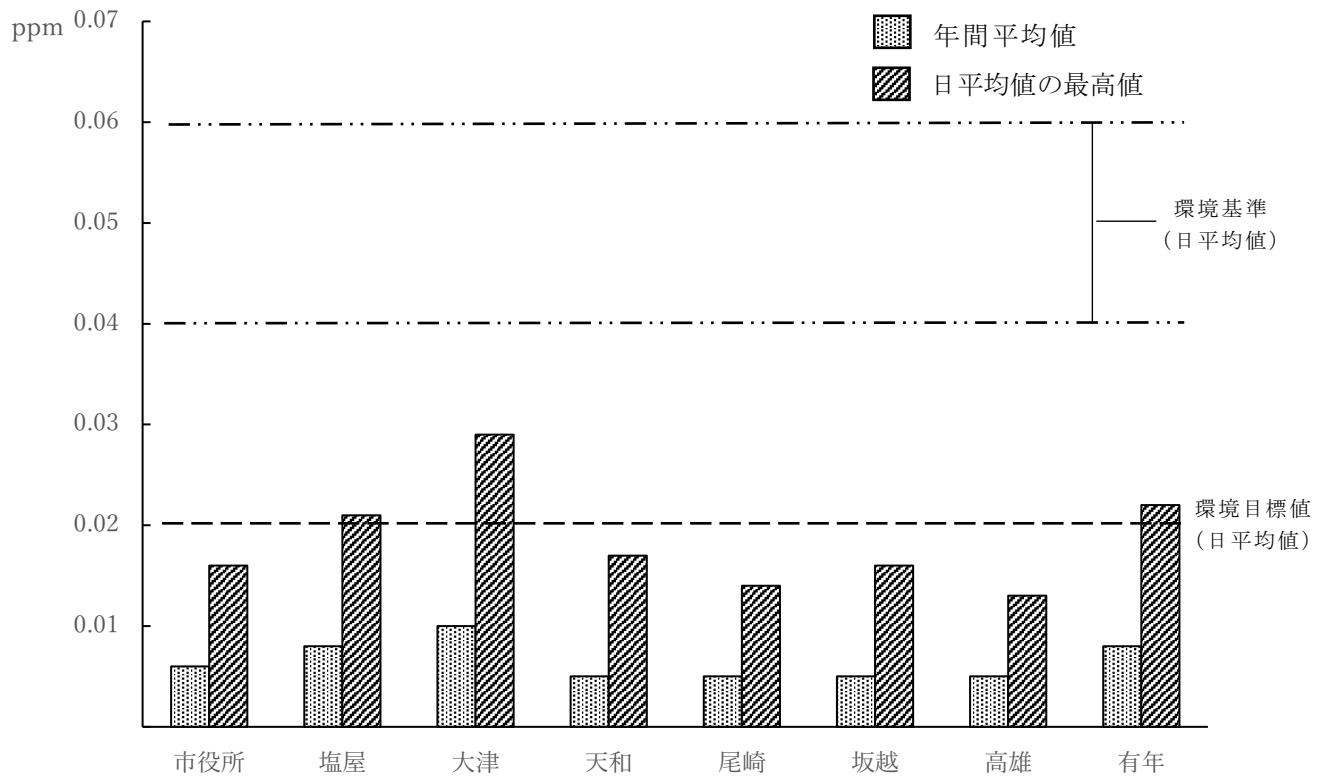


表 4-1-3 二酸化窒素濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
						時間	%	時間	%	日	%	日	%		
市役所	商業	363	8674	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
塩屋	1種中高層住専	307	7298	0.008	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
尾崎	1種中高層住専	364	8740	0.005	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0
天和	工専	364	8737	0.005	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
坂越	1種住居	364	8742	0.005	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
大津	市街化調整	364	8687	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
有年	市街化調整	360	8665	0.008	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
高雄	市街化調整	359	8627	0.005	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、市内2地点において紫外線吸収法により測定しているが、2地点の年間平均値（昼間測定時間平均）は、0.034ppmとなっている。光化学オキシダントについては、午前6時～午後8時の時間帯について評価することとされており、環境基準「1時間値が0.06ppm以下であること」については、表4-1-5に示すとおり、適合率は90.9%～94.5%となっている。

なお、本市における光化学スモッグ広報等は、市役所局のデータに基づき発令されることとなっている。過去10年間の状況は表4-1-4に示すとおりであり、平成27年8月に予報及び注意報が1回、平成30年8月に注意報が1回、令和元年5月に予報が3回、注意報が2回発令された。

表4-1-4 光化学スモッグ広報等発令状況の経年推移

(測定局：市役所)

年度	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0
最高濃度	0.115 ppm		0.120 ppm		0.107 ppm		0.135 ppm		0.118 ppm		0.110 ppm		0.127 ppm		0.152 ppm		0.115 ppm		0.106 ppm	

表4-1-5 オキシダント濃度に係る環境基準の達成状況

測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
市役所	商業	362	5459	0.037	92	496	0	0	0.106	0.053
有年	市街化調整	361	5456	0.031	70	300	0	0	0.102	0.048

(5) 降下ばいじん

降下ばいじんについては、市内10地点においてデポジットゲージ法により測定を行っている。降下ばいじん量の推移についてみると、令和3年度は市内平均1.72 t/km²/月で前年度と同程度の値となっている。図4-1-4に示す年平均値の経年変化のとおり3 t/km²/月以下で推移している。

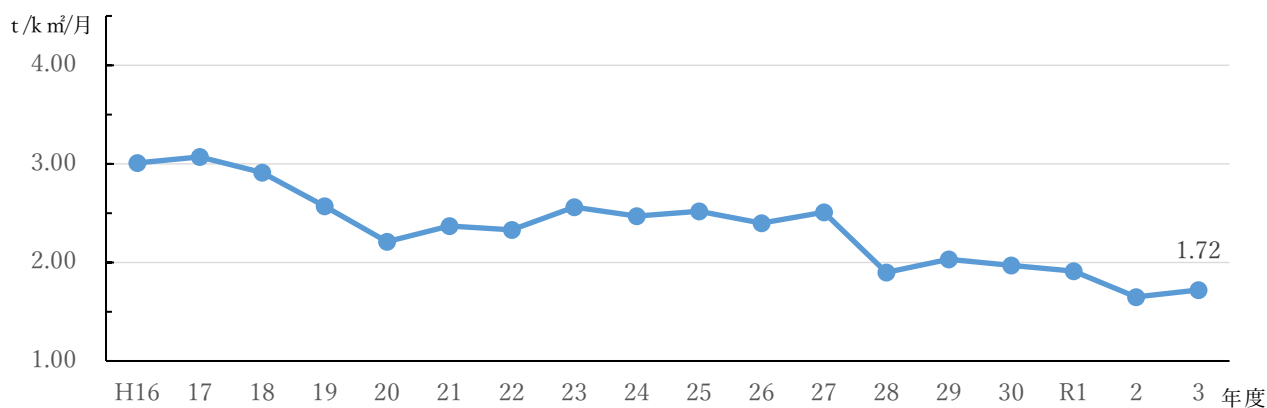
また、降下ばいじんの総量に対する不溶解性物質の比率を年平均で見ると、塩屋地点を除く9地点において50%以下となっている。(表4-1-6、8、9参照)

なお、降下ばいじんに係る本市の環境目標値「月間値の年間平均値が5 t/km²/月以下であり、かつ、月間値が10 t/km²/月以下であること」については、すべての測定地点で適合している状況である。(表4-1-7参照)

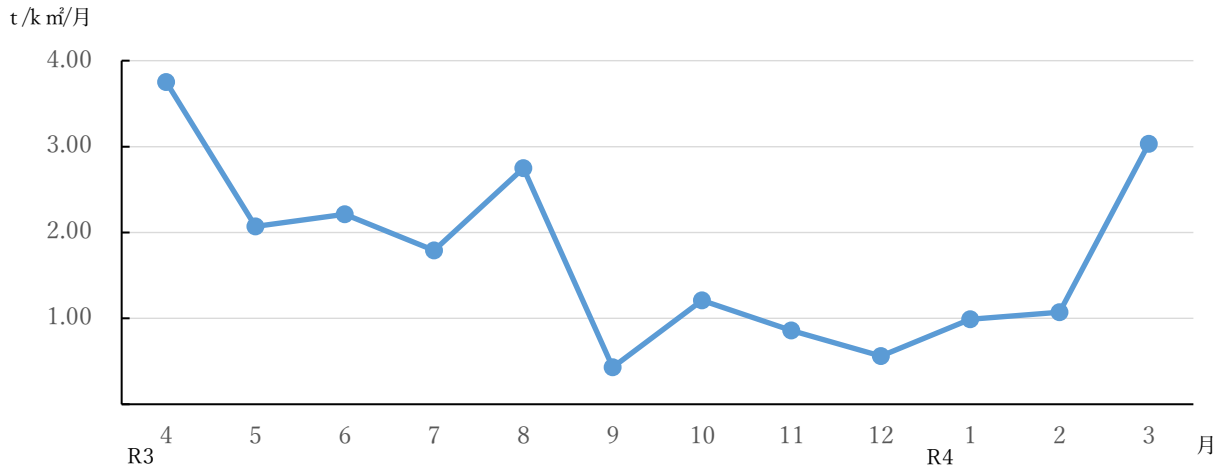
今後とも良好な環境を維持するために工場に対する集じん対策の推進や発じん防止措置の徹底、集じん装置等の適正な維持管理、砕石作業場の粉じん対策の強化、採石場内での散水徹底、採石跡地の早期緑化等粉じん防止対策等について引き続き指導を行う方針である。

図4-1-4 降下ばいじん量

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び月間最高値

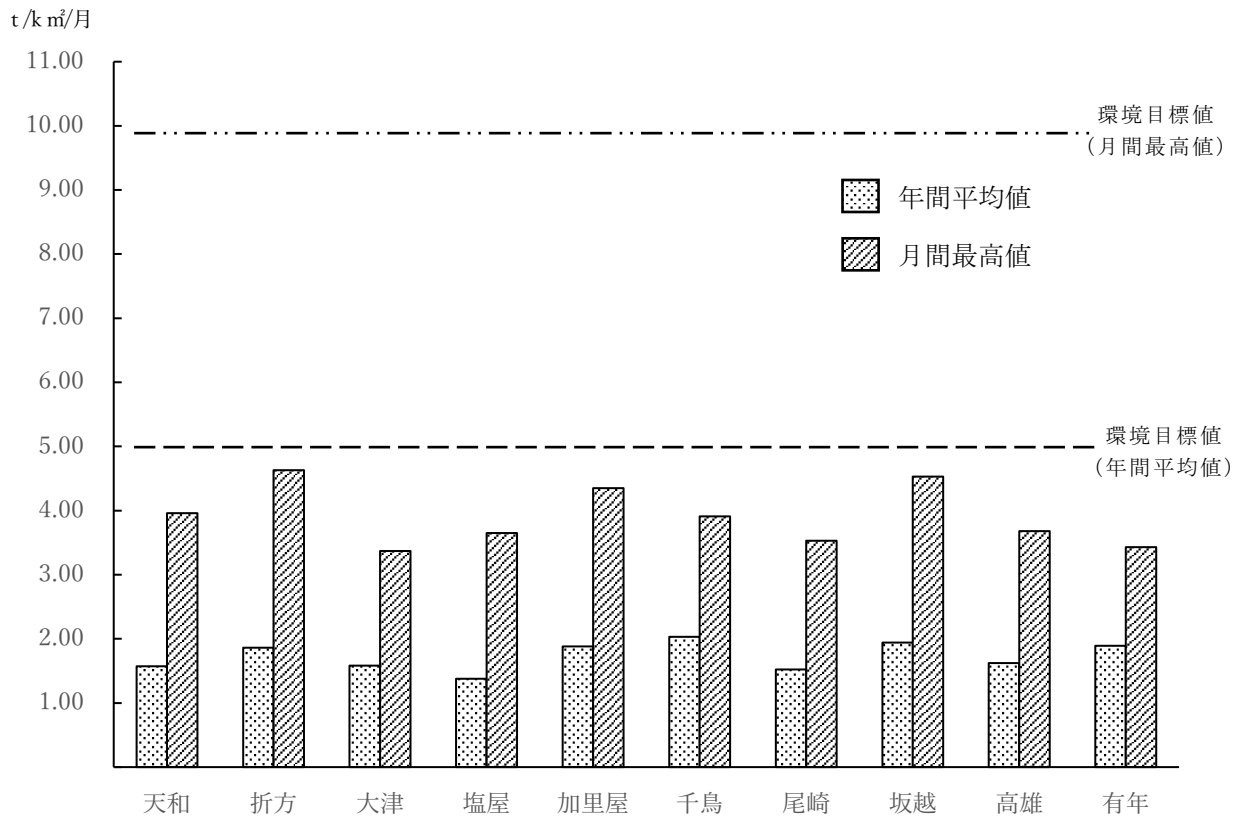


表4-1-6 降下ばいじん(総量)測定結果

単位 : t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	3.96	2.13	1.85	2.39	1.81	0.58	0.57	0.60	0.33	0.74	1.06	2.77	3.96	0.33	1.57
折方	4.63	2.70	2.87	2.53	2.90	0.28	1.50	0.63	0.50	0.79	0.68	2.32	4.63	0.28	1.86
大津	3.37	2.20	2.33	1.88	2.42	0.36	0.97	0.43	0.44	1.12	0.86	2.51	3.37	0.36	1.58
塩屋	3.65	1.40	1.73	0.47	2.07	0.53	1.53	0.68	0.39	0.96	0.82	2.25	3.65	0.39	1.38
加里屋	4.35	1.03	1.95	2.21	4.08	0.42	1.08	1.45	0.54	1.08	0.93	3.37	4.35	0.42	1.88
千鳥	2.86	1.69	2.20	1.54	2.11	0.50	1.47	1.31	1.06	2.13	3.52	3.91	3.91	0.50	2.03
尾崎	3.53	1.83	2.27	0.88	3.09	0.37	1.39	0.55	0.49	0.73	0.64	2.54	3.53	0.37	1.52
坂越	4.32	3.00	1.79	1.12	4.53	0.54	1.11	0.87	0.83	0.86	0.71	3.68	4.53	0.54	1.94
高雄	3.38	1.44	2.32	2.22	2.01	0.44	1.42	0.65	0.58	0.56	0.72	3.68	3.68	0.44	1.62
有年	3.43	3.24	2.74	2.64	2.45	0.27	1.02	1.47	0.46	0.91	0.79	3.22	3.43	0.27	1.89
最高	4.63	3.24	2.87	2.64	4.53	0.58	1.53	1.47	1.06	2.13	3.52	3.91	4.63		
最低	2.86	1.03	1.73	0.47	1.81	0.27	0.57	0.43	0.33	0.56	0.64	2.25		0.27	
平均	3.75	2.07	2.21	1.79	2.75	0.43	1.21	0.86	0.56	0.99	1.07	3.03			1.72

表4-1-7 降下ばいじんに係る環境目標値の達成状況

測定地点	有効測定月数 (月)	月間値の最高値 (t/km ² /月)	年平均値 (t/km ² /月)	月間値が10 tを超えた月数
天和	12	3.96	1.57	0
折方	12	4.63	1.86	0
大津	12	3.37	1.58	0
塩屋	12	3.65	1.38	0
加里屋	12	4.35	1.88	0
千鳥	12	3.91	2.03	0
尾崎	12	3.53	1.52	0
坂越	12	4.53	1.94	0
高雄	12	3.68	1.62	0
有年	12	3.43	1.89	0

表4-1-8 降下ばいじん量（溶解性）測定結果

単位：t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	3.10	1.34	1.05	1.93	0.69	0.00	0.00	0.02	0.19	0.41	0.38	1.40	3.10	0.00	0.88
折方	3.19	1.93	1.88	2.02	1.73	0.00	0.81	0.35	0.43	0.45	0.25	1.14	3.19	0.00	1.18
大津	2.44	1.42	1.65	1.44	1.74	0.00	0.42	0.00	0.35	0.61	0.29	1.15	2.44	0.00	0.96
塩屋	2.41	0.61	0.84	0.00	1.21	0.11	0.81	0.00	0.27	0.48	0.40	0.88	2.41	0.00	0.67
加里屋	3.19	0.00	1.03	1.84	2.87	0.00	0.61	1.13	0.38	0.72	0.50	2.11	3.19	0.00	1.20
千鳥	1.74	0.86	1.48	1.06	1.34	0.34	1.04	0.28	0.49	0.84	0.85	2.04	2.04	0.28	1.03
尾崎	2.18	1.07	1.30	0.49	2.21	0.00	0.62	0.00	0.40	0.42	0.33	1.46	2.21	0.00	0.87
坂越	2.91	2.06	0.85	0.91	3.31	0.00	0.51	0.29	0.54	0.54	0.40	2.35	3.31	0.00	1.22
高雄	2.23	0.77	1.58	1.39	0.75	0.00	0.91	0.00	0.47	0.35	0.46	2.25	2.25	0.00	0.93
有年	2.40	2.05	1.63	2.10	2.18	0.00	0.64	0.66	0.35	0.80	0.52	1.87	2.40	0.00	1.27
最高	3.19	2.06	1.88	2.10	3.31	0.34	1.04	1.13	0.54	0.84	0.85	2.35	3.31		
最低	1.74	0.00	0.84	0.00	0.69	0.00	0.00	0.00	0.19	0.35	0.25	0.88		0.00	
平均	2.58	1.21	1.33	1.32	1.80	0.05	0.64	0.27	0.39	0.56	0.44	1.67			1.02

表4-1-9 降下ばいじん量（不溶解性）測定結果

単位：t/km²/月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天和	0.86	0.79	0.80	0.46	1.12	0.58	0.57	0.58	0.14	0.33	0.68	1.37	1.37	0.14	0.69
折方	1.44	0.77	0.99	0.51	1.17	0.28	0.69	0.28	0.07	0.34	0.43	1.18	1.44	0.07	0.68
大津	0.93	0.78	0.68	0.44	0.68	0.36	0.55	0.43	0.09	0.51	0.57	1.36	1.36	0.09	0.62
塩屋	1.24	0.79	0.89	0.47	0.86	0.42	0.72	0.68	0.12	0.48	0.42	1.37	1.37	0.12	0.71
加里屋	1.16	1.03	0.92	0.37	1.21	0.42	0.47	0.32	0.16	0.36	0.43	1.26	1.26	0.16	0.68
千鳥	1.12	0.83	0.72	0.48	0.77	0.16	0.43	1.03	0.57	1.29	2.67	1.87	2.67	0.16	1.00
尾崎	1.35	0.76	0.97	0.39	0.88	0.37	0.77	0.55	0.09	0.31	0.31	1.08	1.35	0.09	0.65
坂越	1.41	0.94	0.94	0.21	1.22	0.54	0.60	0.58	0.29	0.32	0.31	1.33	1.41	0.21	0.72
高雄	1.15	0.67	0.74	0.83	1.26	0.44	0.51	0.65	0.11	0.21	0.26	1.43	1.43	0.11	0.69
有年	1.03	1.19	1.11	0.54	0.27	0.27	0.38	0.81	0.11	0.11	0.27	1.35	1.35	0.11	0.62
最高	1.44	1.19	1.11	0.83	1.26	0.58	0.77	1.03	0.57	1.29	2.67	1.87	2.67		
最低	0.86	0.67	0.68	0.21	0.27	0.16	0.38	0.28	0.07	0.11	0.26	1.08		0.07	
平均	1.17	0.86	0.88	0.47	0.94	0.38	0.57	0.59	0.18	0.43	0.64	1.36			0.70

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気環境中における微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成25年11月から、県により微小粒子状物質測定機が市役所庁舎に設置され、測定が開始された。令和3年度の測定結果は表4-1-10及び11に示すとおりである。県下39か所（令和3年度）の一般大気監視局にて測定されている値は県へ集約され、1時間ごとに県ホームページにて公表されている。一方、県下の地域を測定地点のエリアごとに6地区に区分し、各地点のPM_{2.5}の濃度が注意喚起情報の発信基準（最下部参照）を超えるような場合には、県からその地域に対して注意喚起情報が発信される。

赤穂市は、姫路市、たつの市、相生市など11市町を含む播磨西部地域に区分されているが、測定が開始された平成25年11月以降、赤穂市が属する播磨西部地域への注意喚起情報の発信は無い。（表4-1-12参照）

表4-1-10 令和3年度 微小粒子状物質測定結果（年間値）

測定局	有効測定日数	平均値(μg/m ³)	日平均値の年間98%値(μg/m ³)	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数の有効測定日数に対する割合
市役所	363	6.9	18.6	0	0.000

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-11 令和3年度 微小粒子状物質測定結果（月間値）

測定局	項目	(単位:μg/m ³)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	30	30	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	363
	平均値(μg/m ³)	7.1	8.8	8.0	7.6	7.2	6.8	4.3	6.6	5.0	4.3	6.9	9.9	6.9
	日平均値の最高値(μg/m ³)	16.0	17.4	20.3	18.6	19.3	16.8	10.9	17.7	13.8	12.6	18.8	29.0	2.9
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典:「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-12 播磨西部地区における微小粒子状物質の注意喚起情報の発信状況

年度	(単位:日)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注意喚起情報の発信について)

(1) 発信基準

- ① 午前5時から7時の1時間値の平均が85μg/m³を超えた場合
(各地域内の全測定局の上記1時間値すべてを平均して判断する。)
- ② 午前5時から12時の1時間値の平均が80μg/m³を超えた場合
(各地域内の全測定局の上記1時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。)
- ③ ①及び②の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が70μg/m³を超えるおそれのある場合

(2) 地域区分

県下を6地域（神戸・阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路）に区分
播磨西部地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）

(7) 市内放射線測定結果

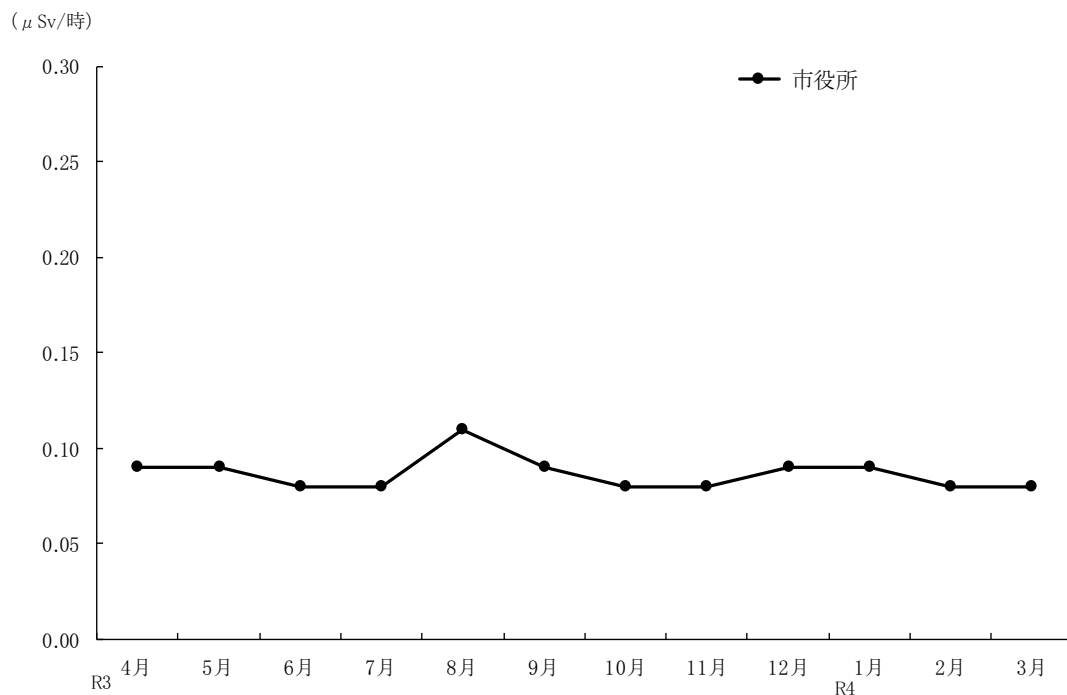
市内における放射線については、市役所本庁舎にて毎月1回測定を行っている。測定値については、0.08～0.11マイクロシーベルト/時で推移しており、大きな変動は無い状態である。また、測定結果については放射線測定後、市ホームページにおいて随時公表を行っている。（表4-1-13、図4-1-5参照）

現在測定結果において、自然界に存在するといわれている放射線量（2.4ミリシーベルト/年（0.27マイクロシーベルト/時））を超える値は観測されていない。

表4-1-13 令和3年度放射線測定結果

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所	0.09	0.09	0.08	0.08	0.11	0.09	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08

図4-1-5 地点別放射線測定値における経月変化



2. 大気汚染物質調査

大気の汚染に係る環境基準については、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、それぞれ設定されており、平成9年2月にこれら5物質以外に特に健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、次いで平成13年4月にジクロロメタンの環境基準が設定された。

本市においてもこれらの物質の実態を把握するため調査を実施し、結果については、表4-2-1に示すとおりすべて環境基準以下であった。

表4-2-1 大気汚染物質調査結果

(調査地点：市役所 令和3年10月19日～20日)

測定項目	単位	測定結果	環境基準
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.50	3以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.066	130以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.076	200以下
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.78	150以下

第 5 章

水質の状況

1. 水質の現況

(1) 市内河川の水質

本市の主要河川である、千種川・長谷川・加里屋川・新川・大津川・塩屋川・矢野川の7河川の計15地点において年間4回水質調査を実施した。

これら河川の水質は、前年度と比較すると、各河川とも前年度と同じような数値を示しており、近年ほぼ横ばいの状況で推移している。7河川の水質を生物化学的酸素要求量（BOD）を指標に比較すると、千種川及び長谷川が最も良好で、次に新川及び塩屋川、大津川及び矢野川、加里屋川の順となっている。（表5-1-1参照）なお、千種川以外の河川については、環境基準が設定されていないため、環境基準に準じた環境目標値（表5-1-3参照、以下「目標値」という）を設け、水質保全の指針としている。

各河川の概況は以下のとおりである。

① 千種川

環境省より名水百選に選定されている千種川は、A類型の環境基準（千種町室橋より上流はAA類型）があてはめられている。調査は、有年橋・富原橋・高雄橋・坂越大橋・新赤穂大橋の5地点に加え、令和3年度より檜原橋・高雄橋下流の計7地点で調査を行った。表5-1-2に示すように、水素イオン濃度（pH）、BOD、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）が100%、大腸菌群数が43%となっており、前年度より適合率が上がっている状況であった。

各測定地点（感潮域の新赤穂大橋を除く）の状況をみると、pH、SS、DO、化学的酸素要求量（COD）、BODについては上流域から下流域までほとんど水質変動は認められない。

なお、旧坂越大橋（令和3年度より坂越大橋で採水）における水質の経年変化を図5-1-1に示している。上流域における河川改修の影響によるものと考えられるSSの変動があるが、基準値の範囲内となっている。

② 長谷川

千種川の支流である長谷川は、源流から千種川への流入点まで全水域をA類型にあてはめ、上組橋で調査を実施している。

目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DO、CODは完全適合、大腸菌群数が25%となっている。（表5-1-3参照）

③ 加里屋川

加里屋川は、中洲橋地点をC類型、城南橋地点をD類型にあてはめている。市街地の中心部水域の中洲橋、河口部域の城南橋の両地点で、全項目で完全適合となっている。（表5-1-3参照）

河口部域の水質経年変化を図5-1-2に示しているが、前年度と比較して数値は減少している。

④ 新川

新川は、城西橋地点をD類型にあてはめており、目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DO、CODで完全適合、大腸菌群数が50%となっている。(表5-1-3参照)

また、水質経年変化を図5-1-2に示しているが、前年と比較して横ばいの状況であり、良好な水質を呈している。

⑤ 大津川

大津川は、船渡橋地点をA類型、石ヶ崎橋をC類型にあてはめている。船渡橋での目標値適合状況は、pH、BOD、DOは完全適合、SS、CODが50%、大腸菌群数が25%となっている。石ヶ崎橋では、全項目で完全適合となっている。(表5-1-3参照)

⑥ 塩屋川

塩屋川の目標値は未設定であるが、昭和61年度より塩屋橋において調査を実施している。調査結果については、年間平均値でpH 7.5、BOD 0.7mg/L、DO 8.5mg/L、COD 3.6mg/L、SS 2mg/L、大腸菌群数13,123MPN/100mLとなっており、前年度と同程度の値となっている。

⑦ 矢野川

矢野川は、赤穂市境界線から千種川流入点までの水域をA類型にあてはめ、黒尾橋で調査を実施している。目標値適合状況は、pH、BOD、DOは完全適合、SSが75%、COD、大腸菌群数が0%となっている。(表5-1-3参照)

表 5 - 1 - 1 市内主要河川の水質状況（平均値）

（令和 3 年度）

河川名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
千種川	7.6	0.6	1.9	9.8	3.9×10 ³
長谷川	7.0	0.6	1.0	10.1	9.7×10 ³
加里屋川	7.6	1.5	5.3	9.6	2.1×10 ³
新川	8.2	0.7	4.3	11.6	1.6×10 ⁴
大津川	7.6	0.9	7.6	9.5	7.6×10 ³
塩屋川	7.5	0.7	2.3	8.5	1.3×10 ⁴
矢野川	7.6	0.9	5.0	11.1	1.1×10 ⁴

表 5 - 1 - 2 千種川水質の環境基準適合状況

（令和 3 年度）

項目	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
基準値	6.5~8.5		2mg/L 以下		25mg/L 以下		7.5mg/L 以上		1000MPN/100 mL 以下	
檜原橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
有年橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
富原橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	1/4	25%
高雄橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
高雄橋下流	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	1/4	25%
坂越大橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	1/4	25%
新赤穂大橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
総合評価	28/28	100%	28/28	100%	28/28	100%	28/28	100%	12/28	43%

図 5 - 1 - 1 旧坂越橋（坂越大橋）における水質の経年変化

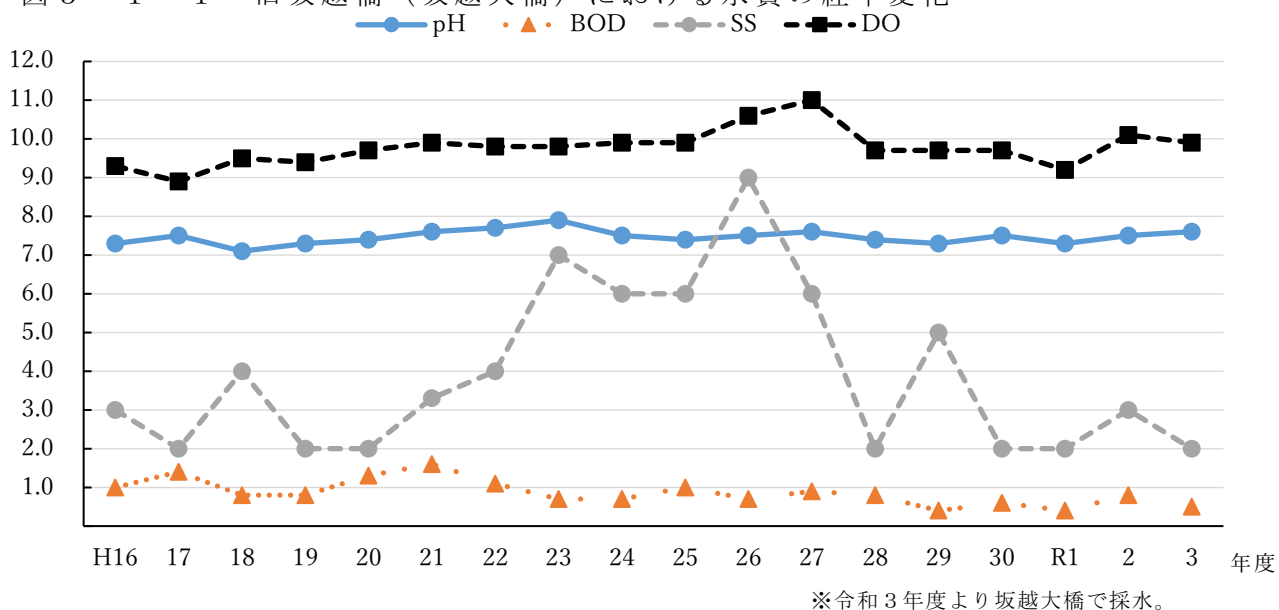
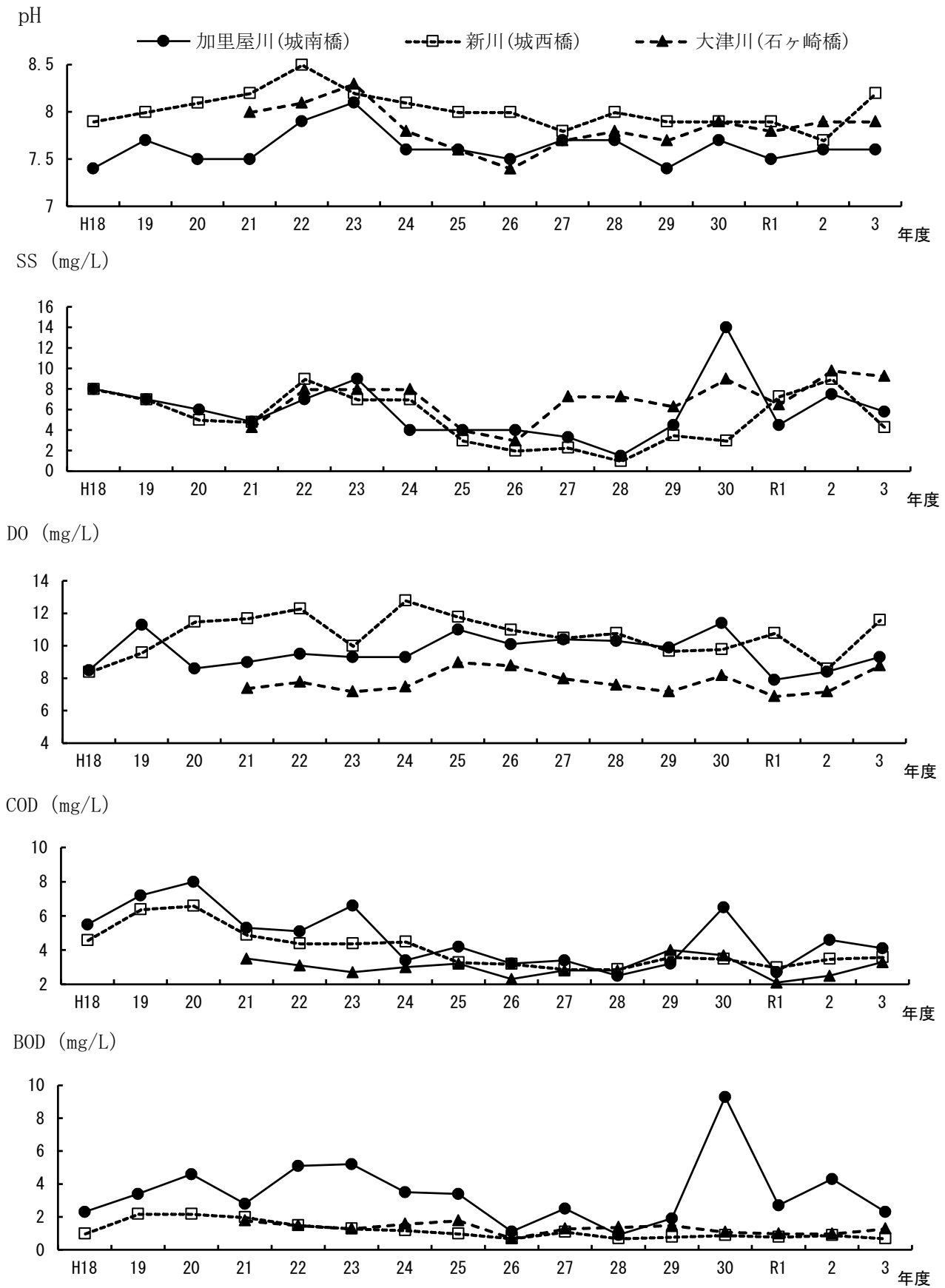


表 5 - 1 - 3 市内小河川水質の環境目標値適合状況

(令和 3 年度)

		類型	環 境 目 標 値											
			pH		BOD		SS		DO		COD		大腸菌群数	
河川 \ 測定地点		A	6.5~8.5		2mg/L 以下		5mg/L 以下		7.5mg/L 以上		2mg/L 以下		1000MPN/100mL以下	
		B	6.5~8.5		3 "		10 "		5 "		3 "		2500 "	
		C	6.5~8.5		5 "		15 "		5 "		5 "		5000 "	
		D	6.0~8.5		8 "		20 "		2 "		8 "		10000 "	
長 谷 川	上 組 橋	A	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	1/4	25%
加 里 屋 川	中 洲 橋	C	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
	城 南 橋	D	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
大 津 川	船 渡 橋	A	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%	4/4	100%	2/4	50%	1/4	25%
	石ヶ崎橋	C	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%
新 川	城 西 橋	D	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
矢 野 川	黒 尾 橋	A	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%	4/4	100%	0/4	0%	0/4	0%
総 合 評 価			28/28	100%	28/28	100%	25/28	89%	28/28	100%	22/28	79%	16/28	57%

図 5-1-2 市内小河川の水質経年変化（最下流地点）



※平成 16 年度～20 年度の石ヶ崎橋は橋梁工事のため採水できず、調査は実施していない。

表5-1-4 河川水質調査結果（定例調査）総括

(令和3年度)

水系	項目		生活環境項目							その他の項目				
			水温 ℃	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	CL- mg/L	NH ₄ -N mg/L	NO ₂ -N mg/L	NO ₃ -N mg/L	PO ₄ -P mg/L
	地点													
千種川	檜原橋	最高	25.2	7.8	0.7	2.8	5	11	7,900	16	0.05	0.01	0.66	0.02
		最低	4.9	7.6	ND	1.4	ND	8.7	23	3	ND	ND	0.25	ND
		平均	15.4	7.7	0.6	1.9	2	9.5	2,703	8	0.03	0.01	0.42	0.02
	有年橋	最高	25.7	7.7	0.6	1.6	5	13	4,900	15	0.05	0.01	0.70	0.02
		最低	4.3	7.6	ND	1.0	ND	9.0	490	4	0.02	ND	0.30	0.01
		平均	15.7	7.7	0.6	1.4	2	10.5	2,073	8	0.03	0.01	0.44	0.01
	富原橋	最高	26.2	7.6	1.0	1.9	3	12	22,000	13	0.04	0.02	0.78	0.02
		最低	5.0	7.4	ND	1.2	ND	7.5	240	4	0.03	ND	0.31	0.01
		平均	15.9	7.5	0.7	1.5	2	9.6	7,610	7	0.04	0.01	0.49	0.01
	高雄橋	最高	26.5	7.7	0.6	1.9	5	13	17,000	13	0.04	0.02	0.75	0.02
		最低	5.6	7.6	ND	1.3	1	8.3	130	4	0.03	ND	0.27	0.01
		平均	16.4	7.7	0.5	1.6	2	10.2	6,380	7	0.03	0.01	0.47	0.01
	高雄橋下流	最高	26.8	7.6	1.1	1.7	3	13	4,900	10	0.06	0.01	0.77	0.02
		最低	6.6	7.4	ND	1.0	1	7.8	49	4	0.02	ND	0.27	ND
		平均	16.7	7.5	0.7	1.3	2	10.1	2,387	7	0.05	0.01	0.50	0.02
坂越大橋	最高	26.8	7.6	0.5	1.8	4	12	17,000	11	0.05	0.02	0.79	0.02	
	最低	5.5	7.5	ND	1.0	ND	7.9	33	4	0.02	ND	0.27	ND	
	平均	16.4	7.6	0.5	1.4	2	9.9	5,408	7	0.03	0.01	0.50	0.01	
新赤穂大橋	最高	27.6	8.0	1.0	2.7	4	11	1,400	11,000	0.08	0.02	0.46	0.03	
	最低	7.5	7.6	ND	1.7	ND	7.8	2	320	0.03	ND	0.09	0.01	
	平均	17.7	7.8	0.7	2.0	2	9.0	466	7,105	0.06	0.01	0.27	0.02	
加里屋川	中洲橋	最高	27.1	8.0	0.8	3.4	6	13	4,900	8	0.05	0.01	0.76	0.03
		最低	6.2	7.2	0.7	2.5	3	7.4	33	4	0.02	ND	0.04	0.02
		平均	17.1	7.7	0.8	2.9	5	9.9	1,667	6	0.03	0.01	0.29	0.02
城南橋	最高	28.0	8.2	5.6	6.9	8	11	4,900	650	22	0.14	0.67	0.10	
	最低	6.0	7.2	1.1	2.9	4	7.8	490	21	0.07	0.01	0.14	0.02	
	平均	17.3	7.6	2.3	4.1	6	9.3	2,523	191	5.83	0.05	0.53	0.06	
新川	城西橋	最高	28.0	8.5	0.9	4.7	6	13	49,000	1,500	0.14	0.03	0.38	0.16
		最低	5.0	7.7	0.5	2.6	3	8.2	490	470	0.09	0.01	0.14	0.09
		平均	17.2	8.2	0.7	3.6	4	11.6	15,745	993	0.12	0.02	0.23	0.13
長谷川	上組橋	最高	22.7	7.1	0.9	1.3	1	12	24,000	5	0.04	0.01	0.35	0.01
		最低	4.6	6.9	ND	0.7	ND	8.9	49	2	0.01	ND	0.08	ND
		平均	14.3	7.0	0.6	0.9	1	10.1	9,687	4	0.02	0.01	0.21	0.01
大津川	船渡橋	最高	26.3	7.5	0.6	3.4	11	13	49,000	500	0.05	0.02	0.91	0.02
		最低	6.0	7.0	ND	1.2	ND	8.4	330	47	0.02	ND	0.39	ND
		平均	16.0	7.3	0.5	2.1	6	10.3	13,883	194	0.04	0.01	0.74	0.01
石ヶ崎橋	最高	28.6	8.0	2.1	4.8	15	10.0	3,300	14,000	0.10	0.03	0.43	0.04	
	最低	5.7	7.5	0.8	2.4	2	7.3	79	6,800	0.04	ND	0.04	0.01	
	平均	17.5	7.9	1.3	3.3	9	8.8	1,230	10,875	0.08	0.02	0.18	0.02	
塩屋川	塩屋橋	最高	27.0	7.8	0.9	4.1	4	11	33,000	49	0.10	0.02	1.7	0.03
		最低	2.4	7.3	ND	2.8	ND	6.0	790	22	0.02	0.02	0.55	0.01
		平均	15.5	7.5	0.7	3.6	2	8.5	13,123	30	0.06	0.02	1.16	0.02
矢野川	黒尾橋	最高	26.8	7.7	1.2	4.4	16	14	22,000	9	0.07	0.05	1.0	0.09
		最低	5.0	7.4	ND	2.2	ND	9.1	1,700	5	0.03	0.01	0.64	0.04
		平均	16.3	7.6	0.9	3.0	5	11.1	11,400	8	0.05	0.02	0.85	0.05
定量下限					0.5	0.5	1	0.5	1.8	1	0.01	0.01	0.01	0.01

※NDは定量下限未満を示す。

(2) 地先海域の水質

地先海域の水質（環境基準はA類型に指定されている。）については、昭和46年度より地先海域11地点において調査を実施しているが令和3年度は、6月、9月、12月、2月に水質調査を実施した。（表5-2-3参照）

水質の調査結果について年間平均値でみると、pH 8.2、COD 2.9 mg/L、DO 8.6 mg/L、大腸菌群数 56 MPN/100mL になっている。調査は年4回実施しており、環境基準の適合率をみると、pHが100%、CODが14%、DOが75%、大腸菌群数が100%となっており、前年と比較しCOD、DOの適合率は下がっている状況であった。

また、水質の重金属、有機塩素系化合物等の健康項目については、古池沖、取揚島、放水口地先、生島沖の4地点で9月に調査を実施し、表5-2-4に示すとおりすべての項目について、環境基準に適合していた。

表5-2-1 地先海域の水質状況（平均）

（令和3年度）			
pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
8.2	2.9	8.6	56

表5-2-2 地先海域水質の環境基準達成状況

（令和3年度）				
項目	pH	COD	DO	大腸菌群数
環境基準	7.8~8.3	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下
適合率	100%	14%	75%	100%

図5-2-1 地先海域の水質経年変化

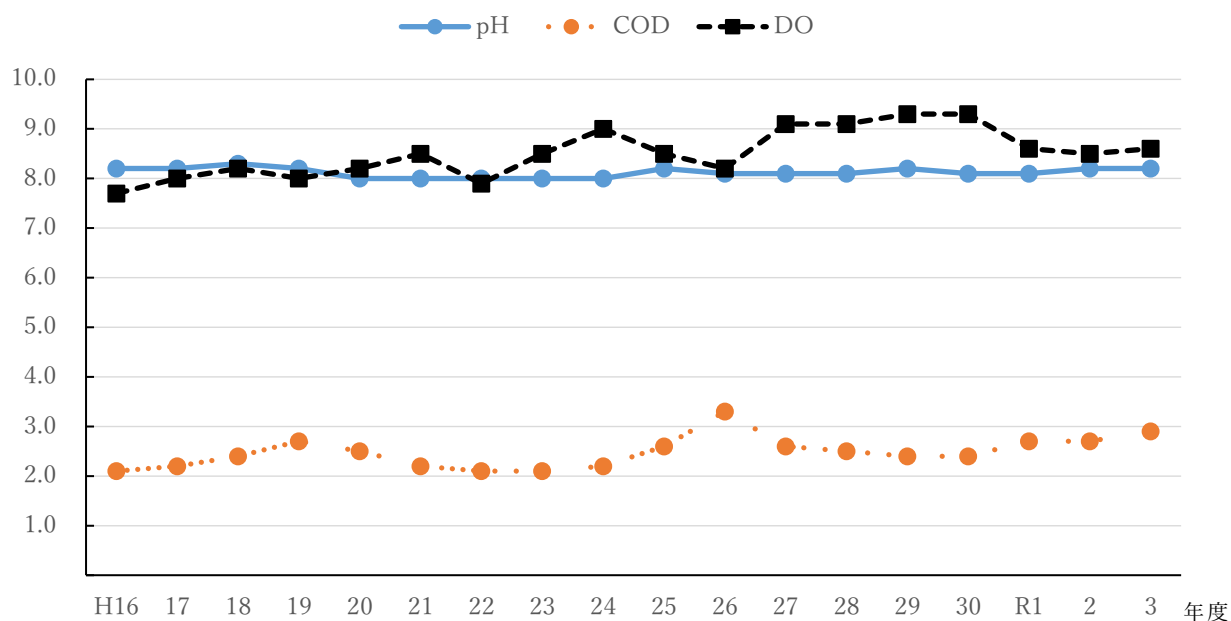


表 5 - 2 - 3 地先海域水質調査結果

(令和 3 年度)

項目 地点			生活環境項目						その他の項目				
	月日	時刻	水温 ℃	pH	DO	COD	大腸菌群数	濁度	Cl ⁻	NH ₄ -N	NO ₂ -N	NO ₃ -N	PO ₄ -P
					mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
古池沖	6.17	9:25	24.1	8.3	8.1	3.5	13	7.3	16,000	0.02	ND	ND	ND
	9.24	9:44	25.7	8.2	7.1	2.8	23	4.2	17,000	0.03	ND	ND	0.01
	12.14	9:50	13.1	8.1	9.0	2.3	ND	2.5	17,000	ND	ND	ND	ND
	2.4	9:36	7.5	8.1	10	2.5	ND	2.7	18,000	0.01	ND	ND	0.01
	平均		17.6	8.2	8.6	2.8	9	4.2	17,000	0.02	ND	ND	0.01
大津川河口	6.17	9:43	24.5	8.1	7.8	4.2	33	5.2	14,000	0.04	ND	0.05	0.02
	9.24	10:04	26.2	8.2	6.4	3.2	23	4.7	17,000	0.03	ND	ND	0.02
	12.14	10:00	12.9	8.2	9.6	2.3	5	2.4	17,000	ND	ND	ND	ND
	2.4	9:53	8.1	8.1	10	2.1	ND	1.5	17,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		17.9	8.2	8.5	3.0	15	3.5	16,250	0.02	ND	0.01	0.01
江見ノ鼻	6.17	9:49	24.7	8.2	8.6	3.5	23	2.6	16,000	0.02	ND	ND	0.01
	9.24	10:12	25.9	8.2	6.8	3.2	23	3.5	17,000	0.02	ND	ND	0.02
	12.14	10:10	12.7	8.2	10	2.2	ND	2.7	18,000	ND	ND	0.01	ND
	2.4	10:01	8.8	8.1	10	1.8	ND	1.6	17,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		18.0	8.2	8.9	2.7	12	2.6	17,000	0.01	ND	0.01	0.01
江見ノ鼻沖	6.17	9:35	24.2	8.3	8.9	4.4	23	3.2	16,000	0.01	ND	ND	ND
	9.24	9:56	26.1	8.2	6.9	2.9	23	3.5	18,000	0.02	ND	ND	0.01
	12.14	9:55	12.9	8.2	11	3.0	ND	3.1	18,000	ND	ND	ND	ND
	2.4	9:45	7.7	8.2	11	2.6	ND	2.0	18,000	0.02	ND	ND	ND
	平均		17.7	8.2	9.5	3.2	12	3.0	17,500	0.01	ND	ND	0.01
松ノ鼻	6.17	9:56	24.8	8.1	7.6	4.1	490	3.9	12,000	1.1	0.03	0.12	0.05
	9.24	10:18	26.5	8.2	6.9	3.2	23	4.2	17,000	0.31	ND	0.03	0.02
	12.14	10:15	13.4	8.0	9.2	3.9	330	2.1	16,000	1.6	0.10	0.05	0.14
	2.4	10:08	7.9	8.1	10	2.2	17	3.3	18,000	0.16	0.04	ND	0.02
	平均		18.2	8.1	8.4	3.4	215	3.4	15,750	0.79	0.04	0.05	0.06
取揚島	6.17	10:04	24.2	8.1	7.9	4.4	330	5.4	6,900	0.04	ND	0.35	0.04
	9.24	10:27	25.9	8.2	6.7	3.1	33	1.6	17,000	0.02	ND	0.01	0.02
	12.14	10:20	14.0	8.2	8.9	2.3	13	2.5	18,000	0.04	ND	0.01	0.02
	2.4	10:15	8.6	8.1	10	2.5	ND	2.8	19,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		18.2	8.2	8.4	3.1	94	3.1	15,225	0.03	ND	0.09	0.02
千種川河口	6.17	10:10	23.6	7.8	8.2	5.0	790	7.0	2,400	0.07	ND	0.51	0.05
	9.24	10:37	25.5	8.0	6.7	3.0	94	1.7	12,000	0.04	ND	0.09	0.03
	12.14	10:30	13.0	8.0	8.0	1.9	5	1.0	16,000	0.03	ND	0.07	0.02
	2.4	10:22	8.6	8.2	10	3.2	ND	4.2	19,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		17.7	8.0	8.2	3.3	222	3.5	12,350	0.04	ND	0.17	0.03
御崎港	6.17	10:19	24.4	8.3	8.7	3.6	23	1.9	15,000	0.01	ND	ND	ND
	9.24	10:47	25.8	8.2	6.4	2.8	23	2.0	18,000	0.01	ND	ND	0.02
	12.14	10:35	15.1	8.1	7.9	1.6	2	1.2	18,000	0.02	ND	0.01	0.02
	2.4	10:32	8.8	8.1	10	3.1	ND	3.5	18,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		18.5	8.2	8.3	2.8	12	2.2	17,250	0.01	ND	0.01	0.01
御前岩	6.17	9:11	22.6	8.2	8.8	3.3	22	1.4	16,000	0.02	ND	0.01	ND
	9.24	9:25	25.7	8.2	7.1	2.3	23	1.3	18,000	0.01	ND	ND	0.02
	12.14	9:30	15.3	8.1	7.8	1.9	2	1.6	19,000	0.03	ND	ND	0.02
	2.4	9:16	9.3	8.1	10	2.6	ND	2.1	18,000	ND	ND	ND	0.01
	平均		18.2	8.2	8.4	2.5	12	1.6	17,750	0.02	ND	0.01	0.01
放水口地先	6.17	9:02	23.3	8.3	8.9	3.6	17	1.8	16,000	0.02	ND	ND	ND
	9.24	9:13	25.7	8.2	7.4	2.1	13	1.4	18,000	0.01	ND	ND	0.01
	12.14	9:25	16.1	8.1	8.0	1.8	2	1.8	18,000	0.02	ND	ND	0.02
	2.4	9:06	9.0	8.1	9.9	2.7	ND	1.9	18,000	0.01	ND	ND	0.01
	平均		18.5	8.2	8.6	2.6	8	1.7	17,500	0.02	ND	ND	0.01
生島沖	6.17	8:51	24.1	8.3	8.6	3.6	13	1.9	16,000	0.02	ND	ND	ND
	9.24	9:00	25.9	8.2	7.4	2.4	23	1.7	18,000	ND	ND	ND	0.01
	12.14	9:15	13.1	8.1	8.8	1.8	2	0.9	18,000	0.02	ND	ND	0.02
	2.4	8:56	8.3	8.1	9.7	2.3	ND	1.6	18,000	0.02	ND	ND	0.01
	平均		17.9	8.2	8.6	2.5	10	1.5	17,500	0.02	ND	ND	0.01

※NDは定量下限未満を示す

表5-2-4 地先海域水質調査結果（健康項目）

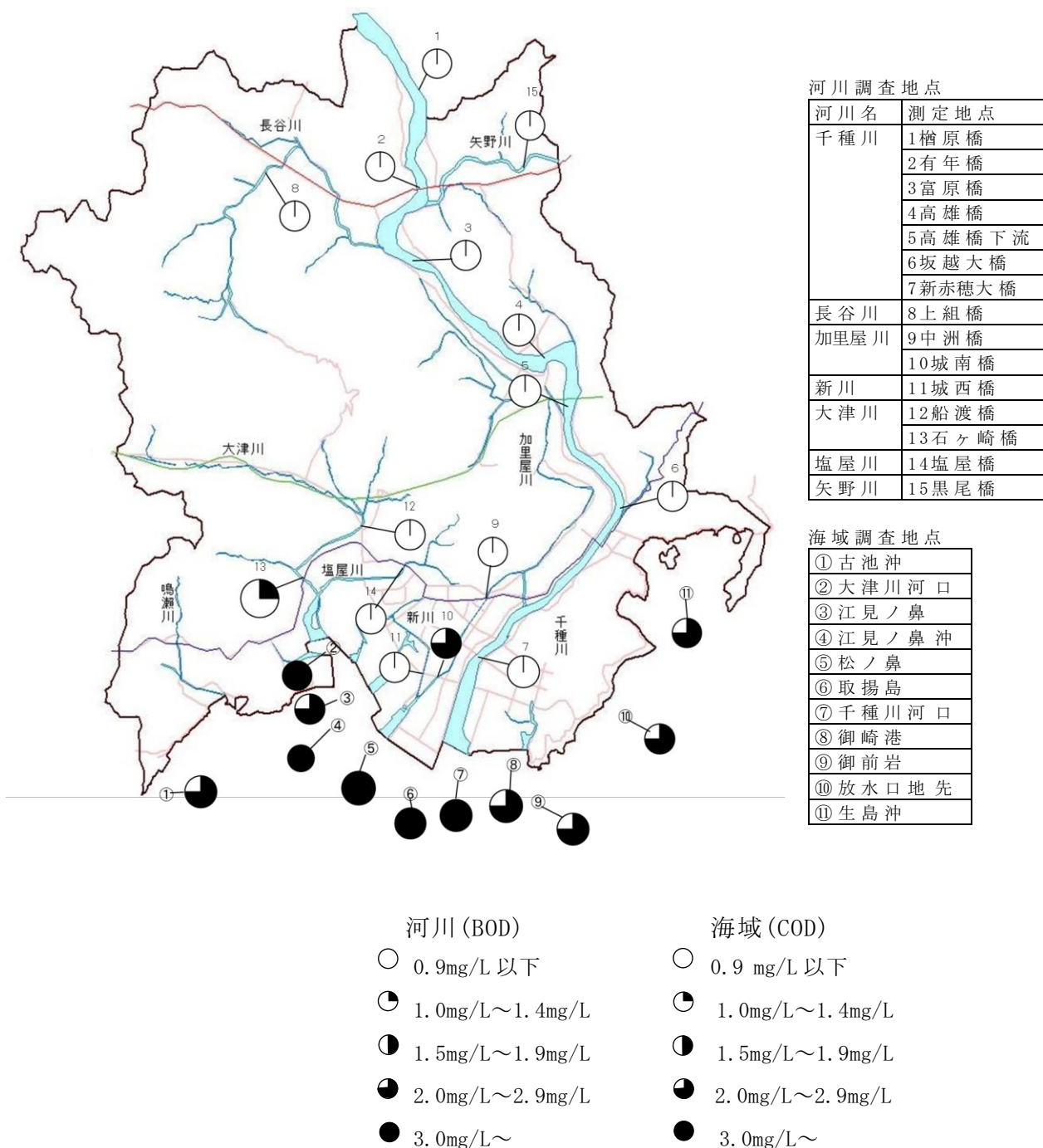
（調査月日 令和3年12月14日）

	測定項目	単位	古池沖	取揚島	放水口地先	生島沖	環境基準
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	10以下	

(3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）

市内河川15地点及び地先海域11地点における水質の状況については（1）、（2）に掲記のとおりであるが、BOD及びCODを指標として河川、海域の状況をみると、図5-3-1のとおりである。河川の状況は、前年度と同様であり、良好な水質を維持している。海域の状況については、水質の大きな変化は見られなかった。

図5-3-1 市内河川及び海域水質状況（令和3年度）



(4) 千種川水質精密調査

千種川上流部の集落排水、工場排水、西播磨テクノポリス関連の排水等による千種川への影響を把握するため、有年橋、高雄橋下流、中ノ谷川、安室川において水質の重金属、有機塩素系化合物、農薬、ダイオキシン類等の精密調査を実施した。

その結果は、表5-4-1に示すとおりであった。

表5-4-1 千種川水質精密調査結果

(調査年月日 令和4年1月26、27日)

測定項目	単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等		
健	カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下	
	全シアン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下	
	砒素	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと	
	P C B	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下	
康	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下	
	項	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1 以下
		1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
		チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
		シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
目		チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	
	セレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	

測定項目		単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等
健康項目	ほう素	mg/L	< 0.01	0.01	0.02	0.01	1 以下
	ふっ素	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.8 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.005	0.005	0.85	0.007	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素10以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.31	0.29	3.1	0.42	硝酸性窒素10以下
	1,4-ジオキサソ	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下
要監視項目	クロロホルム	mg/L	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	◇0.06 以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.04 以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	◇0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	◇0.2 以下
	イソキサチオン	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	◇0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	◇0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.04 以下
	オキシソルホン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	◇0.04 以下
	クロロタロニル	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	◇0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	E P N	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	◇0.006 以下
	ジクロロボス	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	◇0.008 以下
	フェノバルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	◇0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	◇0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
	トルエン	mg/L	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	◇0.6 以下
	キシレン	mg/L	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	◇0.4 以下
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	◇0.06 以下
	ニッケル	mg/L	< 0.001	< 0.001	0.002	< 0.001	—
モリブデン	mg/L	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	◇0.07 以下	
アンチモン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	◇0.02 以下	
塩化ビニルモノマー	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	◇0.002 以下	
エピクロロヒドリン	mg/L	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	◇0.0004 以下	
ウラン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	◇0.002 以下	
全マンガン	mg/L	< 0.01	< 0.01	0.08	< 0.01	◇0.2 以下	

測定項目	単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等	
その他 の 農 薬	アセフェート	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.063 以下
	イソフェンホス	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
	クロルピリホス	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	*0.02 以下
	トリクロホン(DEP)	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.05 以下
	ピリダフェンチオン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
	イプロジオン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*3 以下
	キャプタン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*2 以下
	トルクロホスメチル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*2 以下
	フルトラニル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*2.3 以下
	エトリジアゾール(功効不明)	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
	クロロネブ	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
	ペンシクロン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*1.4 以下
	メタラキシル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.58 以下
	メプロニル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*1 以下
	アシュラム	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0005	*10 以下
	ジチオピル	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.095 以下
	ブタミホス	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	*0.2 以下
	ナプロパミド	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.3 以下
	ベンスリド(SAP)	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
	ペンディメタリン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*3.1 以下
	トリクロピル	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.005	< 0.0005	*0.06 以下
	テルブカルブ(MBPMC)	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
	ピリブチカルブ	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.23 以下
ベンフルラリン(ベスロジ)	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	*0.1 以下	
メコプロップ(MCPP)	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0005	*0.47 以下	
メチルダイムロン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	
ダイオキシシン類	pg-TEQ/L	0.016	0.019	0.038	0.022	1 以下	

・◇は要監視項目の指針値

・*は環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に基づく水濁指針値

(5) 市内河川水質精密調査

市内の河川について、重金属、有機塩素系化合物、農薬等の水質状況を把握するため、加里屋川（汐見橋）、大津川（船渡橋）、長谷川（上組橋）地点において精密調査を実施してきたが、平成18年度から有機塩素系化合物及び農薬等については、2年に1回の調査頻度に変更した。また平成24年度より矢野川（黒尾橋）を新たに調査対象としている。

その結果は、表5-5-1に示すとおり、いずれの地点においても環境基準値以下であった。

表5-5-1 市内河川水質精密調査結果

(調査年月日 令和4年1月26日)

測定項目	単位	加里屋川	大津川	長谷川	矢野川	環境基準等	
健康	カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	検出されないこと
	鉛	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
健康	P C B	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
項目	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
	ほう素	mg/L	0.05	0.01	< 0.01	0.01	1 以下

測定項目		単位	加里屋川	大津川	長谷川	矢野川	環境基準等
健康項目	ふっ素	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.005	0.006	0.006	0.014	硝酸性窒素及び亜
	硝酸性窒素	mg/L	< 0.05	0.58	0.17	0.57	硝酸性窒素10以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下

(6) 水生生物調査関連調査

千種川の水生生物調査は、流域全域（支流河川を含む。）にわたり、ライオンズクラブ国際協会（335-D地区）が中心となり、昭和48年度より流域の小中学生や地域住民が参加し、関係機関の指導を得て実施されている。令和3年度は、10月23日に調査が実施され、結果については表5-6-1に示すとおりである。

本市も当該調査にあわせ主要地点において水質調査を行っており、水質調査（理化学分析）の結果からはBODを指標として評価すると、各地点とも2.0mg/l以下と清浄な水質を維持しているといえる状況である。（表5-6-2参照）

表5-6-1 水生生物による水質汚濁階級（千種川関連）

採取地	水質階級の判定		昨年分
有年橋	Ⅱ	少しきたない水	Ⅱ
高雄	Ⅱ	少しきたない水	Ⅱ
下高野	Ⅱ	少しきたない水	Ⅱ

水質階級の判定：Ⅰ・・・きれいな水 Ⅱ・・・少しきたない水
Ⅲ・・・きたない水 Ⅳ・・・大変きたない水

（資料「千種川の生態」第49集）

表5-6-2 水生生物調査に伴う水質調査結果

（環境課採水日：令和3年8月26日）

項目 測定地点	水温	pH	導電率	SS	D0	BOD	COD
	℃		μs/cm	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
有年橋	25.7	7.7	100	ND	9.1	0.6	1.4
高雄橋	26.5	7.6	100	1	8.3	0.5	1.6
赤穂線鉄橋下流	26.8	7.5	100	1	7.9	0.5	1.0
定量限界				1	0.5	0.5	0.5

第6章

騒音の状況

1. 道路交通騒音調査

通過車両による騒音が環境へ及ぼす影響を把握するため、騒音規制法に基づく市内における自動車騒音常時監視調査を実施した。道路沿線にて実施した騒音調査結果に基づき道路の状況及び道路沿線の周辺家屋への影響把握のため、面的評価（※¹）を行った調査結果は次のとおりである。

令和3年度における調査対象道路は、山陽自動車道、一般国道250号及び県道赤穂佐伯線で、道路沿線における24時間騒音測定を行った。評価については、評価対象区間における道路に面する区域に立地している住居等（評価対象範囲は原則として道路端から50mの範囲）を対象に自動車騒音の面的評価を行った。

※¹ 面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル（LAeq）を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するもの。

①調査対象道路（3区間）

対象道路	車線数	評価区間延長 (km)	評価区間	
			(始点)	(終点)
山陽自動車道	4	6.1	赤穂 IC	岡山県境
一般国道250号	2	6.3	赤穂 IC 前交差点	備前市境
県道赤穂佐伯線	2	5.2	高雄トンネル入口	東有年交差点

②環境基準の達成状況（全体）

	昼夜とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜とも基準超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,628戸)	2,585	98.4	33	1.3	0	0.0	10	0.4
近接空間 ※ ² (940戸)	919	97.8	13	1.4	0	0.0	8	0.9
非近接空間 (1,688戸)	1,666	98.7	20	1.2	0	0.0	2	0.1

※² 近接空間：2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端からの距離が15mの範囲の空間。

③環境基準の達成状況（路線別）

1 昼夜とも基準値以下の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準以下戸数	割合(%)	合計戸数	基準以下戸数	割合(%)
山陽自動車道	7	7	100.0	5	5	100.0	2	2	100.0
一般国道 250 号	1,115	1,114	99.9	394	394	100.0	721	720	99.9
県道赤穂佐伯線	86	86	100.0	21	21	100.0	65	65	100.0

2 昼夜とも基準値超過の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計戸数	基準超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準超過戸数	割合(%)	合計戸数	基準超過戸数	割合(%)
山陽自動車道	7	0	0.0	5	0	0.0	2	0	0.0
一般国道 250 号	1,115	1	0.1	394	0	0.0	721	1	0.1
県道赤穂佐伯線	86	0	0.0	21	0	0.0	65	0	0.0

第 7 章

廃棄物の状況

1. 市内廃棄物排出量の状況

(1) 一般廃棄物関係

① ごみの収集

本市においては、家庭からの一般廃棄物のうち、燃やすごみは週2回、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ダンボールはそれぞれ月1回の定期収集を行っており、平成16年10月からは、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目についても、月1回の定期収集を実施している（平成17年度からその他プラスチック製容器包装は月2回収集）。また、ダンボールに併せて、紙パックの収集も行っている。令和2年度からは缶・びんの収集日に合わせ紙ごみの収集を開始し、資源化を実施している。令和3年度のごみ処理の状況及びごみ処理の推移は、次図のとおりである。

② ごみ焼却施設

本市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設（准連続燃焼式－流動床式 80t/日 40t/16H×2炉）は平成6年3月に竣工し、燃やすごみを焼却処理してきたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、排ガス中のダイオキシン類濃度5ng-TEQ/Nm³以下、CO濃度1時間平均値100ppm以下等を達成するために、排ガス高度処理施設を平成15年3月に設置した。また、施設の長寿命化のため、平成25年度～27年度に大規模改修を実施した。

③ 資源化等の対策

本市においては、循環型社会の構築のため、ごみの排出抑制や、ものを大切にし、再使用することを実践してもらうとともに、限られた資源の有効活用を図るため、効率的な回収・資源化を行うことを基本方針とし、市民への啓発を図っている。また、廃棄物循環型施設として、平成8年4月から粗大ごみ処理施設（処理能力：23t/日）を、平成16年10月からリサイクル施設（処理能力：6t/日）を稼働している。

粗大ごみ処理施設は、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びんの3系列の処理により、廃棄物の中の鉄やアルミ、カレットなどに選別し、資源の再利用と埋立処分量の減量化を図り、昭和60年2月に周世地区に設置した不燃物最終処分場（埋立許可容量 227,500m³）への搬入量は、施設稼働後減少傾向にある。

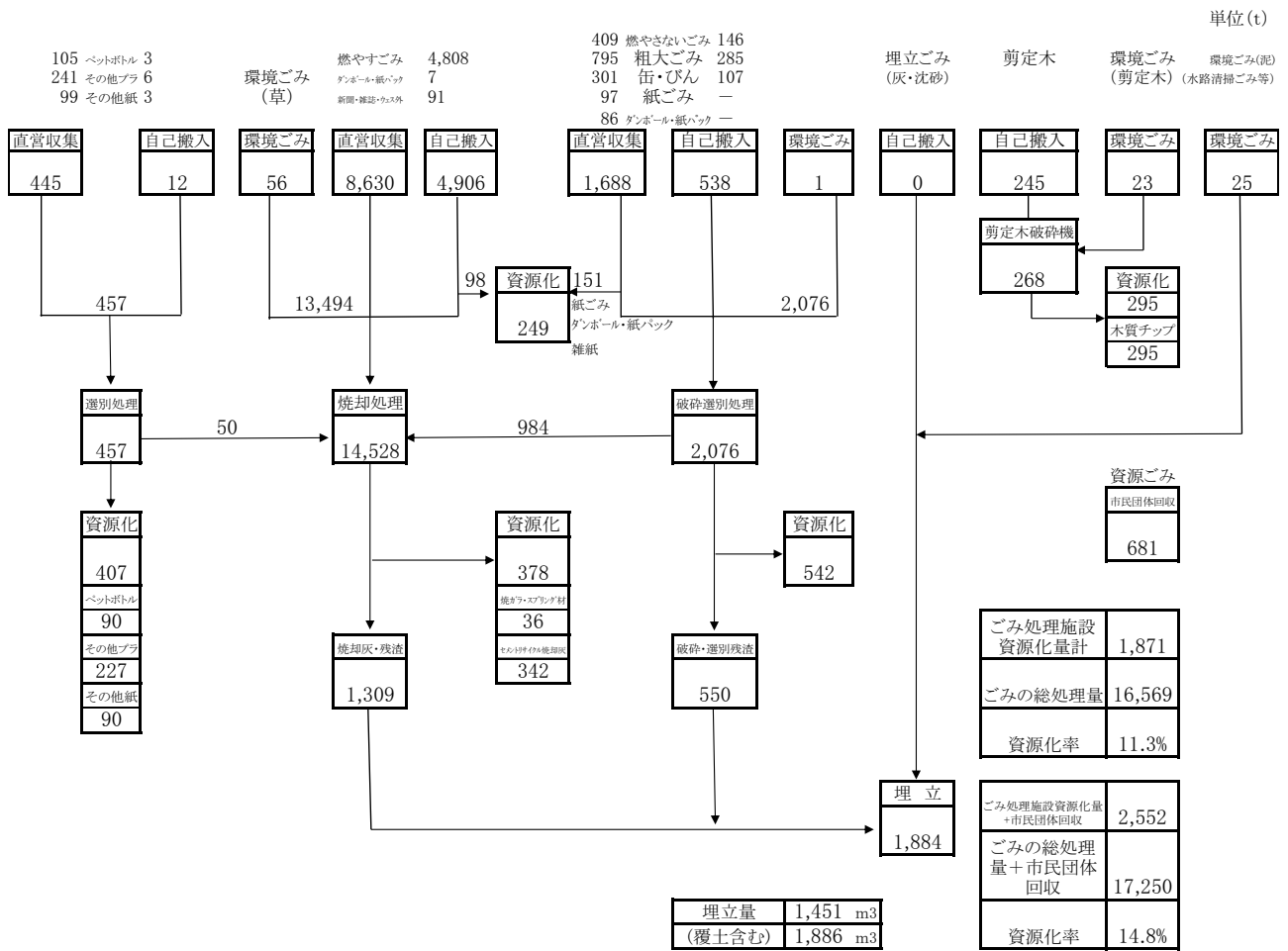
リサイクル施設は、これまで燃やすごみとして処理されていた廃棄物の中から、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目を圧縮梱包して資源の再利用と焼却量の減少を図っている。

また、廃棄物の減量・資源化を目的とした「資源ごみ集団回収奨励事業」を平成2年10月1日から実施し、資源ごみ回収登録団体への奨励金を1キログラムにつき4円助成している。令和3年度の回収量は681tであった。

さらに、地域団体、関係事業者及び市関係部局で組織する「ごみ問題対策等懇話会」を設け、資源の有効活用に関する意識啓発を図るとともに、実践の輪の拡大に努めている。

なお、令和3年度のごみの資源化量は2,552t（ごみ処理施設1,871t、集団回収681t）となっている。

ごみ処理の状況（令和3年度）



(2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令において、工場などの事業活動から出る廃棄物で、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類の品目及び特別管理産業廃棄物が規定されており、その排出者である事業者が自らの責任において処理しなければならないと定められている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、平成15年6月に不法投棄の未然防止のための厳格化等を内容とする改正が、平成16年4月には国の役割の強化による不適正処理事案の解決、罰則の強化などによる不法投棄の撲滅などを内容とする改正があった。平成17年5月には産業廃棄物管理票の強化等に関する改正、平成18年2月には石綿の無害化処理認定制度の創設に関する改正、平成20年度には産業廃棄物の「木くず」の区分に関する改正が行われた。また、平成22年5月には、排出事業者による適正な処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化及び排出抑制の徹底などを柱とする改正が行われた。

本市における主要工場からの産業廃棄物の量は、前年度より11,580.4t増加し、次表のとおり総排出量42,717.8tとなっている。処分地においては市内処分20%、市外処分80%の状況となっている。

また、特定建設作業実施届出書によると建設工事等により排出されたコンクリート片、アスファルト片、木くず等の建設廃材は約7,076m³であり、これらは主に中間処理施設等において処理がなされ、再利用されている。

主要工場等の産業廃棄物量と処理状況

(t/年)

種 類 \	処理方法	焼 却	埋 立	再利用	売 却	計
燃 え が ら	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	444.0	7,747.7	0.0	8,191.7
	計	0.0	444.0	7,747.7	0.0	8,191.7
汚 泥	自家処理	0.0	0.0	28.8	2,246.4	2,275.2
	委託処理	49.9	1,117.9	7,063.2	0.0	8,231.0
	計	49.9	1,117.9	7,092.0	2,246.4	10,506.2
廃 油	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	13.4	8.8	160.2	0.0	182.4
	計	13.4	8.8	160.2	0.0	182.4
廃酸・廃アルカリ	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	2,127.4	263.2	74.4	0.0	2,465.0
	計	2,127.4	263.2	74.4	0.0	2,465.0
廃プラスチック	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	141.0	431.5	2,777.4	0.0	3,349.9
	計	141.0	431.5	2,777.4	0.0	3,349.9
ガラス・煉瓦くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	1.2	406.8	636.7	0.0	1,044.7
	計	1.2	406.8	636.7	0.0	1,044.7
集じんダスト	自家処理	0.0	0.0	332.8	0.0	332.8
	委託処理	0.0	2,930.1	5,789.2	0.0	8,719.3
	計	0.0	2,930.1	6,122.0	0.0	9,052.1
木くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	4.2	640.3	0.0	644.5
	計	0.0	4.2	640.3	0.0	644.5
鋳さい・金属くず	自家処理	0.0	0.0	1,100.4	2,424.9	3,525.3
	委託処理	30.6	346.1	2,499.5	0.0	2,876.2
	計	30.6	346.1	3,599.9	2,424.9	6,401.5
その他がれき類等	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	625.3	138.8	115.7	0.0	879.8
	計	625.3	138.8	115.7	0.0	879.8
計	自家処理	0.0	0.0	1,462.0	4,671.3	6,133.3
	委託処理	2,988.8	6,091.4	27,504.3	0.0	36,584.5
	計	2,988.8	6,091.4	28,966.3	4,671.3	42,717.8

(注) 市内協定工場のばい煙等測定結果報告書による

第 8 章

地球温暖化への取組

1. 地球温暖化防止への取組

赤穂市では、平成元年度に「赤穂市環境管理計画」を策定し、平成13年度に同計画を全面改定し、「赤穂市環境基本計画」を策定するなど、「環境進化都市・赤穂」の実現に向けて様々な取組を実施してきた。

しかし、地球温暖化にみられるように、一地方都市の環境を考えるのではなく、地球規模で環境を考える時代となっている。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出は、日常生活や事業活動に伴って生じており、また、地球温暖化を取り巻く情勢は危機的状況にまで発展しようとしている。

そのため、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら市民や事業者を含む赤穂市に関わる全ての人々が問題意識や目標を共有し、温室効果ガス排出の抑制に向けた取組を進めるための指針として平成21年3月に「赤穂市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

令和2年度には「赤穂市環境基本計画」及び「地球温暖化対策地域推進計画」の改定にあたり、赤穂市環境基本計画の気候変動対策の項目を地球温暖化対策実行計画として位置づけ、引き続き、温室効果ガスの削減に向け、取組を実施していく。

2. 地球温暖化対策実行計画の概要と温室効果ガス排出量目標値

近年、気候変動の影響は顕在化し、豪雨などによる自然災害の増加など暮らしや事業活動に影響を及ぼしつつある。

脱炭素化社会へ転換していくための道筋の検討や気候変動の影響への備えのため、目標値を下記のとおり設定し、取組を進める。令和32（2050）年に向けては、脱炭素化を探索するものとする。

下記の温室効果ガス排出量目標値は、区域施策編における目標値とし、事務事業編における目標は、区域施策編の業務部門の水準を目指すものとする。

表 年度及び温室効果ガス削減目標

(万 t-CO₂/yr)

	2013年度	2030年度目標	削減率
産業部門(※)	313	224	29%
業務部門	9	5	44%
家庭部門	8	5	38%
運輸部門	29	21	28%
廃棄物部門	1	1	0%
合計	360	256	29%

※産業部門には、エネルギー転換部門、工業プロセス部門を含む。

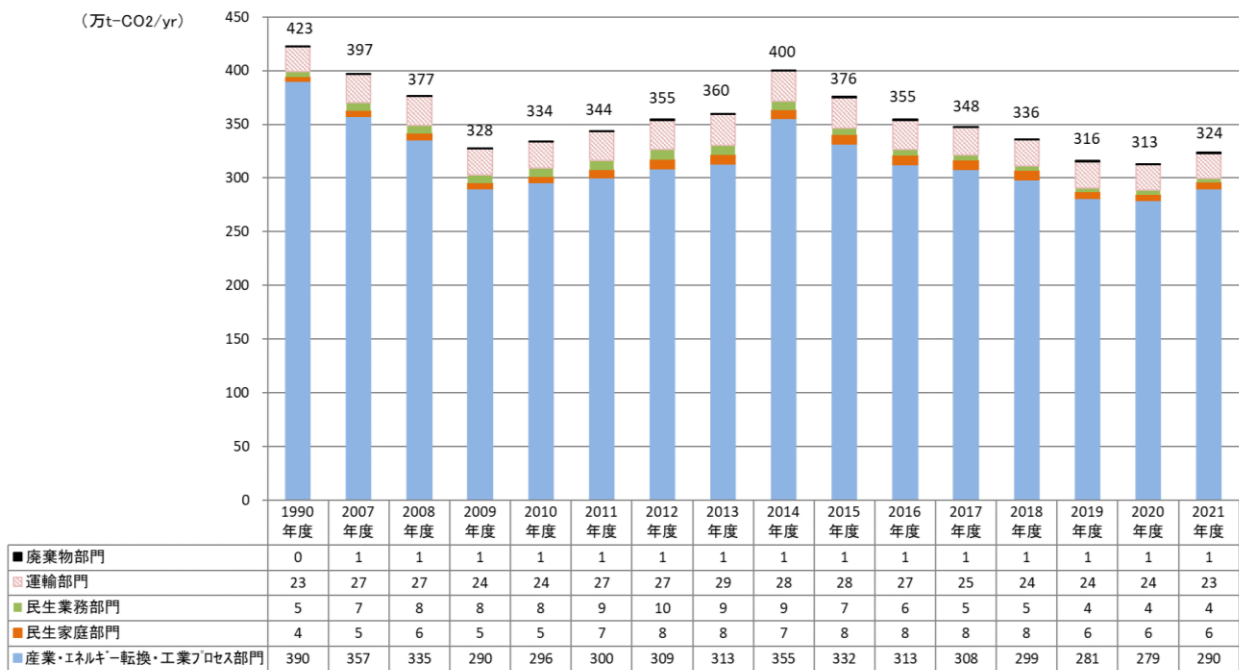
3. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス算定結果の概略

令和3（2021）年度の赤穂市全体の温室効果ガス排出量は、CO₂換算で約324万t-CO₂/年となっている。そのうち、CO₂のみの排出量は、約320万t-CO₂/年となっている。

令和2年度と令和3年度とを比較すると、産業・エネルギー転換・工業プロセスからの排出量が増加している。増加の要因としては、産業部門のエネルギー消費量が増加したことが考えられる。

赤穂市におけるCO₂排出量

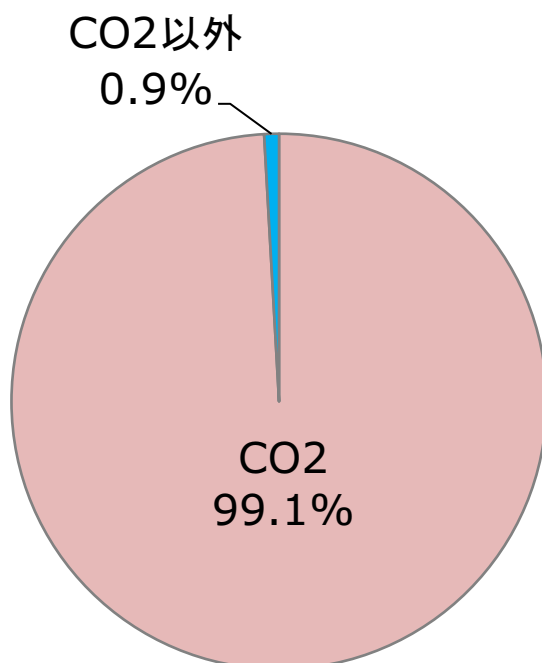


※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) ガス別の温室効果ガス排出量

ガス別について、CO₂、CH₄、N₂O、フロン類などを排出しているが、CO₂が99%以上を占めている。

ガス別の排出量割合



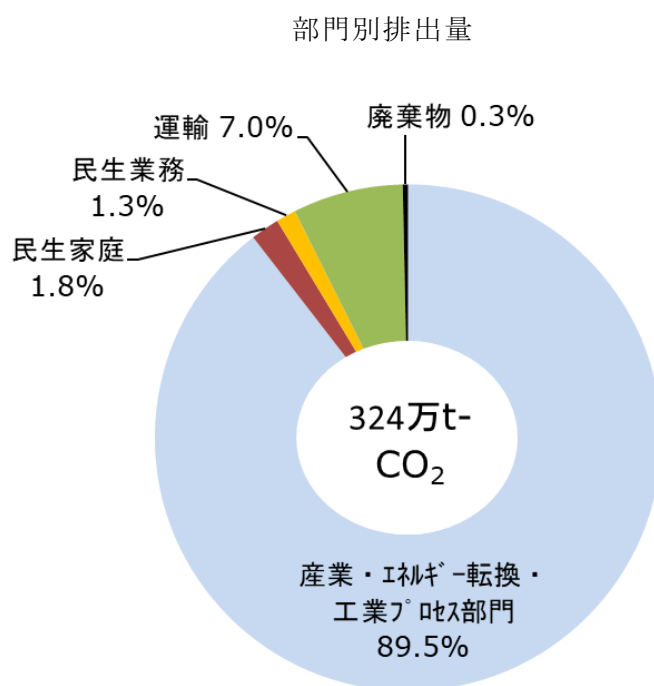
ガス種類	排出量 (万t-CO ₂ /年)
CO ₂	320.9
CH ₄	0.3
SF ₆	0.0
N ₂ O	0.8
HFC	1.8
PFC	0.0

(3) 部門別の温室効果ガス排出量

部門別の温室効果ガス排出量については、市で実測可能な項目についてはヒアリング調査等により実績値の集計を行い、その他については全国値等の原単位を利用し、推計を行った。

部門別には、産業活動等（エネルギー転換、産業、工業プロセス）による排出が約9割を占めている。赤穂市は、臨海工業地帯を中核として、西浜工業団地、磯産業団地、清水工業団地などに先端技術産業をはじめ多種多様な企業が立地している。これら企業による温室効果ガス排出が多くを占めている。

一方で、民生部門（家庭・業務）においては、約10万tとなっており全市的には3.1%と割合は低いが、1人あたり排出量にすると約2.2t-CO₂/年となっている。



部門	排出量 (万t-CO ₂ /年)	割合
産業・エネルギー転換・工業プロセス部門	290	89.5%
民生家庭部門	6	1.8%
民生業務部門	4	1.3%
運輸部門	23	7.0%
廃棄物部門	1	0.3%
合計	323	100%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

4. 赤穂市（行政）の温室効果ガス排出量の状況等

(1) 温室効果ガスの総排出量の状況

本市の事務事業における温室効果ガスの総排出量は、市全体で約17,110トンを排出しており、温室効果ガス別に見ると二酸化炭素が97.33%を占めている。

基準年である平成25（2013）年度の温室効果ガスの総排出量と比較すると7.16%減少した。

なお、減少の主な要因は、ごみの分別により廃プラスチック類の焼却量が減少したこと、また、灯油等燃料の使用量が減少したためである。

温室効果ガスの排出状況内訳

単位：kg（二酸化炭素換算）

温室効果ガスの種類	平成25（2013）年度		令和3年度		基準年との比較(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
二酸化炭素(CO ₂)	18,043,380	97.90	16,654,409	97.33	-7.70
メタン(CH ₄)	132,282	0.72	179,764	1.05	35.29
一酸化二窒素(N ₂ O)	251,274	1.36	275,184	1.61	9.52
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2,457	0.01	1,625	0.01	-33.86
合計	18,429,983	100.00	17,110,982	100.00	-7.16
備考	基準年				

※1 基準排出量とは、本市の事務事業の実施に伴い、基準年（平成25年度）に排出された各種の温室効果ガスを、その種類ごとに排出量を集計し、これをすべて二酸化炭素の量に換算した場合の量をいい、温室効果ガスの削減についてはこの排出量を基準に削減を図っている。

※2 温室効果ガスであるパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は排出量の把握が困難であるため対象外としている。

活動別排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）

主な排出源	平成25（2013）年度		令和3年度		基準年との比較(%)	
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)		
電気の使用	8,890,108	48.24	8,276,766	48.37	-6.90	
燃料	ガソリンの燃焼	157,391	0.85	152,713	0.89	-2.97
	灯油の燃焼	2,367,982	12.85	198,472	1.16	-91.62
	軽油の燃焼	206,508	1.12	159,002※	0.93	-23.00
	A重油の燃焼	539,228	2.93	135,218※	0.79	-74.92
	液化石油ガスの燃焼	92,250	0.50	65,766	0.38	-28.71
	都市ガス	—	—	1,794,479	10.49	—
一般廃棄物焼却	236,042	1.28	285,997	1.67	21.16	
廃プラスチックの焼却	5,749,920	31.20	5,288,616	30.91	-8.02	
下水処理	129,031	0.70	148,791	0.87	15.31	
笑気ガスの使用	7,254	0.04	3,639	0.02	-49.83	
その他	54,269	0.29	601,523	3.52	1008.41	
合計	18,429,983	100.00	17,110,982	100.00	-7.16	
備考	基準年					

※ 定置式ディーゼル以外の燃料使用量から算出

事務事業から排出される温室効果ガスの経年変化

年度	排出量 (t-CO ₂)	削減率	備考
平成25年度 (2013)	18,430	—	基準年
平成26年度 (2014)	17,584	—	
平成27年度 (2015)	18,861	—	
平成28年度 (2016)	18,052	—	
平成29年度 (2017)	17,394	—	
平成30年度 (2018)	17,736	—	
令和元年度 (2019)	17,049	—	
令和2年度 (2020)	18,447	—	環境基本計画（地球温暖化対策実行計画含む）改定
令和3年度 (2021)	17,111	7.16%	

第9章

環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ（抜粋）

- 昭和45年10月 1日 市内企業に対する公害対策指導の円滑化を図るため、赤穂市内主要企業公害担当者会議を設置
- 昭和46年 4月 1日 赤穂市公害対策課の設置、公害対策業務を分掌
- 昭和46年 4月23日 赤穂市公害対策審議会設置条例の制定公布（赤穂市条例第26号）
- 昭和46年 5月21日 市内企業の公害対策の円滑化を図るため、庁内関係課及び国・県関係出先機関の担当課長等により構成する赤穂市公害担当者事務連絡会議の設置
- 昭和46年 6月 1日 赤穂市公害対策審議会の設置、委員30名委嘱
- 昭和46年 6月 1日 兵庫県公害モニター（赤穂地区担当者5名）の設置
- 昭和46年10月 1日 赤穂市環境保全条例の制定公布（赤穂市条例第35号）
- 昭和47年 3月31日 赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定公布（赤穂市条例第10号）
- 昭和47年 4月 1日 赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則の制定公布（赤穂市規則第16号）
- 昭和47年 4月 1日 赤穂市環境保全条例施行規則の制定公布（赤穂市規則第17号）
- 昭和47年 5月 1日 赤穂市公害モニターの設置（5名委嘱）
- 昭和47年 6月23日 千種川環境基準の設定（千種町室橋上流水系A A類型、下流水系A類型）（兵庫県告示第892号）
- 昭和47年10月18日 赤穂市公害紛争調整委員会規則の制定公布（赤穂市規則第23号）
- 昭和48年 4月27日 市内主要18企業を対象とする地域ぐるみの公害防止協定の締結（兵庫県・赤穂市・企業の三者協定）
- 昭和49年 5月13日 播磨灘北西部の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（A類型）（環境庁告示第39号）
- 昭和49年 5月24日 テレメータシステムによる赤穂市役所大気汚染監視局舎観測データの県公害監視センター（現環境情報センター）への直送開始
- 昭和49年 5月28日 赤穂市環境保全条例施行規則の一部改正（赤穂市規則第18号）
- 昭和49年 7月10日 赤穂市内中小企業公害対策協議会の設置（公害担当者会議の改組）
- 昭和49年 8月 1日 地域ぐるみ公害防止協定に基づく公害防止対策書の改訂（硫黄酸化物・ばいじん・粉じん・化学的酸素要求量・浮遊物質量の総量規制の実施）
- 昭和49年8月～9月 第2次慢性気管支炎疫学調査の実施（全市40才以上の成人対象）
- 昭和49年10月 坂越湾へドロの試験浚渫（水産省・県共同事業）浚渫土量約5000m³
- 昭和50年 3月30日 千種川水質常時監視所の設置（県事業）
- 昭和50年 7月 1日 県委嘱公害モニターを市モニターへ委嘱替え
- 昭和50年 7月14日 赤穂市環境目標値の設定
（赤穂市環境保全条例第6条2項に定める環境保全計画策定上の環境目標値として、大気汚染物質及び水質汚濁物質について市公害対策審議会の議を経て設定）
- 昭和51年 6月18日 地域ぐるみ公害防止協定の改定調印
- 昭和51年 7月 2日 新幹線鉄道環境基準適用地域の告示（兵庫県告示第1377号）

昭和51年 9月10日 大気汚染監視局舎整備（天和コンクリートブロック造10m²）

昭和52年 6月29日 市内特定中小企業7社と公害防止協定の締結

昭和52年 9月 1日 千種川災害復旧助成事業に伴う漁場環境影響調査開始（昭和55年度まで）

昭和53年 3月15日 赤穂発電所基本構想に関する基本協定の締結（市・関西電力㈱）

昭和53年 3月15日 環境調査の実施に関する協定の締結（市・関西電力㈱）

昭和53年 9月 7日 大気汚染監視局舎整備（折方コンクリートブロック造10m²）

昭和53年10月 1日 赤穂市廃タイヤ処理要綱の制定

昭和53年10月23日 市内採石企業5社と公害防止協定の締結

昭和54年 7月 1日 大気汚染監視局舎移設（坂越・尾崎各コンクリートブロック10m²）

昭和53年11月～
昭和54年 7月 関電相生火力対策大気汚染監視局舎整備事業（高雄、西有年、高取峠、
有年2号線自排局）

昭和54年 7月 1日 千種川水質自動監視局管理委託

昭和54年7月～9月 指定地域追跡調査の実施（環境庁委託事業）

昭和54年10月～11月 第3次呼吸器疾患疫学調査の実施（市内小中学全生徒及び父兄）

昭和55年 5月 西播地区自動車公害実態調査（国道2号線西有年）（県・西播市町合同調査）

昭和55年10月 1日 大気汚染監視局舎整備（小島）

昭和56年1月～2月 学童の呼吸器疾患疫学調査の実施

昭和56年 4月 千種川播磨高汐対策事業に伴う漁場環境調査事業の委託

昭和56年 5月 公害分析室の新設（下水管理センター管理棟内）
旧分析室（御崎）の閉鎖

昭和56年 7月10日 環境行政機構の変更（環境部を廃止し、民生部組織内へ環境管理課を設置）

昭和56年 9月 1日 大気汚染監視局舎移設（市役所）

昭和56年11月～
昭和57年 2月 学童を中心とした呼吸器疾患疫学調査の実施

昭和57年 2月28日 大気汚染監視局舎整備（大津コンクリートブロック造10m²）

昭和57年 8月31日 赤穂火力発電所計画環境調査の実施

昭和58年 5月～
昭和59年 1月 大気中の水銀濃度調査

昭和59年 4月～
昭和60年 3月 国道2号赤穂地区交通公害対策調査（環境庁委託、県実施）

昭和59年 6月 1日 主要企業との環境保全協定の締結（従来 of 公害防止協定の全面改定）

昭和59年10月27日 赤穂発電所の建設等に関する「建設協定」の締結（市・関西電力㈱）
赤穂発電所の建設工事に関する「工事中の防災協定」の締結（市・関西電力㈱）

昭和59年11月 1日 赤穂発電所建設工事関連環境調査の開始

昭和59年12月19日 赤穂発電所放水路安全監視委員会の設置

昭和60年 3月11日 赤穂発電所の操業に係る「環境保全協定」の締結（県・市・関西電力㈱）

昭和60年 3月28日 環境庁が千種川を「名水百選」に選定

昭和61年 3月31日 大気環境情報管理室完成（下水管理センター管理棟内）
大気環境状況表示盤設置（市役所ロビー）
公害モニター制度廃止

昭和61年 5月15日 環境管理計画策定プロジェクトの設置

昭和61年 7月26日 都市環境管理セミナー開催
（日本環境プランナーズ会議主催・赤穂市後援）

昭和62年 3月25日 大気汚染監視局舎移設（塩屋コンクリートブロック造10㎡）

昭和62年 3月31日 赤穂市廃タイヤ処理要綱の廃止

昭和63年 3月22日 環境管理計画全市的目標方針編策定

昭和63年7月～9月 環境懇談会の開催（市内8地区）

昭和63年11月 1日 アメニティマスタープランの策定（県委託事業）

昭和63年12月28日 環境管理計画地域別目標方針編策定

平成元年 2月13日 環境管理計画環境利用配慮指針・環境情報システム編策定

平成元年 3月14日 環境保全関係4条例の制定
（環境保全基本条例、生活環境の保全に関する条例、都市景観の形成に関する条例、自然環境の保全に関する条例）
環境保全条例（昭和46年）及び公害対策審議会条例（昭和46年）の廃止

平成元年 5月12日 環境管理計画の策定

平成元年 9月29日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の制定（規則第27号）
赤穂市環境保全審議会規則の制定（規則第28号）

平成元年 9月29日 赤穂市公害等紛争調整委員会規則の制定（規則第29号）
赤穂市公害紛争調整委員会規則（昭和47年）の廃止

平成元年 9月30日 赤穂市生活環境の保全に関する条例運用要綱の制定

平成元年12月 1日 赤穂市都市景観対策検討委員会設置運営要綱の制定

平成元年12月28日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（規則第33号）
赤穂市中高層共同住宅の建築に関する指導要綱の制定
赤穂市都市景観の形成に関する条例施行規則の制定（規則第34号）
赤穂市自然環境の保全に関する条例施行規則の制定（規則第35号）

平成 2年 1月 4日 大規模建築物等指導基準の制定（告示第1号）

平成 2年 1月29日 ゴルフ場2社と環境保全協定の締結

平成 2年 2月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施

平成元年 7月～ 都市景観形成計画策定調査の実施
平成 2年 2月

平成 2年 7月～ 自然環境保全計画策定調査の実施
平成 3年 3月

平成 2年 9月12日 大気環境監視網の再編整備（実施平成3年4月）

平成 2年 9月30日 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等に関する指導要綱の制定

平成 2年10月～ 市街地景観形成地区等の指定調査の実施（坂越地区）
平成 3年 3月
平成 3年 3月 7日 都市景観形成計画の策定
平成 3年 3月18日 大規模建築物等景観ガイドラインの策定
平成 3年 6月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 3年 6月～ 色彩ガイドライン作成調査
平成 4年 2月
平成 3年 6月23日 のじぎく記念植栽
平成 3年7月～12月 市街地景観形成地区等の指定調査の実施（加里屋地区）
平成 3年10月17日 第1回赤穂市都市景観賞表彰
平成 4年 3月31日 自然環境保全計画の策定
平成 4年 4月 1日 坂越地区を「市街地景観形成地区」として指定
平成 4年 4月 1日 赤穂市都市景観形成助成制度開始
平成 4年 7月 1日 景観アドバイザー制度設置
平成 4年10月 1日 赤穂まちづくり色彩計画作成
平成 4年10月28日 第2回赤穂市都市景観賞表彰
平成 4年12月 2日 大気汚染監視局舎整備（千鳥）
平成 5年 3月27日 電気自動車導入
平成 5年 5月～ 都市デザイン計画策定調査の実施
平成 6年 2月
平成 5年 7月 坂越地区景観整備計画策定
平成 5年 7月29日 水環境フォーラム開催（兵庫県・赤穂市ほか主催）
平成 5年 9月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 5年10月 赤穂市緑化ガイドライン作成
平成 6年 3月16日 市街地景観重要建築物の指定（3件）
平成 6年7月～12月 都市デザイン計画策定調査（第Ⅱ期）の実施
平成 6年10月27日 第3回赤穂市都市景観賞表彰
平成 6年12月13日 第八分団詰所修景整備（坂越地区景観整備）
平成 7年 3月24日 記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）
平成 7年 3月24日 シンボリックサイン（坂越地区景観整備、木戸門跡）設置
平成 7年 3月 「私の好きな散歩道」の選定
平成 7年 3月25日 坂越まち並み館開館（坂越地区景観整備）
平成 7年 9月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施
平成 7年11月30日 記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）
平成 7年12月～ 展望広場整備（坂越地区景観整備）
平成 8年 7月
平成 8年 2月29日 案内サイン設置（坂越地区景観整備、1基）

平成 8年 2月29日 本町通り街灯整備（坂越地区景観整備、12基）

平成 8年10月28日 第4回赤穂市都市景観賞表彰

平成 9年 3月14日 記名学習サイン（3基）、誘導サイン（1基）設置（坂越地区景観整備）

平成 9年 3月25日 市道船岡公園線整備（坂越地区景観整備）

平成 9年 3月 大気環境情報システム更新（下水管理センター内）

平成 9年10月 6日 坂越市街地景観形成地区が都市景観大賞（建設大臣賞）の「都市景観100選」に選定される

平成10年 1月13日 坂越市街地景観形成地区の記名・学習サインがさわやか街づくり賞（知事表彰）のシングルサイン部門を受賞

平成10年 3月23日 記名学習サイン（4基）、誘導サイン（5基）設置（坂越地区景観整備）

平成10年 3月25日 汐見・東之町地区街灯整備（坂越地区景観整備、23基）

平成10年 3月30日 坂越公民館外構整備（坂越地区景観整備）

平成10年 4月 1日 お城通り地区（北・南地区）を「市街地景観形成地区」として指定

平成10年 4月 1日 市街地景観重要建築物の指定（4件）

平成10年10月28日 第5回赤穂市都市景観賞表彰

平成10年11月17日 お城通り地区（中地区）を「市街地景観形成地区」として指定

平成11年 3月25日 市道坂越港線（旧道）整備（坂越地区景観整備）

平成11年 6月 環境管理計画に関する全世帯市民アンケート実施

平成11年9月6日～ 環境基本計画策定に係る基礎調査及び計画骨子立案

平成12年3月23日

平成11年11月 1日 環境基本計画策定委員会設置

平成11年11月 1日 環境基本計画策定市民懇話会設置

平成12年 2月 環境管理計画に関する事業所アンケート実施

平成12年 2月29日 市道坂越港線（新道）整備（坂越地区景観整備）

平成12年 3月15日 上高谷公園整備（坂越地区景観整備）

平成12年 8月30日 ダイオキシン類土壌環境調査実施

平成13年 3月16日 環境基本条例制定

平成13年 3月 環境基本計画策定

平成13年 3月 環境にやさしい行動指針策定

平成13年 7月 7日 赤穂環境づくり推進会議設立

平成13年 9月 1日 環境基本計画推進委員会設置

平成14年 3月 地球温暖化対策実行計画策定

平成16年 7月 1日 赤穂環境パートナーシップ登録制度創設

平成17年 3月25日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（5事業所）

平成17年 5月29日 赤穂こどもエコクラブを創設し活動を開始

平成17年 9月30日 環境保全協定の改定（二者協定5社、三者協定14社）

平成18年 3月23日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3事業所）

平成19年 3月26日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3事業所）

平成20年 3月24日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）

平成20年 3月25日 環境保全協定の改定（二者協定5社、三者協定13社）

平成20年12月 1日 赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（6事業所8店舗）

平成21年 2月25日 環境保全協定の改定（二者協定6社、三者協定1社）

平成21年 2月28日 赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（1事業所1店舗）

平成21年 3月10日 レジ袋無料配布中止等を実施

平成21年 3月30日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）

平成21年 3月 赤穂市地球温暖化対策地域推進計画「赤穂市低炭素戦略2020」策定

平成21年 3月 赤穂市環境基本計画一部改訂

平成22年 3月30日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）

平成23年 3月30日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）

平成23年 4月 1日 住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始

平成24年 3月30日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（2事業所）

平成25年11月 微小粒子状物質測定機（県設置）により市役所にて微小粒子状物質の連続測定開始

平成26年 3月27日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1事業所）

平成27年 7月 1日 環境保全協定の締結（二者協定1社）

平成27年12月10日 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例制定（条例第48号）

平成28年 1月19日 環境保全協定の締結（二者協定1社）

平成28年 3月 赤穂市環境基本計画一部改訂

平成28年 3月31日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則改正（規則第25号）

平成31年 1月 7日 環境保全協定の締結（三者協定1社）

令和 3年 3月 赤穂市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画を含む）改定

令和 3年 5月 1日 赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱施行

資 料 編

資料編目次

1. 環境基準	1
2. 大気汚染関係広報発令基準	6
3. 気象	8
表 3 - 1 風速階級別出現状況	8
4. 大気環境濃度測定結果	9
表 4 - 1 二酸化硫黄濃度測定結果	9
表 4 - 2 浮遊粒子状物質濃度測定結果	12
表 4 - 3 一酸化窒素濃度測定結果	15
表 4 - 4 二酸化窒素濃度測定結果	17
表 4 - 5 窒素酸化物濃度測定結果	21
表 4 - 6 オキシダント濃度測定結果	24
表 4 - 7 降下ばいじん量の経年変化	25
表 4 - 8 降下ばいじん中の主要成分測定結果	26
5. 河川・海域水質等調査結果	27
表 5 - 1 河川水質調査結果（定例調査）	27
表 5 - 2 中ノ谷川水質調査結果	28
表 5 - 3 地先海域の水質・底質経年変化	29
6. 自動車騒音常時監視調査結果	33
表 6 - 1 道路種類別の面的評価結果（戸数）	33
表 6 - 2 道路種類別の面的評価結果（割合）	33
表 6 - 3 路線別の面的評価結果（戸数）	34
表 6 - 4 路線別の面的評価結果（割合）	34

1. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下 ※	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

※令和4年4月1日以降、0.02mg/L以下

(注) 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に適用する。

② 生活環境の保全に関する環境基準
ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ※
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	〃	2 〃	〃	〃	1,000 〃
B	水道3級 水産2級	〃	3 〃	〃	5 〃	5,000 〃
C	水産3級 工業用水1級	〃	5 〃	50 〃	〃	—
D	工業用水2級 農 業 用 水	6.0以上8.5以下	8 〃	100 〃	2 〃	—
E	工業用水3級 環 境 保 全	〃	10 〃	ごみ等の浮遊が認 められないこと	〃	—

※令和4年4月1日以降、大腸菌群数を項目から削除し、新たに大腸菌数を追加

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ※	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水	〃	3 〃	5 〃	—	〃
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8 〃	2 〃	—	—

※令和4年4月1日以降、大腸菌群数を項目から削除し、新たに大腸菌数を追加

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル 以下	40デシベル 以下
A及びB	55デシベル 以下	45デシベル 以下
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する带状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

第1 環境基準

地域の種類	基準値
I 主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

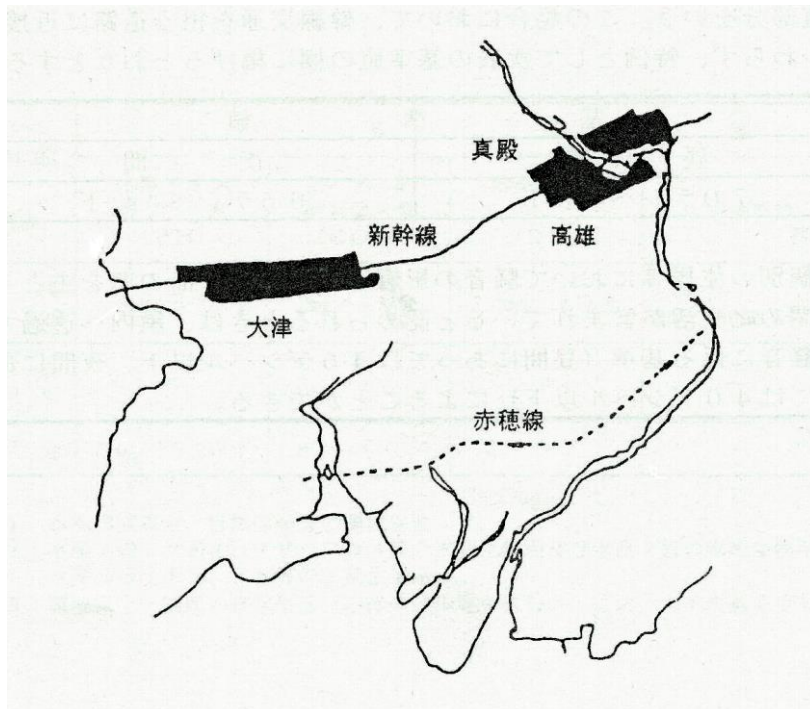
第2 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年以内	
	ロ 10年以内			
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

備考 イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(注) 赤穂市内の区域の種類は第I類型である。なお環境基準に係る地域指定図は下図のとおりである。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定図



(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒 素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総 水 銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジキサシ	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg-TEQ/L以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

2. 大気汚染関係広報発令基準

汚染物質	広報の区分	発令基準	工場等の対応措置	概要
硫黄酸化物	情報	① 0.1ppm以上の濃度が3時間以上継続したとき。 ② 0.2ppm以上の濃度が2時間以上継続したとき。 ③ 0.3ppm以上の濃度が1時間でも発生したとき。	工場全体で通常排出ばい煙量の10%以上の減少措置を講ずること	広報発令基準は兵庫県「硫黄酸化物緊急時対策実施要領」によるものである。
	注意報	① 0.2ppm以上の濃度が3時間以上継続したとき。 ② 0.3ppm以上の濃度が2時間以上継続したとき。 ③ 48時間平均値が0.15ppm以上の濃度になったとき。 ④ 現状の濃度および気象条件等から前記①, ②, ③のいずれかに達する恐れが予測されるとき。	同上 20%	
	警報	① 0.5ppm以上の濃度が1時間でも発生したとき。 ② 現状の濃度および気象条件等から前記①の状態に達する恐れが予測されるとき。	同上 50%	
	重大警報	① 0.5ppm以上の濃度が3時間継続したとき。 ② 0.7ppm以上の濃度が2時間継続したとき。	許容排出ばい煙量の80%以上の減少措置	
オキシダント	予報	気象条件等から注意報の発令基準に達すると認められるとき。	窒素酸化物排出量を20%以上削減	広報発令基準および工場等の対応措置は、兵庫県「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」によるものである。
	注意報	0.12ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同上	
	警報	0.24ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同上	
	重大警報	0.40ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	窒素酸化物排出量を20%以上削減	

光化学オキシダント対策措置事項

区 分	措 置
予 報	1. 工場・事業場は、燃料使用量の削減並びに低窒素燃料への転換等により、窒素酸化物排出量を通常の20%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 不要不急の自動車の運転を自粛すること。
注 意 報	上記措置の徹底及び確認
警 報	上記措置の徹底及び確認
重 大 警 報	1. 工場・事業場は、窒素酸化物排出量を通常の40%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 自動車運転者は公安委員会の指示に従うこと。

光化学オキシダント広報等発令時における周知事項

1. 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ること。 2. 目に、刺激や痛みを感じた人は、洗眼する。 3. のど、鼻に刺激や痛みを感じた人は、うがいをする。 4. 症状のひどい人は、医師の手当てを受ける。
--

3. 気象

表3-1 風速階級別出現状況

(単位:時間)

風 測定地点 速(m/s) 月	市 役 所					塩 屋 監 視 局					尾 崎 監 視 局				
	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間
0.0 ~ 0.3	61	72	43	46	222	120	72	70	102	364	69	63	17	52	201
0.4 ~ 0.9	440	463	320	390	1613	533	510	401	480	1924	410	349	213	238	1210
1.0 ~ 1.9	609	666	799	651	2725	628	764	685	634	2711	635	740	397	311	2083
2.0 ~ 2.9	432	410	321	341	1504	504	526	534	477	2041	521	562	264	179	1526
3.0 ~ 3.9	282	329	272	256	1139	239	252	324	254	1069	265	286	145	113	809
4.0 ~ 4.9	143	146	212	186	687	104	49	117	115	385	151	124	56	51	382
5.0 ~ 5.9	105	53	121	121	400	43	18	48	56	165	72	42	13	36	163
6.0 ~ 6.9	57	34	56	79	226	11	9	19	33	72	39	16	7	21	83
7.0 ~ 7.9	30	17	34	41	122	2	2	4	5	13	15	14	0	12	41
8.0 ~ 8.9	17	3	13	30	63	0	2	2	2	6	5	3	1	3	12
9.0 ~ 9.9	4	7	12	9	32	0	1	0	2	3	2	4	0	4	10
10.0 以上	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0	3	8
総測定時間	2181	2200	2204	2150	8735	2184	2205	2204	2160	8753	2184	2208	1113	1023	6528
風 測定地点 速(m/s) 月	天 和 監 視 局					坂 越 監 視 局					高 雄 監 視 局				
	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間
0.0 ~ 0.3	92	75	116	131	414	41	28	25	49	143	76	112	39	88	315
0.4 ~ 0.9	574	599	593	590	2356	282	318	221	310	1131	629	817	747	687	2880
1.0 ~ 1.9	637	764	618	502	2521	789	890	646	724	3049	700	654	858	665	2877
2.0 ~ 2.9	468	443	397	395	1703	612	640	716	626	2594	341	358	300	274	1273
3.0 ~ 3.9	200	183	232	256	871	262	209	390	264	1125	243	201	139	234	817
4.0 ~ 4.9	114	77	123	147	461	100	72	127	111	410	124	44	67	115	350
5.0 ~ 5.9	45	22	67	82	216	55	24	49	39	167	44	14	26	61	145
6.0 ~ 6.9	36	18	43	30	127	28	12	15	18	73	22	8	16	22	68
7.0 ~ 7.9	8	11	9	10	38	13	9	13	10	45	3	0	9	6	18
8.0 ~ 8.9	2	9	4	3	18	2	2	2	5	11	2	0	3	7	12
9.0 ~ 9.9	4	2	1	2	9	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0
10.0 以上	4	5	1	11	21	0	3	0	2	5	0	0	0	1	1
総測定時間	2184	2208	2204	2159	8755	2184	2208	2204	2160	8756	2184	2208	2204	2160	8756
風 測定地点 速(m/s) 月	大 津 監 視 局					有 年 監 視 局					下 水 管 理 セ ン タ ー				
	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間
0.0 ~ 0.3	85	121	32	56	294	181	232	258	219	890	11	31	9	13	64
0.4 ~ 0.9	386	526	300	305	1517	696	762	774	686	2918	175	192	112	152	631
1.0 ~ 1.9	820	849	886	794	3349	651	695	649	622	2617	727	751	529	583	2590
2.0 ~ 2.9	478	461	558	466	1963	340	298	268	281	1187	610	622	694	604	2530
3.0 ~ 3.9	223	162	226	241	852	187	166	126	165	644	304	316	350	288	1258
4.0 ~ 4.9	113	61	98	134	406	89	36	67	108	300	117	127	199	201	644
5.0 ~ 5.9	52	20	51	77	200	24	10	32	44	110	88	67	129	120	404
6.0 ~ 6.9	19	2	30	52	103	12	3	16	22	53	70	37	79	94	280
7.0 ~ 7.9	5	2	19	25	51	2	4	10	12	28	39	24	54	55	172
8.0 ~ 8.9	2	3	3	9	17	2	1	2	0	5	25	17	24	26	92
9.0 ~ 9.9	0	1	1	1	3	0	1	0	0	1	13	9	17	13	52
10.0 以上	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	15	8	7	35
総測定時間	2184	2208	2204	2160	8756	2184	2208	2202	2159	8753	2184	2208	2204	2156	8752

4. 大気環境濃度測定結果

表4-1 二酸化硫黄濃度測定結果

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	363
	測定時間	時間	716	738	715	712	740	715	740	714	739	740	665	739	8673
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.006	0.007	0.005	0.007	0.004	0.005	0.006	0.005	0.004	0.005	0.007	0.007
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003
	塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30
測定時間		時間	716	738	715	736	736	714	738	709	739	737	668	729	8675
月平均値		ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを 超えた日数		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを 超えた日数		日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値		ppm	0.004	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.009	0.009
日平均値の最高値		ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
尾崎		有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
	測定時間	時間	720	744	720	744	742	720	744	719	740	744	672	739	8748
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.011	0.011	0.014	0.011	0.010	0.010	0.012	0.018	0.011	0.025	0.017	0.016	0.025
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.007	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006	0.008	0.006	0.008	0.007	0.010	0.010

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	743	719	744	742	720	744	720	737	744	672	739	8744
	月平均値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.008	0.008	0.01	0.007	0.008	0.008	0.008	0.006	0.009	0.008	0.01	0.014	0.014
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.008	0.008
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	744	742	720	744	720	737	732	672	740	8735
	月平均値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを 超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.008	0.01	0.011	0.007	0.008	0.006	0.008	0.009	0.009	0.01	0.011	0.013	0.013
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.005	0.006	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007

表 4 - 2 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	30	30	29	31	30	31	30	31	31	28	31	362
	測定時間	時間	719	735	719	715	744	719	743	719	743	743	667	744	8710
	月平均値	mg/m ³	0.013	0.015	0.014	0.015	0.015	0.013	0.009	0.011	0.009	0.009	0.011	0.015	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.049	0.056	0.033	0.050	0.052	0.057	0.030	0.038	0.034	0.026	0.051	0.047	0.057
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.031	0.027	0.026	0.027	0.030	0.031	0.019	0.025	0.021	0.017	0.022	0.031	0.031
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	27	29	31	30	31	31	28	30	359
	測定時間	時間	719	741	719	740	649	710	743	718	743	743	671	736	8632
	月平均値	mg/m ³	0.011	0.015	0.013	0.014	0.016	0.012	0.009	0.010	0.008	0.008	0.008	0.014	0.011
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.056	0.064	0.048	0.063	0.061	0.062	0.036	0.047	0.044	0.031	0.049	0.051	0.064
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.029	0.027	0.024	0.029	0.031	0.024	0.019	0.026	0.018	0.016	0.019	0.032	0.032
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	743	719	743	740	720	743	718	739	743	671	739	8737
	月平均値	mg/m ³	0.014	0.020	0.016	0.016	0.019	0.012	0.009	0.010	0.008	0.006	0.008	0.015	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.077	0.078	0.056	0.065	0.078	0.059	0.041	0.057	0.052	0.042	0.042	0.061	0.078
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.032	0.035	0.037	0.030	0.036	0.026	0.022	0.026	0.018	0.018	0.020	0.039	0.039

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
	測定時間	時間	719	743	719	743	740	719	740	719	740	743	669	739	8733
	月平均値	mg/m ³	0.012	0.014	0.012	0.012	0.012	0.009	0.007	0.009	0.008	0.007	0.009	0.015	0.011
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.041	0.051	0.058	0.046	0.040	0.044	0.027	0.039	0.043	0.034	0.039	0.057	0.058
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.028	0.026	0.032	0.024	0.030	0.026	0.016	0.024	0.023	0.019	0.021	0.037	0.037
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	743	720	743	741	719	743	719	740	743	672	739	8741
	月平均値	mg/m ³	0.014	0.018	0.018	0.017	0.016	0.011	0.008	0.009	0.008	0.007	0.008	0.013	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.057	0.081	0.057	0.064	0.066	0.059	0.040	0.039	0.048	0.041	0.050	0.056	0.081
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.030	0.038	0.036	0.035	0.037	0.026	0.019	0.026	0.019	0.014	0.021	0.031	0.038
大津	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
	測定時間	時間	719	743	716	743	740	719	743	719	740	743	671	738	8734
	月平均値	mg/m ³	0.013	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013	0.009	0.011	0.009	0.010	0.012	0.016	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.041	0.053	0.043	0.062	0.048	0.051	0.033	0.035	0.039	0.029	0.037	0.047	0.062
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.032	0.025	0.027	0.030	0.032	0.032	0.019	0.027	0.023	0.020	0.022	0.034	0.034

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	718	742	718	743	739	719	743	720	720	744	671	738	8715
	月平均値	mg/m ³	0.011	0.014	0.014	0.015	0.015	0.012	0.008	0.008	0.006	0.006	0.007	0.012	0.011
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.067	0.058	0.048	0.076	0.061	0.072	0.043	0.048	0.048	0.041	0.043	0.051	0.076
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.028	0.028	0.027	0.03	0.035	0.033	0.017	0.024	0.017	0.015	0.02	0.026	0.035
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	718	743	720	740	739	719	743	719	735	740	672	739	8727
	月平均値	mg/m ³	0.011	0.014	0.014	0.012	0.014	0.01	0.006	0.006	0.005	0.006	0.007	0.011	0.01
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.072	0.058	0.056	0.062	0.064	0.071	0.045	0.043	0.033	0.038	0.042	0.066	0.072
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.025	0.028	0.027	0.031	0.042	0.026	0.014	0.016	0.011	0.011	0.017	0.023	0.042

表 4 - 3 一酸化窒素濃度測定結果

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	30	363
	測定時間	時間	715	740	714	739	738	714	744	714	739	739	650	728	8674
	月平均値	ppm	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.006	0.008	0.007	0.011	0.012	0.008	0.006	0.011	0.013	0.013	0.008	0.013	0.013
	日平均値の最高値	ppm	0.001	0.002	0.001	0.003	0.003	0.002	0.001	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	1	-	307
	測定時間	時間	715	739	715	734	731	712	735	706	733	735	43	-	7298
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.001	0.002	0.004	0.007	0.006	0.007	-	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.013	0.015	0.008	0.024	0.022	0.007	0.012	0.021	0.037	0.041	0.026	-	0.041
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.005	0.005	0.007	0.010	0.002	0.004	0.011	0.017	0.015	0.008	-	0.017
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	739	744	720	744	710	744	744	672	739	8740
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.013	0.024	0.015	0.010	0.010	0.010	0.009	0.015	0.010	0.014	0.011	0.013	0.024
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.007	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.007
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	719	740	744	720	744	710	743	743	670	740	8737
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.040	0.018	0.013	0.032	0.014	0.015	0.012	0.052	0.034	0.039	0.051	0.037	0.052
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.005	0.004	0.006	0.004	0.003	0.003	0.008	0.008	0.006	0.010	0.006	0.011

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	740	744	720	744	711	744	744	671	740	8742
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.014	0.012	0.015	0.017	0.015	0.010	0.011	0.015	0.026	0.016	0.017	0.015	0.026
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.003	0.003	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006
大津	有効測定日数	日	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	708	740	715	740	736	715	740	716	735	740	668	734	8687
	月平均値	ppm	0.003	0.002	0.003	0.004	0.003	0.002	0.003	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.030	0.023	0.025	0.027	0.036	0.017	0.031	0.035	0.038	0.046	0.030	0.031	0.046
	日平均値の最高値	ppm	0.011	0.005	0.007	0.008	0.011	0.004	0.011	0.010	0.015	0.011	0.006	0.011	0.015
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	27	31	30	30	31	27	31	360
	測定時間	時間	718	743	719	740	744	655	744	720	733	744	667	738	8665
	月平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.006	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004
	1時間値の最高値	ppm	0.025	0.016	0.018	0.018	0.022	0.022	0.031	0.054	0.064	0.044	0.054	0.035	0.064
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.007	0.003	0.008	0.006	0.008	0.008	0.015	0.017	0.011	0.015	0.007	0.017
高雄	有効測定日数	日	30	31	25	31	31	30	31	30	30	31	28	31	359
	測定時間	時間	720	744	607	740	744	720	744	720	733	744	672	739	8627
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.013	0.013	0.010	0.013	0.014	0.008	0.008	0.014	0.013	0.010	0.013	0.021	0.021
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.004	0.002	0.004	0.006	0.002	0.003	0.004	0.005	0.003	0.003	0.006	0.006

表 4 - 5 窒素酸化物濃度測定結果

	項 目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	30	363
	測定時間	時間	715	740	714	739	738	714	744	714	739	739	650	728	8674
	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.005	0.007	0.005	0.005	0.005	0.007	0.010	0.007	0.007	0.008	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.032	0.022	0.023	0.028	0.023	0.025	0.017	0.023	0.032	0.036	0.027	0.034	0.036
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.012	0.010	0.014	0.010	0.010	0.009	0.012	0.018	0.013	0.013	0.017	0.018
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	93.6	93.5	94.4	86.4	82.8	89.3	89.6	90.9	85.1	90.8	93.0	91.6	89.9
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	1	-	307
	測定時間	時間	715	739	715	734	731	712	735	706	733	735	43	-	7298
	月平均値	ppm	0.011	0.011	0.009	0.011	0.009	0.008	0.008	0.013	0.018	0.016	0.022	-	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.043	0.035	0.034	0.037	0.035	0.032	0.031	0.052	0.065	0.060	0.055	-	0.065
	日平均値の最高値	ppm	0.024	0.021	0.020	0.018	0.018	0.013	0.018	0.028	0.032	0.029	0.023	-	0.032
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	82.6	79.2	77.0	71.1	66.8	83.1	73.6	68.7	61.2	60.5	67.6	-	70.7
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	739	744	720	744	710	744	744	672	739	8740
	月平均値	ppm	0.007	0.007	0.005	0.007	0.006	0.005	0.004	0.006	0.009	0.007	0.007	0.008	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.039	0.023	0.023	0.024	0.024	0.017	0.029	0.030	0.032	0.030	0.033	0.039
	日平均値の最高値	ppm	0.014	0.019	0.009	0.016	0.010	0.010	0.008	0.011	0.016	0.012	0.012	0.017	0.019
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	75.4	72.1	71.9	73.0	70.9	71.4	69.0	71.6	75.9	73.1	74.9	75.5	73.2

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	719	740	744	720	744	710	743	743	670	740	8737
	月平均値	ppm	0.008	0.008	0.006	0.008	0.007	0.006	0.005	0.007	0.008	0.006	0.007	0.009	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.076	0.031	0.031	0.048	0.033	0.036	0.030	0.065	0.057	0.064	0.081	0.081	0.081
	日平均値の最高値	ppm	0.025	0.016	0.011	0.016	0.012	0.013	0.010	0.016	0.021	0.014	0.022	0.023	0.025
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	73.2	75.9	74.3	72.4	71.0	72.9	71.4	68.9	65.5	66.6	67.9	72.4	71.1
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	740	744	720	744	711	744	744	671	740	8742
	月平均値	ppm	0.008	0.007	0.006	0.008	0.006	0.006	0.005	0.008	0.010	0.007	0.007	0.010	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.035	0.029	0.022	0.030	0.026	0.033	0.020	0.030	0.039	0.033	0.032	0.035	0.039
	日平均値の最高値	ppm	0.016	0.016	0.010	0.015	0.011	0.012	0.011	0.015	0.020	0.013	0.014	0.019	0.020
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	79.6	78.7	75.5	73.4	68.4	74.2	72.0	71.9	68.4	70.9	70.8	75.6	73.4
大津	有効測定日数	日	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	708	740	715	740	736	715	740	716	735	740	668	734	8687
	月平均値	ppm	0.014	0.012	0.013	0.014	0.010	0.010	0.012	0.016	0.017	0.014	0.014	0.016	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.057	0.051	0.057	0.059	0.066	0.060	0.049	0.065	0.069	0.076	0.059	0.071	0.076
	日平均値の最高値	ppm	0.030	0.022	0.025	0.023	0.026	0.017	0.030	0.030	0.037	0.026	0.026	0.038	0.038
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	80.9	81.0	80.4	71.3	72.6	81.4	77.4	77.2	67.5	78.4	81.6	80.0	77.2

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	27	31	30	30	31	27	31	360
	測定時間	時間	718	743	719	740	744	655	744	720	733	744	667	738	8665
	月平均値	ppm	0.011	0.008	0.007	0.009	0.008	0.009	0.011	0.014	0.015	0.014	0.016	0.013	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.044	0.032	0.032	0.032	0.026	0.030	0.042	0.073	0.082	0.065	0.080	0.061	0.082
	日平均値の最高値	ppm	0.023	0.015	0.011	0.017	0.015	0.015	0.017	0.028	0.030	0.024	0.028	0.027	0.030
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	72.6	72.9	74.1	67.6	65.0	66.8	62.4	59.0	54.4	65.4	68.3	79.4	66.7
高雄	有効測定日数	日	30	31	25	31	31	30	31	30	30	31	28	31	359
	測定時間	時間	720	744	607	740	744	720	744	720	733	744	672	739	8627
	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.005	0.008	0.007	0.005	0.005	0.006	0.008	0.006	0.006	0.008	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.033	0.027	0.028	0.030	0.032	0.018	0.023	0.024	0.034	0.035	0.025	0.037	0.037
	日平均値の最高値	ppm	0.013	0.012	0.008	0.015	0.012	0.010	0.011	0.012	0.016	0.012	0.012	0.016	0.016
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	76.3	74.6	73.4	73.2	66.6	73.1	70.7	72.0	70.3	73.3	74.9	74.3	72.7

表4-6 オキシダント濃度測定結果

測定局	項目		令和3年									令和4年			3年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市役所	有効測定日数	日	28	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	362
	昼間測定時間	時間	438	465	450	465	465	450	465	450	465	464	417	465	5459
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.046	0.046	0.047	0.034	0.031	0.039	0.036	0.032	0.028	0.032	0.037	0.040	0.037
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	12	18	17	8	12	10	7	3	0	0	1	4	92
		時間	61	122	115	45	43	49	31	6	0	0	2	22	496
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と時 間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の最高値	ppm	0.100	0.090	0.102	0.106	0.092	0.087	0.086	0.066	0.054	0.050	0.061	0.071	0.106
昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.059	0.064	0.064	0.054	0.052	0.057	0.052	0.047	0.039	0.043	0.047	0.054	0.053	
有年	有効測定日数	日	28	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	361
	昼間測定時間	時間	443	464	449	465	465	450	465	441	465	465	420	464	5456
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.039	0.041	0.040	0.029	0.027	0.031	0.026	0.022	0.023	0.025	0.031	0.035	0.031
	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数と 時間数	日	9	18	13	8	9	4	4	0	0	0	0	5	70
		時間	33	89	70	38	30	15	10	0	0	0	0	15	300
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の日数と時 間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の最高値	ppm	0.084	0.08	0.102	0.095	0.082	0.079	0.088	0.06	0.049	0.047	0.056	0.069	0.102
昼間の日最高1時間値 の月間平均値	ppm	0.054	0.06	0.059	0.05	0.046	0.049	0.045	0.041	0.036	0.039	0.044	0.051	0.048	

表4-7 降下ばいじん量の経年変化

(単位:t/km2/月)

測定地点	測定開始年月日	区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
天和 (集会所)※	41.12 (58.4)	最高	7.85	5.95	5.81	4.76	7.48	6.77	5.53	4.90	4.89	3.48	4.20	6.87	3.70	3.49	3.96
		最低	1.47	1.82	1.57	0.50	0.54	1.14	1.01	1.51	1.07	1.13	0.87	0.74	0.86	0.14	0.33
		平均	4.09	3.82	3.43	2.21	3.42	3.32	2.82	2.71	2.63	2.02	2.06	2.58	2.37	1.63	1.57
折方 (監視局)	41.12 (58.4)	最高	7.21	4.32	4.96	6.34	6.64	5.21	5.75	4.70	5.13	3.73	4.07	4.82	3.18	5.02	4.63
		最低	0.89	0.73	1.00	0.41	0.57	0.93	0.75	0.84	0.69	1.15	0.83	0.57	0.80	0.13	0.28
		平均	2.74	2.53	2.64	3.04	2.72	2.89	2.65	2.61	2.19	1.87	1.85	2.05	1.83	1.79	1.86
大津 (監視局)	47.6	最高	5.53	2.80	5.09	4.18	6.14	4.09	4.70	3.80	4.41	2.64	4.00	3.06	3.40	4.75	3.37
		最低	0.86	0.69	0.47	0.74	0.30	0.54	0.89	0.81	0.89	0.83	1.02	0.56	0.77	0.07	0.36
		平均	2.38	1.87	2.13	2.28	2.24	2.17	2.41	2.27	2.60	1.72	1.89	1.71	1.95	1.72	1.58
塩屋 (監視局)	40.7	最高	5.29	3.41	4.14	5.10	7.16	5.26	5.19	3.04	4.36	2.81	3.97	3.21	2.66	3.72	3.65
		最低	0.84	0.86	0.88	0.82	0.21	0.60	1.21	0.75	0.67	0.80	0.72	0.72	0.34	0.11	0.39
		平均	3.03	2.13	2.22	2.61	2.61	2.40	2.88	2.10	2.53	1.71	1.88	1.83	1.79	1.55	1.38
加里屋 (市役所)	39.11	最高	6.84	3.60	3.29	4.09	7.34	4.07	5.93	3.15	5.09	3.25	3.75	2.73	3.69	3.54	4.35
		最低	0.83	0.55	1.29	0.50	0.33	0.17	0.79	0.84	0.65	1.02	0.85	0.83	0.92	0.08	0.42
		平均	2.25	1.96	2.17	1.97	2.53	2.23	2.49	2.24	2.19	1.89	1.95	1.79	1.96	1.68	1.88
千鳥 (下水処理場)	61.4	最高	4.56	3.93	3.30	5.53	9.09	3.82	4.94	6.43	4.21	2.89	3.97	6.18	2.61	3.68	3.91
		最低	0.83	0.91	1.34	0.86	0.66	0.41	1.04	0.90	0.97	0.99	1.20	1.12	0.78	0.00	0.50
		平均	2.74	2.12	1.99	2.30	2.94	2.25	2.43	2.84	2.61	1.75	1.98	2.36	1.80	2.00	2.03
尾崎 (監視局)	56.5	最高	4.25	3.10	4.22	2.81	5.53	4.12	3.79	2.52	3.85	4.39	3.37	2.85	2.61	3.94	3.53
		最低	0.90	0.75	0.65	0.55	0.29	0.43	0.78	1.24	0.62	1.00	0.84	0.53	0.56	0.02	0.37
		平均	1.82	1.99	1.81	1.66	2.08	2.12	1.89	1.98	2.32	2.11	1.89	1.51	1.50	1.45	1.52
坂越 (監視局)	47.6	最高	6.26	3.12	5.40	4.12	7.37	4.79	5.06	4.80	5.53	3.89	4.26	4.81	3.19	3.49	4.53
		最低	0.56	1.17	1.18	0.76	0.42	0.42	1.02	1.16	0.70	1.02	1.15	0.84	0.84	0.21	0.54
		平均	2.04	2.03	2.52	2.36	2.62	2.61	2.60	2.54	0.86	1.93	2.31	2.27	1.90	1.37	1.94
高雄 (監視局)	56.5	最高	4.91	2.38	3.96	3.98	6.76	5.73	6.57	4.40	4.80	3.61	5.92	4.94	3.98	6.17	3.68
		最低	0.20	0.57	0.80	0.69	0.22	0.33	0.43	1.84	0.86	1.10	0.67	0.75	0.67	0.09	0.44
		平均	2.30	1.67	1.94	2.21	2.30	2.83	2.67	2.91	2.66	2.12	2.65	1.92	1.93	1.87	1.62
東有年 (監視局)	47.6	最高	5.95	3.88	5.97	6.58	5.43	3.24	7.20	2.57	5.87	4.31	2.62	4.34	5.56	3.18	3.43
		最低	1.10	0.63	0.87	0.62	0.27	0.42	0.64	0.78	0.48	0.77	0.49	0.78	0.74	0.13	0.27
		平均	2.38	2.05	2.81	2.69	2.04	1.89	2.35	1.84	2.41	1.88	1.70	1.69	2.00	1.43	1.89
年平均			2.57	2.21	2.37	2.33	2.56	2.47	2.52	2.40	2.51	1.90	2.03	1.97	1.91	1.65	1.72

(注) 平均値は、各年度各測定地点の全データを算術平均したものである。※:天和(~H21;監視局)

表 4-8 降下ばいじん中の主要成分測定結果

項目 測定地点	S i (t/km ² /月)				A l (kg/km ² /月)				C a (kg/km ² /月)			
	最 高	最 低	平 均	比率%	最 高	最 低	平 均	比率%	最 高	最 低	平 均	比率%
天 和	0.32	0.06	0.16	10.2	89	18	47	3.0	13	4	8	0.5
大 津	0.27	0.04	0.13	8.2	81	12	39	2.5	12	2	6	0.4
塩 屋	0.26	0.05	0.15	10.9	79	16	46	3.3	16	4	10	0.7
尾 崎	0.24	0.04	0.14	9.2	74	13	42	2.8	9	2	6	0.4
最 高	0.32			6.9	89			2.2	16			0.4
最 低		0.04		10.8		12		3.3		2		0.6
平 均			0.14	8.1			44	2.6			7	0.4

(注) 比率とは、降下ばいじん中に占める成分の割合を示す。(比率(%))=成分量÷降下ばいじん量×100)

5. 河川・海域水質等調査結果

表5-1 河川水質調査結果（定例調査）

水系	生活環境項目										その他の項目				
	測定地点名	月日	時刻	水温 ℃	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	Cl ⁻	NH ₄ -N	NO ₂ -N	NO ₃ -N	PO ₄ -P
						mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
千種川	檜原橋	6.2	10:10	22.0	7.6	0.7	2.8	5	8.9	7,900	7	0.04	0.01	0.46	0.02
		8.26	10:10	25.2	7.8	ND	1.4	ND	8.7	490	3	0.03	ND	0.32	0.01
		12.8	10:16	9.4	7.7	ND	1.4	ND	11	2,400	4	0.05	ND	0.66	0.02
		2.22	10:11	4.9	7.7	0.6	1.9	ND	9.3	23	16	ND	ND	0.25	ND
	有年橋	6.2	10:20	23.0	7.6	0.6	1.6	5	9.0	4,900	7	0.03	0.01	0.41	0.02
		8.26	10:21	25.7	7.7	0.6	1.4	ND	9.1	2,200	4	0.03	ND	0.35	0.01
		12.8	10:26	9.6	7.7	ND	1.0	ND	11	700	4	0.05	ND	0.70	0.01
		2.22	10:22	4.3	7.6	ND	1.6	ND	13	490	15	0.02	ND	0.30	0.01
	富原橋	6.2	10:29	22.5	7.6	0.6	1.5	3	7.7	4,900	6	0.04	0.02	0.46	0.02
		8.26	10:28	26.2	7.4	1.0	1.5	1	7.5	22,000	4	0.04	ND	0.39	0.01
		12.8	10:34	9.7	7.5	0.5	1.2	1	11	3,300	4	0.04	ND	0.78	0.01
		2.22	10:32	5.0	7.6	ND	1.9	ND	12	240	13	0.03	ND	0.31	0.01
高雄橋	6.2	10:41	23.2	7.6	0.6	1.5	5	8.4	17,000	7	0.03	0.02	0.46	0.02	
	8.26	10:40	26.5	7.6	0.5	1.6	1	8.3	7,900	4	0.03	ND	0.39	0.01	
	12.8	10:45	10.1	7.7	0.5	1.3	1	11	490	4	0.04	ND	0.75	0.01	
	2.22	10:46	5.6	7.7	ND	1.9	1	13	130	13	0.03	ND	0.27	0.01	
高雄橋下流	6.2	10:48	22.9	7.4	ND	1.5	3	7.8	3,300	7	0.05	0.01	0.52	0.02	
	8.26	10:47	26.8	7.4	1.1	1.1	2	8.5	4,900	5	0.06	ND	0.43	0.01	
	12.8	10:54	10.3	7.6	ND	1.0	1	11	1,300	4	0.05	ND	0.77	0.02	
	2.22	11:16	6.6	7.6	ND	1.7	1	13	49	10	0.02	ND	0.27	ND	
坂越大橋	6.2	11:00	23.2	7.5	ND	1.6	4	8.8	17,000	7	0.05	0.02	0.50	0.02	
	8.26	10:58	26.8	7.5	0.5	1.0	1	7.9	3,300	4	0.02	ND	0.45	0.01	
	12.8	11:04	10.1	7.6	ND	1.0	2	11	1,300	5	0.03	ND	0.79	0.01	
	2.22	11:26	5.5	7.6	ND	1.8	ND	12	33	11	0.02	ND	0.27	ND	
新赤穂大橋	6.2	11:22	22.8	7.6	0.6	1.9	4	7.8	1,400	7,100	0.08	0.02	0.28	0.03	
	8.26	11:19	27.6	7.6	1.0	1.7	ND	8.5	130	320	0.04	0.01	0.46	0.01	
	12.8	11:26	12.7	7.9	0.8	1.7	2	8.8	330	11,000	0.08	0.01	0.25	0.02	
	2.22	13:11	7.5	8.0	ND	2.7	1	11	2.0	10,000	0.03	ND	0.09	0.01	
加里屋川	中洲橋	6.2	11:13	24.2	7.9	0.8	3.4	6	8.0	4,900	7	0.03	0.01	0.09	0.03
		8.26	11:09	27.1	7.2	0.7	2.5	6	7.4	33	4	0.02	0.01	0.26	0.02
		12.8	11:18	10.8	7.5	0.8	2.8	4	11	1,700	5	0.05	0.01	0.76	0.02
		2.22	11:41	6.2	8.0	0.8	3.0	3	13	33	8	0.03	ND	0.04	0.02
城南橋	6.2	11:29	24.0	7.5	1.2	3.4	8	8.7	4,900	21	0.14	0.02	0.14	0.05	
	8.26	11:24	28.0	7.2	1.2	2.9	4	7.8	490	37	0.07	0.01	0.66	0.10	
	12.8	11:31	11.1	7.5	1.1	3.0	4	9.6	3,300	56	1.1	0.02	0.67	0.05	
	2.22	13:19	6.0	8.2	5.6	6.9	7	11	1,400	650	22	0.14	0.65	0.02	
新城西橋	6.2	11:35	24.1	8.5	0.7	3.2	5	13	49,000	470	0.09	0.03	0.17	0.16	
	8.26	11:27	28.0	7.7	0.7	2.6	3	8.2	490	600	0.14	0.02	0.38	0.09	
	12.8	11:35	11.8	8.3	0.5	3.9	3	13	13,000	1,400	0.12	0.01	0.24	0.16	
	2.22	13:24	5.0	8.1	0.9	4.7	6	12	490	1,500	0.13	0.01	0.14	0.12	
長谷川	上組橋	6.2	9:33	17.5	7.0	0.5	0.8	1	9.4	13,000	5	0.03	0.01	0.15	ND
		8.26	9:41	22.7	6.9	0.9	1.3	ND	8.9	24,000	2	0.01	ND	0.08	0.01
		12.8	9:46	12.5	6.9	ND	0.9	ND	10	1,700	3	0.04	ND	0.35	0.01
		2.22	9:40	4.6	7.1	0.6	0.7	1	12	49	4	0.01	ND	0.27	ND
大津川	船渡橋	6.2	9:13	18.9	7.0	ND	3.4	11	8.4	49,000	47	0.04	0.02	0.91	0.01
		8.26	9:19	26.3	7.3	0.6	2.1	11	8.8	4,900	500	0.05	0.01	0.78	0.02
		12.8	9:23	12.9	7.4	ND	1.7	1	11	1,300	130	0.04	ND	0.86	0.01
		2.22	9:15	6.0	7.5	ND	1.2	ND	13	330	99	0.02	ND	0.39	ND
	石ヶ崎橋	6.2	9:05	23.7	7.5	0.8	3.2	6	7.3	3,300	6,800	0.10	0.03	0.43	0.02
		8.26	9:10	28.6	8.0	2.1	4.8	15	9.5	1,300	9,700	0.07	0.01	0.15	0.04
		12.8	9:14	12.0	7.9	1.3	2.4	14	8.2	240	14,000	0.10	0.01	0.11	0.02
		2.22	9:05	5.7	8.0	0.9	2.9	2	10	79	13,000	0.04	ND	0.04	0.01
塩屋川	塩屋橋	6.2	8:55	22.8	7.3	0.7	3.5	4	6.9	33,000	26	0.10	0.02	0.55	0.03
		8.26	9:01	27.0	7.3	0.9	4.1	2	6.0	17,000	22	0.06	0.02	0.90	0.02
		12.8	9:04	9.8	7.7	0.5	3.9	2	10	1,700	23	0.05	0.02	1.5	0.03
		2.22	8:57	2.4	7.8	ND	2.8	ND	11	790	49	0.02	0.02	1.7	0.01
矢野川	黒尾橋	6.2	9:50	22.2	7.4	1	4.4	16	9.4	22,000	9	0.07	0.05	0.92	0.09
		8.26	9:56	26.8	7.5	1.2	2.8	ND	9.1	17,000	5	0.05	0.01	0.85	0.04
		12.8	10:01	11.0	7.7	ND	2.2	1	12	4,900	7	0.03	0.01	1.0	0.04
		2.22	9:57	5.0	7.7	0.9	2.6	2	14	1,700	9	0.03	0.01	0.64	0.04
定量限界						0.5	0.5	1	0.5	1.8	1	0.01	0.01	0.01	0.01

(NDは定量下限未満を示す。)

6. 自動車騒音常時監視調査結果

(1) 環境基準の達成状況（道路種類別）

表6-1 道路種類別の面的評価結果（戸数）

道路種別	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)
高速自動車国道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
都市高速道路															
一般国道	1,283	1,240	33	0	10	440	419	13	0	8	843	821	20	0	2
都道府県道	1,365	1,365	0	0	0	514	514	0	0	0	851	851	0	0	0
4車線以上の市町村道															
その他の道路															
全体（住居等戸数）	2,655	2,612	33	0	10	959	938	13	0	8	1,696	1,674	20	0	2

表6-2 道路種類別の面的評価結果（割合）

道路種別	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)	昼夜とも 基準値 以下 (%)	昼間のみ 基準値 以下 (%)	夜間のみ 基準値 以下 (%)	昼夜とも 基準値 超過 (%)
高速自動車国道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
都市高速道路												
一般国道	96.6	2.6	0.0	0.8	95.2	3.0	0.0	1.8	97.4	2.4	0.0	0.2
都道府県道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
4車線以上の市町村道												
その他の道路												
全体（割合）	98.4	1.2	0.0	0.4	97.8	1.4	0.0	0.8	98.7	1.2	0.0	0.1

(2) 環境基準の達成状況 (路線別)

表6-3 路線別の面的評価結果 (戸数)

一連番号	路線名	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
		住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)	住居等 戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼間のみ 基準値 以下 ② (戸)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (戸)
1	山陽自動車道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
2	一般国道2号線	168	126	33	0	9	46	25	13	0	8	122	101	20	0	1
3	一般国道250号線	1,115	1,114	0	0	1	394	394	0	0	0	721	720	0	0	1
4	県道坂越御崎加里屋線	799	799	0	0	0	334	334	0	0	0	465	465	0	0	0
5	県道赤穂佐伯線	86	86	0	0	0	21	21	0	0	0	65	65	0	0	0
6	県道岡山赤穂線	41	41	0	0	0	14	14	0	0	0	27	27	0	0	0
7	県道赤穂港線	228	228	0	0	0	80	80	0	0	0	148	148	0	0	0
8	県道周世尾崎線	211	211	0	0	0	65	65	0	0	0	146	146	0	0	0

表6-4 路線別の面的評価結果 (割合)

一連番号	路線名	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
		昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも 基準値 以下 ① (%)	昼間のみ 基準値 以下 ② (%)	夜間のみ 基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも 基準値 超過 ④ (%)
1	山陽自動車道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	一般国道2号線	75.0	19.6	0.0	5.4	54.3	28.3	0.0	17.4	82.8	16.4	0.0	0.8
3	一般国道250号線	99.9	0.0	0.0	0.1	100.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.0	0.0	0.1
4	県道坂越御崎加里屋線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	県道赤穂佐伯線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	県道岡山赤穂線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	県道赤穂港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	県道周世尾崎線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

赤穂の環境 (第53号)

令和4年度版

令和4年9月発行

編 集 赤穂市市民部環境課
赤穂市加里屋81番地
TEL: 0791 (43) 6821
FAX: 0791 (43) 6892